

経営学考

—「経営学の体系化」について—

キーワード：経営学ブーム，経営学の学問的性格，経営学の研究視角，
経営学の全体像（構想），経営学に対する現実の要請に応える

鈴木 幸毅

序

経営学は、今世紀初頭、アメリカとドイツを中心にして生まれた。今世紀の学問である経営学も、間もなく1世紀に及ぶ歴史をもつ。その間ににおける経営学の進歩には、剋目すべきものがある。たとえば、わが国の場合、経営学が「商業経営論」などの名で高等教育機関で講義されるようになったのは、大正年間（1910年代）になってからであり、最初の経営学部が生まれたのは、昭和24年（1949）新制大学発足の時であるが、今や経営学部や経営学科は多くの大学に設置され、経営学は社会科学の一つとして必須の講義科目となって、経済学と並ぶものになっている。特に、現在のように大規模企業が経済活動の中心的担い手となっている場合には、企業経営の発展が経済発展の趨勢を決定するといっても過言ではない。わが国の場合、経営学部・経営学科が多くの大学に設置されたのは1960年代（昭和35年以降）のことである。それは当時、高度経済成長を基盤とし、企業経営を担う人材の養成など社会的要請を背景とするものであった。それが最近（1980年代）では、情報技術の進歩・発展とともに情報関連分野が大きく進展し、それを基盤として経営情報学部やそれと類似の学部・学科が

多くの大学で設けられている。それは、情報を中心とした経営学的研究・教育の形を提示するものである（橘 博・大橋昭一編著『経営学へのアプローチ』ミネルヴァ書房、平成3年（1991）、はしがき）。

このように発展してきた経営学が、終戦後、いわゆるアメリカ経営学の研究ないし輸入の名において、アメリカに発達した各種の管理技術がわが国に導入せられてきて、それが、わが国における管理の合理化に対して多くの寄与をなし、現在に至っていることは、周知の事実をなしている。そして何人もこれを否定しえない。しかし藻利重隆は、「それが、はたして所期の効果を実現したかどうかについて、少ながらざる疑念をいだかざるをえない。こうした事情の反省において、われわれのとくに問題とするべきは、終戦以来アメリカから輸入せられて来たものが、はたして、『経営学』の名に値するものであったかどうかということであろう」という（藻利重隆『経営学の基礎』（森山書店、昭和31年（1956）、序）。この言説は、同学の意をよく現わしていると思われる。経営学の理論確立と体系化の始まりである。この始動に続く経営学体系化の進展について、以下、経営学総論（入門）の単著—Aとする—と編著（共著）—Bとする—を幾つか取り上げて、著書の意図や構想などを示し、若干の考察を行う。

なお、本稿において取り上げた著書は、あくまでも限りある個人収集の文献によるものであることを、予めお断りしなければならない。

I 「経営学ブーム」から「〈学〉としての経営学の体系化」へ ～1950年代後期（昭和31～35年）と1960年代（昭和36～45年）～

野田信夫は、『経営学』（ダイヤモンド社、再改訂版、昭和50年）において次のように云う。数年前の昭和30年（1955）頃に始まった“経営学ブーム”が消え去り「わが国も公害、消費者主権、企業不信、企業エコロジーなどの新局面を迎える、社会的に新たな段階に入った…。今回の改訂の

主たる点は、経営学の方法論を割愛して、私が年来唱導していた企業の社会的責任をさらに拡充し…『企業存立の三要件』…の仮設の論証とそれから引き出される原理を明確に設定する形を取っている。そのために…企業論的論述に多くの紙面を当てた。」（再改訂版、序文）

同時期、藻利重隆『経営学の基礎』森山書店、昭和31年（1956）及び占部都美『近代経営管理論』ダイヤモンド社、昭和32年（1957）が著されている。

古川栄一は、『経営学入門』経林書房（昭和37年（1962）において、「本書は、昭和32（1957）年末、著者が経林書房の新発足を記念して公刊した『初等経営学』の新版で…旧著の全面的改定をほどこし、とりわけオートメーション、マーケティング、分権管理（事業部制）などその後に新しく展開した問題領域を取り入れ、…『経営学入門』と改題し、同時にその体裁をも変更した。」と述べている。

1. A – i 「野田経営学」

野田信夫『経営学』ダイヤモンド社、昭和30年（1955）；大改訂版、昭和42年（1967）；再改訂版、昭和50年（1975）

野田は、経営学の「目的」を、「企業体を有効に経営するために必要な条件及び方法をきわめること」とする。その「対象」は「企業体」で、同時に「それは生産体である。」そして「生産」は「交換を通じて人の需要に応ずること」であり、それには狭義の生産も配給その他のサービスもすべて含まれる。企業体の「有効な経営」とは、経営者は使用可能な経営資源（労力、資材、資金）をもっとも有効に使用して経営しなければならないということであるが、その意味を知るには、「経済」とその本質を把握する必要がある。すなわち、「経済とは、最も有効な需要にたいして、最も有効な努力、資材、資金を最も有効に処分せんとする行為である」ので、経済の「本質」は、「欲望充足（すなわち需要）の有効性判断に従う充足

過程」である点に存する。この有効性の判断基準は「生産性」—ここでは「企業が社会の期待に応じ得る度合」で社会的な「投入と产出の関係」—である。この基準に従って経営者は経営資源をもっとも有効に使って「何をどれだけ生産するか」「いかにそれを生産するか」「これをだれのために生産するか」を決定しなければならない。したがって、「経営」とは「企業が、したがって経営者がその有効性判断にもとづいて、何を、いかに、だれのために生産するかを決定し、その決定に従って企業の業務を計画し、組織化し、統括することを意味する。この経営に必要な「条件」と「方法」とは、正常な永続する「代表的企業」に対して外部から与えられている、または与えられると予想できる与件の下で、その目的をもっとも有効に達成するために必要な諸条件、およびそのような企業において経営者が経営上考慮し選択するうえで役立つ経営管理技術のことである。この意味において経営学は経営管理学ないし管理技術学と称する場合があるが、経営学においては「企業体の有効性判断がいろいろ異なる社会的・経済的条件によって支配される現実を一般的な現象として機能的とらえ、そのそれぞれの社会的・経済的条件下における合目的性を批判するとともに、いかなる社会的・経済的条件のもとにおいても妥当する原則をできるだけ見きわめることを任務としなければならない。…「ゆえに、企業体の経営は常に社会的・経済的条件に応じての特性を備えて具体化され、定質化されているが、経営学は社会的・経済的条件と一体化した経営意識の特性をとらえながら、およそ人間社会の生産構造としての近代的生産体の企業行動および経営方法的一般性についての認識を確立しなければならない。…企業体の行動ないし経営という現象は、けっして資本主義社会特有の現象ではない。労働力が商品として存在してもしなくとも、労働力がある限り経営現象はそれとして存在する。しかし生産方式の歴史的発展段階の差異までも無視するほどの抽象化は学問として無意味であるから、対象とする企業体はいうまでもなく近代的産業のそれである。…経営学の本来の目的は、あらゆるこれ

らの条件に対する一般的独立変数としての法則性を導き出すことでなければならない。企業というものを〈組織された生産体〉と考える限り共産制の下でも企業の存在は必然である。」（前掲、第1章 総論より）

「野田経営学」は、アメリカ経営学を核とした経営学の体系化であり、それは独自の方法論に立つ「アメリカ経営学」の「野田化」的摂取といえよう。

以下に、初版において唱導したところを、版を重ねて確信し、その拡大を図った再改訂版〔昭和50年（1975）〕の目次構成を「野田経営学」の体系化構想として記し、若干付言する。カッコは、現在ならば付けたであろうタイトルを仮に筆者が書き加えた。

1. 経営学の目的と対象
2. 企業存立の三要件（企業目的）
 1. 利益, 2. 従業員の幸福, 3. 企業の社会的責任
3. 企業の支配（企業形態）
 1. 支配形態, 2. 権力体としての企業, 3. 経営
4. 組織（経営組織）
 1. 組織の発生形態（経営組織の構造）, 2. 組織の理論（権限と責任の理論）
5. 利益（計数管理）
 1. 利益の概念, 2. 付加価値と生産性
6. 業務活動⁽¹⁾
 1. 業務管理：科学的管理（テイラー科学的管理の原理）、業務管理の理論⁽²⁾（管理過程論）、職務設計⁽³⁾、業務処理と意思決定⁽⁴⁾、集団活動⁽⁵⁾、業績評価⁽⁶⁾, 2. 需要と生産⁽⁷⁾, 3. 経済性計算⁽⁸⁾：技術の経済性、操業度、能率
7. 従業員の幸福（人間性尊重の企業経営）
 1. 組織人⁽⁹⁾（従業員の「幸福」と企業の民主化）, 2. 労使関係（労

使関係)

8. 企業の社会的責任（企業社会責任）

1. 企業の公共性：公共性の認識，消費者主権，公害責任， 2. 社会的責任：社会環境，社会的責任の範囲，アメリカ企業の公共関係

注記：

- (1) 生産管理論，販売管理論，財務管理論，労務管理論などの個別管理論に加えて一般管理及び個別業務管理が混在して扱われ，また組織理論の諸問題が取り上げられている。その後，後続の研究により整理され，経営学の体系化が進む。
- (2) 業務管理の理論は，生産，販売，財務，労務等に関する業務 operations に共通し貫徹している計画化，標準化，統制化の管理サイクルを扱う。管理過程論に相当。
- (3) 一般職務・職能，及び現場の作業とくに生産現場の職務をともに扱う。
- (4) 業務処理における判断と情報を扱うに際しての電算処理の問題，業務処理の意思決定での選択原理：極大化，最適化，満足化の問題など。
- (5) 業務のワンマン処理，集団討議決定，多数合意形成など。
- (6) 判断基準としての企業業績：収益性と生産性，市場活動：顧客満足，製品開発：新規性と先駆性，管理職等の人員開発：？，従業員の勤務態度：？.
- (7) 欲求階層説，R & S，需要予測(マーケティング調査)，生産方式(採掘産業，組立生産，プロセス生産，装置産業)。
- (8) 技術の経済性：生産と投入関係の貨幣価値表示としての経済性，操業度：業務活動の指標，能率：技術的能率(例えば，1時間当たり生産量)，技術的合理性(例えば，生産費 1,000 当たり生産量)，経済的合理性(例えば，投下資本当たり利益)，及び商業的合理性(例えば，一人当たり生産額)。
- (9) 人間関係論及び行動科学等の人間仮説ないし人間モデルと組織理論が扱われる。

2. A - ii 「藻利経営学」

藻利重隆『経営学の基礎』森山書店，初版 昭和 31 年 (1956)；第二版 昭和 32 年 (1965)；改訂版 昭和 37 年 (1962)

藻利は，本書で経営学の学問的な性格を正面から取りあげて論ずる。そ

のためには「まず、経営学そのものの学問的性格を究明することを必要とするのである。こうした意味において、経営学の学問的な性格を究明することを、その課題とする。本書におけるわたくしの主張を、結論的に要約するならば、経営学は資本主義経営たる企業、ないし企業の活動をその研究対象とするとともに、こうした企業活動の実践原理を究明し、これにもとづいて、各種の実践原則を体系的に確立することをその課題とするものだというにある。そして、こうした意味において、経営学は、まさに、経営管理学をなすと解せられる。しかも、企業活動の本質は、営利的商品生産活動に、そして、実質的には無限持続的な企業維持活動に見出されているのである。」（同上書、初版、序）

改訂版は「経営学ブーム」と呼ばれる事態が招来している時期に出され、初版と第二版の一部を組み換え、三編を増補している。ここには第二版の目次構成、したがって「藻利経営学」の体系を掲記する。〔…〕は、第二新訂版、昭和40年（1965）の章題名を筆者が加えた。

1. 経営管理の発展
2. テイラア・システムの本質
3. フォード・システムの本質
4. 能率増進と賃金
5. 経営職能の構造〔経営の職能的構造〕
6. 経営管理職能〔経営管理の体系〕
7. 管理事務職能〔経営管理と管理事務〕
8. 経営管理組織〔経営管理の組織〕
- 〔9. 経営管理の制度〕

付録 経営者の階層的構成とその職能 [改題して、10. 経営者の組織
— [最高経営管理の組織] —]

「藻利経営学」は、彼の学問的立場、すなわち〈企業の実践原理＝指導原理〉→〈営利原則＝利潤率の極大化とその長期化＝総資本付加価値率の

極大化〉並びに〈企業の実践原則＝企業維持（資本維持と労働維持）の原則〉に立ってアメリカ発経営学を批判的に受容し、「生産」「労務」「財務」などに関する「経営管理学」として経営学を捉えている。藻利重隆『経営管理総論』（新訂版）千倉書房、昭和 31 年（1956）を参照されたい。なお、個別経営（部門管理）職能については別に論ぜられる、例えば、『労務管理の経営学』千倉書房、昭和 33 年（1958）を参照のこと。

3. A – iii 「占部経営学」

占部都美『近代経営管理論』ダイヤモンド社、昭和 32 年（1957）

占部は、『近代管理学の展開』〔有斐閣、昭和 41 年（1966）〕の序文において、「『近代経営管理論』（昭和 32 年）を出版した頃から日本には、正確な表現ではないが、いわゆる〈経営学ブーム〉がおこり、経営管理論を中心とする日本の経営学研究は、学界と実務界の両方において、強大な、しかも広い裾野をもった盛り上りを見せた。」と述べている。そしてその『近代経営管理論』（昭和 32 年）の序において次のようにいう。「経営を全体として管理しようとする実践的要請からしても、また経営管理の諸問題を統一的な知識体系として整序しようとする理論的要請からしても、経営管理の一般原理を経営管理論として確立することが必要である。…われわれの扱う経営管理の一般原理は、経営を全体として総合的に管理するための実践的な原理であるとともに、トップ・マネジメントから第一線監督者にいたるまで管理階層のいかんを問わず、また財務管理、生産管理などの管理領域のいかんを問わず、すべての管理活動に共通する一般原理を扱うものである。その場合、経営管理の本質、経営政策、経営組織論および経営の人間関係がその主たる構成内容をなす、…販売管理、生産管理、財務管理などの領域は各論で十分に耕されてきているので、…割愛することにした。」ここに、近代組織論に立つ経営管理論＝近代管理学⇒経営管理学としての経営学⇒組織論的経営学の主張と体系化が看取される。その目次

構成、したがって「古部経営学」の体系をここに掲記する。〔…〕は、筆者が追加した。

1. 経営管理論の課題
2. 近代経営管理の基礎
3. 経営管理論の発展
4. 経営管理の概念
5. 経営管理の職能
6. 管理原則と決定の理論

〔6－1. 管理原則〕

〔6－2. 決定の領域と概念 決定の原理と過程〕

7. 経営政策
8. 経営組織（I）〔組織構造と設計〕
9. 経営組織（II）〔委員会組織と分権〕
10. 経営の人間関係

補編 1. ラインとスタッフの理論

補論 2. 経営学における管理論的思考

4. A－iv 「古川経営学」

古川栄一『経営学入門』経林書房、昭和37年（1962）；新版 昭和41年（1966）；改訂 昭和47年（1972）

「とりわけ現代企業において、その中心的重要な役割を担っている専門経営者の観点から、企業経営に関する総合的知識を提供するように配慮した。それは、現代の企業は、出資者、債権者、労務者、取引先、消費者、政府関係者など、各種の利害者集団との相互の複雑な関係のうちにあって、その経済活動を遂行しており、経営者はそれに対する統一的存在になっていると考えられるからである。「このように現代企業における複雑かつ多岐にわたる経営問題を、その中心的存在としての経営者の統一的観点から

整理し、これを経営者の責任を有する総合管理との関係にもとづいてできるだけ体系的に説明しようとした。そのために企業の各部門管理に関する個々の問題領域についてはその概観にとど」めた（古川栄一『経営学入門』経林書房、昭和37年（1962）、はしがき）。ここに、著書の著書目次構成、したがって「古川経営学」の体系を掲記する。

1. 経営学序説 経営学の研究対象、研究方法、及び発展
2. 現代企業の発展
3. 企業の諸形態
4. 企業の集中形態
5. 現代企業の管理組織
6. 現代企業の現場管理
7. 現代企業の労務管理
8. 現代企業の財務管理
9. 現代企業の利益管理
10. 分権管理と事業部制

II 自説による体系化

～1970年代（昭和56～65年）及び1980年代（昭和66～75年）～

この時期は、経営学が著しく多様化するとともに専門化が進み、連動して経営学関連の学会が乱立し、その反面において経営学の総合化ないし統合化の動きが見られた。経営学は「混迷」を極めているかのようである。

山本安次郎は、『経営学の基礎理論』〔ミネルヴァ書房、昭和42年（1967）〕において、「眞に本格的な経営学」の確立に向けて次のように主張した。「眞に本格的な『経営学』はどんな学問か…を明らかにすることは…われわれの経営学本質論の結論にほかならない。…ところで、これまでの批判的考察においては実はわれわれ自身意識的に…経営学という言葉は…ただ『経

『営の学』を意味し、『経営』のどのような『学』であろうとすべてこれを経営学とみなしたのであった。…そしてこれらを経済学説、管理学説、組織学説の三つに大別して、それぞれについて批判的考察を加えてきた。…かかる検討を…回顧してみれば、それらは『経営』に何らかかの意味で関連する（否定も関連である）という限りにおいては経営学であろうが、眞に『経営』そのものを問題とするという意味では『経営の学』とはいえないことが理解される。いな、経済学説は『経営』を避けて通ることを意図し、管理学説は『経営』を狙いながら管理作用に止まり、組織学説は『経営』を通り過ぎて組織にいってしまったのであった。バーナードやサイモンの言葉を借りれば、それらは『経営の周辺』をうろうろするか、あるいは『経営の真髄』に達しないか、あるいは過ぎてしまうかであった。もしそうだとすれば、眞に『経営』を経営として正面から問題とする本当の経営学が求められざるを得ない。しかば、その本当の『経営学』はどのようなものか。…経済学説と管理学説をテーゼとし、組織学説をアンティ・テーゼとすれば、いまや新しいジンテーゼが必然的に問題となる。そしてかかるジンテーゼを通して初めて本格的な『経営学』が成り立つのである。」（同上書、pp.27～28）

吉田和夫は、「今日、現実は目まぐるしく移り変わり、ますます複雑多様化して、経営学も頃末主義や技術主義に陥る傾向がある」状況を憂え、ドイツ経営学の観点から、社会科学を目指す経営学の体系と理論を改めて問い合わせ直して、原理的なものを示す必要なことを説いている（『経営学大綱』同文館、昭和 60 年（1985），序）。

高柳 晓と飯野春樹は、編著『新版経営学』〔有斐閣、（1）総論 昭和 67 年（1992）；（2）管理論 昭和 66 年（1991）〕のはしがきにおいて、次のように述べている。「15 年前（総論 1975 年；管理論 1977 年）の出版の際、本書を組織論（近代管理論）の立場で体系化した理由については、基本的に現在もそそまま当てはまる…。「すなわち、従来、能率一辺倒、

生産性向上至上主義できた企業経営が、人間疎外などの現象に対して発せられた人間性尊重の大きな声の中で転機を迎えていることは、周知の事実である。経営参加が現実の問題になりつつあるのが、世界の動向である。もはや人間性尊重の労働者の声を無視しては、企業経営を続けていくことはできないのが、先進国における状況である…。「しかしながら、この人間性尊重を進めるため、従来の生産性向上の努力を捨て去ってよいであろうか。資本主義下の企業は生産性が低下しては成立しえないし、資本主義・社会主義を問わず、生産性が低下しては、経済自体が沈滞し、社会福祉も不可能になり、生活水準を大幅に切り下げなければならぬという社会問題を生ずる。したがって、現代のわれわれに残された道は、人間性尊重と生産性向上とを両立せること以外にはない。いくら困難でも、人類が将来とも繁栄していくためには、この両立の道を探り出していかなければならない。「この解決の道を示してくれるとと思われる理論が、私たちの考えによれば組織論なのである。組織論は、人間を種々の感情をもち、知識等の限界をもっている存在ではあるが、一定の範囲内では合理的な行動をとるもの、すなわち意思決定者と把握して、その上に理論を展開している。したがって、組織論は、人間性尊重を基礎にしながら、人間の合理的な行動を追求しているわけであり、人間性尊重と生産性向上（合理性追求）との双方を同時に達成させようとしているのが基本的立場…である。まさに、現代が最も切実に要求している問題に応えようとしているのが、組織論であるといいうるのである。」（高柳 晓・飯野春樹編著『経営学 新版』有斐閣、昭和 66 年（1991），はしがき，pp. ii～iii）

こうしたことが、経営学の自説ないし主潮に立つ体系化につながったと思われる。2, 3 の主張を挙げることにする。

5. A-v 「岩尾経営学」

岩尾裕純『経営経済学』丸善、昭和 49 年（1974）

「巨大資本グループの大企業が事実上社会の主人公であり、その行動がすべての動きの基盤となる資本主義社会では、将来のことは別として、当面、今日大企業の資本蓄積の行動を主要な対象とする管理問題が中心である。したがって、そのような管理問題を研究する〈経営管理の経済学〉が、私にとってはようやく納得しうる立場である。」その「経営管理の経済学」という立場から、経営学の研究視角は次のように定められる。

- (1) 資本主義の下で今日大企業が行う資本蓄積の行動のあり方に対する総体的研究
- (2) 企業が資本蓄積のために執り行う集団労働（精神的、管理的と肉体的、作業的）の歴史的な具体的仕組みと目標に関する研究、及びそれらの集団労働のもつ一般性と特殊性の分析
- (3) 集団労働の構成要素であるとともにそれを統率する精神労働である「管理」行為の歴史的・具体的な展開と、管理行為のもつている二重性に関する分析
- (4) 管理行為と結びつきその一部となって管理の実行を保障する管理技法の系統的なしきみと、管理技法がもつている二重性に関する研究
- (5) 管理技法の社会的機能とその技法をつくりあげている思想的性格の研究

こうした経営管理問題の研究は、次のような社会科学として根本的に重要な課題を含んでいる。その1:管理するもの（精神労働）とされるもの（肉体労働）の関係（対立とその解消）、その2:管理技法の一般性・普遍性とその発展・継承、その3:経営管理の研究の精密科学としての発展、など。このことは経営管理問題の研究は、けっして問題の解釈に終わるのではなく、実践的な性格と意味をもつとともに、社会と科学の発展に資する（同上書、序文）。

「岩尾経営学」では、経営学は「経営管理の経済学」として成立し、経

営管理学—藻利経営学でいう「企業の運営と維持の理論」一である。その目次構成、したがって「岩尾経営学」の体系は、経営管理技法を中心据えている。〔…〕は筆者の観点から付した章・節題である。

1. 企業の発展と管理問題〔管理問題の史的考察〕
2. 経営管理の基本的性格〔経営学の方法論的基礎〕
 1. 管理の概念 2. 経営管理技法の基本的性格 3. 経営管理技法における制度と組織に關係 4. 資本循環の三公式と管理形態
3. 経営管理「科学化」の展開〔経営管理の発展 1〕
 1. 科学的管理法成立とそのしくみ 2. トップ・マネジメントによる科学的経営の展開 3. 意思決定の行動科学技法と組織
4. 企業の発展と経営管理技法の展開〔経営管理の発展 2〕
 1. 会計制度による経営管理技法の展開〔総合管理（資本管理）の発展〕 2. 個別的具体的管理のしくみとその展開〔個別管理の発展〕
5. 人間にとって企業経営とは何か〔人間の顔をした企業〕

6. A – vi 「企業論としての経営学」

田島壮幸『企業論としての経営学』税務経理協会、昭和 59 年（1984）

「本書は、経営学が一種の企業論であるとする立場から書かれている。すなわち、経営学は、市場経済体制の中で営利的商品生産活動を営む企業を研究の対象とし、企業がその活動を合理化しようとする努力とそれが企業の成果あるいはわれわれの社会生活に及ぼす影響との究明を課題とする。」（同上書、はしがき）

目次構成、したがって田島の経営学体系は次のようである。それは方法論、企業論、生産論、販売論の 4 部構成とみられ、そのことを筆者が [1], [2], [3], [4] として加筆した。

[1] 経営学の方法

1. 経営学の対象と課題

[2] 企業論

2. 市場経済体制下の企業
3. 企業形態と株式会社
4. 資本と経営の分離と企業の目的
5. 企業活動の構造

[3] 生産論

6. 生産活動の合理化と機械化および大規模化
7. 生産活動の合理化と作業組織
8. 企業活動の合理化と管理組織

[4] 販売論

9. 市場形態と生産活動の合理化
10. 企業活動の合理化と企業の対市場活動

7. A – vii 「体制適応と体制批判の経営学」

吉田和夫『経営学大綱』同文館、昭和 60 年（1985）

ドイツ経営学（経営経済学）は、個別経済的構成体としての企業の技術的面を対象とする経営科学と社会的面を対象とする経営社会学に並列し、経済的面を対象する実践科学としての社会科学であり、歴史的及び社会的にその役割を担い果たしてきたが、それには 2 つの潮流があり、その 1 つのドイツ経営学を代表するグーテンベルク経営経済学は、「体制適応の経営学」である。すなわち、「〈生産要素・給付要素の結合課程〉としての企業は結局、経済状況の変化に、ひいては所与の経済体制に、生産、販売、財務の各面の調整を通じて、さらに具体的にいえば、管理決定機能による生産計画、販売計画、財務計画の相互調整を通じて、適応しようとするものである。」（同上書、p.103）もう 1 つは、高度経済成長にもかかわらず国民生活一般は順調に維持、向上せず自然破壊や社会的弱者の困窮等が歴然とし、こうした側面に焦点を合わせる理論科学としてグーテンベルクとは異なる社会科学としての経営経済学が要請され、体制批判の経営学が形成され、資本主義経済の本質である剩余価値の生産の問題を中心に経営学の任務を明らかにした（同上書、p.141）。

8. B – i 「近代組織論としての経営学」

高柳 晓・飯野春樹編著『経営学（1）総論』有斐閣、昭和 50 年（1975）、『新版』昭和 67 年（1992）；『同（2）管理論』有斐閣、昭和 52 年（1977）、『新版』昭和 66 年（1991）

「この経営学の教科書は、近代管理論即ち組織論の体系の中に伝統的な管理論の内容を盛り込んで編集されたものである。「…15 年前に編集し出版されたもの…の改訂版である。この 15 年間に世界も日本も大きく変化し、経営の実際と経営学の内容も変わってきている。「…特に世界情勢が大きく変化した。ペレストロイカ→ベルリンの壁の撤去→ソ連・東欧の自由化は、社会主義が崩壊し、自由主義国家へと転換した歴史的大事件であった。湾岸戦争…アメリカが国連を通じ、地域紛争に対し世界の警察の役割を果たすことを示した衝撃的事件であった。「経済面でも、南北格差はますます拡大…、日本とアジア NIES の成長…。日本の貿易黒字は縮小せず、日米経済摩擦の一層の深刻化…。日本経済…バブルの出現と崩壊、その間に生じた証券の損失補填と銀行の不正融資事件…。「こうした経済の動きは、一方で日本の経営の特徴に世界の注文を集めさせ、多国籍企業のグローバル戦略を一層重要なものにさせた。また他方、企業倫理の重要さを改めて認識せることとなる。」（『新版』、はしがき、p. ii）

『新版（1）総論』の目次構成、したがって経営学の体系を掲記する⁽¹⁰⁾。

1. 経営学の対象と方法

[1] 理論と学説

2. アメリカ経営学の発展 3. ドイツ経営学の発展 4. 経営学の現在

[2] 企業と経営者

5. 現代経営の生成と発展 6. 経営者の出現 7. トップ・マネジメントの役割と企業家精神

[3] 企業と環境

8. 現代企業と環境 9. 経営と企業 10. 企業の社会的責任

[4] 新しい経営問題

11. グローバリゼーションと日本の経営 12. 情報社会と経営 13.

規制緩和と企業行動

【付記】『新版（2）管理論』の目次の部構成を示しておく。

- [1] 管理の理論：管理論の発展と体系 [2] 組織の理論：組織の構造と動態、モチベーション、経営理念 [3] 経営戦略：経営戦略と環境の変化、リストラクチャリング、グローバル戦略 [4] 個別管理：日本の生産管理システム、マーケティング、労務管理、財務管理

注記：

- (10) 同様の立場に立つものを幾つか挙げれば、次のようにある。

B-1. 丸山惠也編著『現代経営学』亜紀書房、昭和62年（1987）

「経営学は、その研究対象とする企業の、その時代の、その状況における企業経営上の実践課題と結び付いて、文字通りの実践的な科学として生成、発展してきた・・。その意味で、現代企業の今日的な課題と問題は、同時に現代経営学の研究課題を形成するものといえよう。」（同上書、あとがき）以下に、章別構成を掲記する。

1. 経営学の基礎としての経済学 2. 企業体制比較と現代企業 3. 現代大企業体制と日本の経営 4. 現代企業の経営管理 5. 現代企業の組織構造 6. 現代企業における生産管理の特質 7. 現代技術と労務管理の新展開 8. 現代技術革新と流通情報化 9. 現代企業と財務問題 10. 現代企業における企業会計の基本構造

B-2. 河合忠彦・大森賢二・高橋伸夫著『経営学』有斐閣、平成元年（1989）

「経営学の対象は、・・本書では特にそれを企業に限定する。なぜならば、今日、企業はわれわれにとってきわめて重要な存在であり、また、こうした企業についての経営学は基本的なものとして、他の諸組織に容易に応用できるからである。企業は多くに人々にとって生活時間の大半を過ごし、生活の糧を得る場となっている。これは、企業と個人とのかかわりといういわばミクロな側面である。また他方、企業は、一国のみならず、広く世界の経済。社会の発展とも強い関連をもってい

る。これは企業活動のマクロ的側面といえるが、日々の新聞を賑わしている経済摩擦、グローバリゼーション、マイクロ・エレクトロニクス化などは、いずれもそのような側面を示している。…本書に対しては3人が共同で責任を負うが、分担を記しておけば、河合が序章、第1～3巻、第10、11章、大森が第7～9章、高橋が第4～6章である。」以下に、章別構成を掲記する。(…)は目次中の筆者が注意した項目である。

序 経営学とは何か(記述と応用) 1. 現代企業とその存続条件(企業に固有の条件、社会システムから課された制約条件) 2. 企業経営と経営者の役割 3. 経営戦略 4. 組織の論理 5. 組織の構造 6. 組織と環境 7. 個人と経営組織 8. 経営組織とモチベーション 9. リーダーシップ 10. 企業と社会 11. 経営のグローバリゼーションと日本の経営

B-3. 橋 博・大橋昭一編著『経営学へのアプローチ』ミネルヴァ書房、平成3年(1991)

以下に、章別構成を掲記する。

序 いまなぜ経営学を学ぶのか(経営学の独自ななりたちを含めて)

[1] 経営の基礎をさぐる 1. 社会と企業 2. 企業と経営 3. 技術と研究開発 4. 情報と意思決定

[2] 経営の理論をまなぶ 5. 労働と労務 6. 資本と財務 7. 管理と組織 8. 生産と生産管理 9. 販売とマーケティング 10. 経営戦略と企業行動

[3] 経営学の歴史をみる 11. アメリカの経営学 12. ドイツの経営学 13. 日本の経営学

B-4. 百田義治編著『経営学基礎』中央経済社、平成18年(2006)

[1] 企業とは何か

1. 株式会社論 2. コーポレート・ガバナンス 3. 中小企業論(ベンチャー論) 4. 非営利組織(NPO)論

[2] 経営とは何か

5. 経営学の生成・発展 6. 経営戦略論 7. リーダーシップ論 8. 生産管理論 9. 人的資源管理論 10. 日本的経営論 11. 労働の人間化と小集団活動 12. 情報化と企業経営 13. 國際経営 14. 環境経営 15. CSRと企業倫理

B-5. 深山 明・海道ノブチカ編著『基本経営学』同文館、平成22年(2010)

[1] 経営学の基本問題

1. 経営学の方法と歴史 2. 株式会社 3. 企業目標論 4. 意思決定

[2] 経営学の体系

- 5. 生産 6. 販売 7. 財務 8. 管理 9. 組織 10. 人的資源 11. 計算制度

[3] 経営学の現代的諸課題

- 12. コーポレート・ガバナンス 13. 國際化の進展と企業経営 14. 地球環境問題と企業経営 15. 情報化の進展と企業経営 16. 企業の社会低責任と企業経営 17. 中小企業経営とイノベーション 18. 企業と経営の歴史

9. B – ii 「(管理と運動) としての経営学」

一寸木俊昭編著『現代経営学入門』有斐閣、昭和 56 年（1981）

「従来の経営学の入門書は、総論部分で学説、経営者論、企業形態、マネジメントサイクルなどを扱い、各論部分で生産、販売、労務、財務、事務などの経営職能論を展開するものが多かったようだ。経営に関する基礎知識を解説し、それを論理的に記述するという入門書の本来の役割からすれば、こうした方法は今日でも有効であろう。しかし本書はあえてこうした方法をとらず、各論部分をテーマ別に展開し、現代社会における管理と運動の対抗関係を記述することで全体を締め括った。こうした体系によって経営学に対する現実の要請のいくつかが解決されうると考えたからである。」（同上書、はしがき）

以下に、章別構成を掲記する。〔…〕は各章内容の概要の適記。

1. 経営学と現代社会 [現代の企業経営の問題点を経済的と社会的側面に分けて記述]
2. 経営の職能と現代の企業経営 [経営管理の制度化と情報技術の発展を含めて論述]
3. 経営と経営理論の発展 [現代企業経営の趨勢としての民主化についても論究]
4. 現代の企業形態と企業運営 [集中形態の新しい動向と国家と企業の関係を含めて]

5. 現代企業の成果公開と利潤構造〔労働者の利潤参加をも視野に公表利潤概念を検討〕
6. 企業維持の原理と条件〔基本的に経営管理活動である企業維持活動の本質を解明〕
7. 規模・業種の経営理論と経営体制〔〈規模と業種〉からの経営体制の把握〕
8. 企業の国際化と日本の経営〔独自技術の開発を基に世界進出する日本の企業〕
9. 企業社会における管理と運動〔企業活動を媒介とする現代社会の錯綜した利害関係を分析〕

III 近年の傾向

～1990年代（平成1～12年）及び2001年以降（平成13～）～

「ここ数年来、大学が動いている。かつての象牙の塔、研究中心の大学から、大学の大衆化に伴う教育サービスの充実へと、各大学とも真剣に努力するようになった。これは、〈大学冬の時代〉の競争戦略が直接のきっかけであるとはい、根本的には、大学がやっと今日の社会に適合した高等教育機関として甦ろうとしている好ましい動きであるといえよう。」（片岡信之編著『要説経営学』文眞堂、平成6年（1994）、はしがき）

こうした動向に沿うかのように、現代社会の代表的で強大な経済的・社会的機関である「会社企業」を対象とする経営学は、経営学自体の正統・正当性根拠と科学的に適切な分析視角に立つ研究、対象たる企業の存在意義と企業経営の原理・原則、さらに現代日本の経済社会の諸問題への応答性を強調するに至っている。この傾向として3つを挙げれば、1つは、経営学の体系化の流れに沿ったものであり、もう1つは、経営学の「総論」と「各論」（個別・部門管理論）のうち前者に集中し、モデル分析や因果

分析等を重用する、3つ目は、アメリカMBAの考えに日本の実態と研究を取り込むとともに実証性を強調するものである。

10. A-viii 「経営学のオーソドックな体系」

斐富吉『経営学講義：原理と体系』白桃書房、平成5年（1993）

「筆者は、企業経営の目指すものは利潤追求であるという一点を確実にふまえて、経営学の研究を進めてきた。それも、単純で陳腐な利潤観をもつていうのではなく、現代の企業経営は、利潤の最大化を〈めざすほかない〉経済的・社会的機関であるとみるのである。「現代日本の経済社会に生じている諸問題をみると、営利を追求する会社という制度=生き物がこの資本主義的社会を牛耳り、制圧し、その体制を方向づけていることはすぐわかる。その際、『社会』の大勢に対して『会社』という存在の有するその指示力の強弱は、結局、利潤・利益の多寡によって決まるのである。『社会科学の一員である経営学は、現代資本主義の制度的中枢をかたちづくっている企業経営を研究する学問として、まさにその真価が問われている…。」（斐富吉『経営学講義：原理と体系』白桃書房、平成5年（1993）、はしがき）

以下に、著書の目次構成、したがって経営学体系を提記する。（…）は、筆者の考え方で付加した。

1. 経営学の課題と体系 1. 経営学生成の事情 2. 経営学の性格と課題
2. 経営格の方法と対象 1. 経営学の方法 2. 経営学の対象
3. 経営と企業
4. 経営学の理論と技術論
5. 経営の目的（経営目的論 1. 経営目的の経済学説 2. 経営目的の経営学説 3. 「潤極大化」修正論 4. 行動科学的経営目的論 5. 企業目標の機能と役割）

6. 経営の目的と利益（経営利潤論 1. 利益目的説 2. 利益の考え方 3. 利潤極大化と満足利潤）
7. 企業の形態（企業形態論）
8. 経営者の問題（経営者論：研究と調査）
9. 経営の戦略（経営戦略論 1. 経営理念 2. 経営文化 3. 経営戦略）
10. 経営の組織（経営組織論 1. 経営組織とその形態 2. 経営組織の諸問題 3. 経営組織論）
11. 経営の管理（経営管理論 1. 経営過程 2. 経営執行 3. 管理理論）
12. 経営の情報（経営情報とシステム）
13. 経営の環境と課題（経営環境論 1. 経営の国際化 2. 企業の環境問題 3. 企業社会責任）

11. B- iii 「経営学の要説」

片岡信之編著『要説経営学』文眞堂、平成6年（1994）

本書は、年間講義回数25～26回程度を考慮、各回1章の完結授業を想定、講義時の教員の説明によって内容理解の完結を目指すとともに各章末に「より進んだ学習のための文献」を難易度一初級はA、中級はB、上級はC一を付して容易に理解を深められるよう工夫した⁽¹¹⁾。

以下に、章別構成、したがって経営学体系を掲記する。

[1] 企業経営の歴史

1. 企業経営に発展（アメリカ） 2. 企業経営に発展（ドイツ） 3. 日本企業の発展と経営システムの展開

[2] 企業経営の構造

4. 事業構造 5. 企業形態 6. 経営構造 I —企業論から経営論へ— 7. 経営構造 II —経営組織— 8. 経営の環境と対境関係

[3] 企業の経営管理

9. 経営管理の基本構造と構造 10. 生産管理 11. 経営戦略と戦

略的マーケティング 12. 財務管理 13. 人事労務管理 14. インセンティブ・システム 15. 労使関係と経営民主化 16. リーダーシップ 17. 企業の情報システム 18. 経営管理と会計

[4] 企業経営の発展

19. 経営環境と経営戦略 20. 経営革新と多角化戦略 21. 企业文化の変革 22. 経営のグローバル化と現地化 23. 日本的経営とその展望

[5] 企業経営管理論の発達史

24. 経営学の歴史（アメリカ） 25. 経営学の歴史（ドイツ） 26. 経営学の歴史（日本）

注記：

(11) 同様の考えに立つ要説を挙げておく。

B-6. 片岡信之・齋藤毅憲・佐々木恒男・高橋由明・渡辺 峻編著『アドバンスト経営学 理論と現実』中央経済社、平成27年（2010）

1. 経営学とは何か 2. 現代企業の特徴 3. 環境と経営戦略 4. 人材マネジメント 5. 企業財務 6. ものづくり戦略 7. マーケティング戦略 8. 情報化とIT戦略 9. グローバル経営 10. 企業倫理 11. 経営と会計

12. B - iv 「基礎理解と研究発展のための経営学」

佐々木 弘・小松章編著『現代企業の経営学』八千代出版、平成7年（1995）

「現代企業の発展には著しいものがあるが、それを研究対象とする経営学にもまた著しい変化が見られた。領域的に広がりを見せる一方で、ますます細分化が進み、しかもそれぞれの分野で高度化・専門化が進んできた。その結果、経営学は、あたかも総合科学的な様相を呈するにいたっている。もちろん、このことは経営学の発展を示すもの以外のなものでもなく、よろこばしい現象であるかもしれないが、そのために逆に、経営学を学ぶ者にとって、経営学の全体像が分かりにくくなってきたことも否定できな

い。そこで、こうした経営学の全体的な理解の一助となることを願って、私たちは本書を上梓することにした。「経営学はいまや1世紀ほどの歴史をもつにいたったが、その歴史の中で蓄積されてきた基本理論の上に現代経営学は成り立っている。したがって基本理論をしきり踏まえたうえで今日の現象を語ることが重要であろう。本書は基本的にこうした視点に立脚している。それゆえ、全体は比較的オーソドックスな体系に従いつつ、…今日の重要なテーマを章体系に盛り込む形をとった。…本書の大きな特色として、各章の冒頭に〈本章の概要〉を付すとともに、各章を〈基礎編〉と〈発展編〉とに二分することを試みた。〈基礎編〉には文字通り当該分野の基礎理論を盛り込み、〈発展編〉ではより深い学習ができるよう、より専門的な内容を盛り込んである。」(同上書、はしがき)

以下に、章別構成、したがって経営学体系を掲記する。

1. 経営学の基本問題

- 基礎編：1. 経営学の目的 2. 企業の基本概念 3. 現代社会と企業
発展編：1. 経営学の対象 2. 経営学の体系

2. 企業形態

- 基礎編：1. 企業形態の分類 2. 企業独占の諸形態
発展編：1. 経営者支配とコーポレート・ガバナンス 2. 非営利事業組織

3. 企業成長

- 基礎編：1. 課題と分析の視角 2. 企業成長、およびその手段と方向 3. 内部成長の理論 4. 外部成長の理論 5. 企業提携
発展編：1. 企業成長とM&A(合併・買収) 2. 企業成長リストラクチャリング

4. 経営管理

- 基礎編：1. 経営管理の概念 2. 経営管理の対象 3. 経営管の階層
4. 経営管理の課程 5. テイラーの科学的管理論 6. ファ

ヨールの経営管理論

発展編：1. 経営管理と企業環境 2. 企業環境に変質 3. 企業の変質 4. 環境管理の成立 5. 現代の経営管理

5. 経営組織

基礎編：1. 協働システムとしての企業 2. 公式組織の定義 3. 公式組織と個人 4. 公式組織の調整様式 5. 公式組織の構造と過程

発展編：1. 非公式組織による制度化 2. 地位システムの制度化 3. 道徳制度とリーダーシップ 4. 協働システムの自己組織化

6. 生産管理

基礎編：1. 適種適量生産への課題 2. 生産管理の基本概念 3. 生産管理の展開

発展編：1. 生産システムの統合化 2. 生産システムの共創関係 3. 全体最適な生産管理に向けて

7. 労務管理

基礎編：1. 資本主義企業と労働者 2. 労務管理の意義と課題

発展編：1. 日本の雇用・労働慣行と労務管理 2. 日本の労働市場と労務管理 3. 労務管理と労働者

8. 財務管理

基礎編：1. 財務管理と株式会社財務論 2. 株式による資金調達 3. 社債による資金調達

発展編：1. 私募債市場と財務問題 2. 改正商法と財務問題 3. 債券格付け制度と財務問題

9. マーケティング

基礎編：1. 現代企業とマーケティング 2. マーケティング戦略と体系 3. 消費者行動

発展編：1. 国際マーケティング 2. ソーシャル・マーケティング 3.

サービス・マーケティング 4. 非営利組織マーケティング

10. 経営戦略と革新

基礎編：1. 経営戦略の研究領域 2. 産業社会における経営戦略 3.

消費社会における経営戦略

発展編：1. 生産＝消費の出現：バーチャル組織の登場の背景 2.

戦略的提携の経営戦略 3. アクション・アプローチに基づく経営戦略 4. 経営戦略の展望—円環的経営戦略

11. 企業の社会貢献活動

基礎編：1. 企業の社会貢献活動とは何か 2. では、なぜ今、社会貢献活動なのだろうか 3. 企業の社会貢献活動をめぐる議論：積極論と消極論 4. 企業の社会貢献活動の主要形態 5. 企業の社会貢献活動をいっそう活発にし、成功に導くための条件は何か 6. 残された課題

発展編：1. 企業の社会貢献活動の資金源 2. オムロン社の社会貢献活動の2大形態 3. 大阪ガスの「企業ボランティア活動」のケース 4. 日本における企業フィランソロピー活動の促進 5. 3M社の地域社会貢献活動（特に寄付）のガイドライン 6. アメリカ経済優先度評議会（CEP）「企業の社会貢献活動」に関する11の尺度

12. 日本的経営と国際化

基礎編：1. 日本企業の国際化と「日本的経営」 2. 「日本的経営」の展開 3. 「日本的経営」の進化

発展編：1. 日本企業の本格的国際化 2. マイクロ・エレクトロニクス革命への適応 3. 日本型経営システムの問題点

13. A-ix 「オーソドックな経営学体系の因果関係モデル」

薄上二郎『テキスト経営学入門』中央経済社、平成19年（2007）

この著書は、〈研究方法論から企業のグローバル展開まで〉と副題し、「第1に、経営学における主要なテーマを経営環境、経営活動、パフォーマンスという概念とそれらの因果関係から説明している。第2に、経営学の全体像をつかみやすくするために、多くの図式モデル（分類型モデル、因果関係モデル、プロセスモデルなど）を使って解説している。モデルは、現実の一部を切り取って概念関係を表すものである。」（同上書、まえがき）

以下に、著書の目次構成、したがって経営学体系を掲記する。〔…〕は、筆者が追加した。

[1] 経営学の基本

1. 会社と経営学〔経営学の対象〕
2. 経営学の基礎知識〔経営学の分析方法〕
3. 経営学における体系化のプロセス〔経営学の形成とその体系化〕

[2] 経営学の基礎

4. 経営戦略の基本〔経営戦略論〕
5. 組織と組織構造〔経営組織論〕
6. 組織文化（企业文化）
7. モチベーション
8. リーダーシップ
9. 組織変革

[3] 経営学の課題

10. グローバリゼーションと経営活動
11. 国際経営戦略
12. 国際連携
13. 異文化マネジメント
14. グローバルレベルの組織マネジメント
15. CSR—企業の社会的責任—

ここに示された目次構成は、日本の学会で受け入れられているアメリカ経営学（経営管理学）を受け止め、日本での研究動向を押さえて、経営学の全体像、したがって経営学体系を表している。そして経営学のテーマの説明、並びに経営学の全体像の記述に際して因果関係の分析、仮説－検証－理論化の手法、そして検証の方法を不可欠としている。この科学的調査・研究は趨勢といえるが、「現実の一部」からの理論化である事実は看過すべきではない。

14. A-x 「経営学の MBA モデル」

板倉宏昭『経営学講義』勁草書房、平成 22 年（2010）

「筆者の米国ビジネススクールの経験を踏まえて、経営に関する基本概念のうち、市場、組織及び地域を巡る基本的な考え方を中心に、MBA での伝統的な考え方と対比しながら、まとめ展開するように心がけ、事例を取り入れながら客観的に解説し、現実の社会において経営学の機能を具体的に理解できるように工夫した…。」（同上書、はしがき）

「経営あるいは経営学」を、広義には、「組織体を構成する人間、組織に関する諸課題を扱う学問分野」と定義する。組織体は「制度化された組織」を指し、「組織体には組織全体としての目標があり、この目標を効率的に達成するために、分業化や専門化が図られる。」狭義には、「現代社会において大きな影響力を持った…企業という特定の組織体を対象とした領域学」と捉え、企業が「多岐にわたる諸活動」であることから、経済学的、社会学的、また心理学的手法を用いた多面的考察を行い、その知見は諸他の組織体（公共団体、軍隊、学校、病院、労働組合、教会、NPO など）に応用できる（前掲、pp.1～2）。では経営学と経済学の差はどこにあるのだろうか。その違いは、企業を対象として研究する視点の違いにあるといえる。経済学では主に、市場経済システムにおける企業の行動およびその役割について研究する。個々の企業内においてどんな人がどんな作業をおこなっているのか、経営者と社員の関係、社員相互の関係、どんな組織構造が企業の生産活動にとって効率的なのか、というレベルでの研究はあまりおこなわない。あくまでも…経済主体として抽象化された企業が対象となる。他方、経営学では組織体（企業）の中身…のより深い、詳細な解明がそのテーマとなる。…組織へのコミットメントなど社員の動機づけやリーダーシップが組織体の活動に与える影響などの心理学的側面も重要ななる。…経済学と異なる人間観をもっている…「経営学は、どうすれば企業が合理的であり、パフォーマンスを上げ、結果として収益を向上させ

することができるかを、さまざまな角度から多面的かつ科学的に研究するという、より実学的技術的側面をもっている。それゆえ、経営学の体系はとらえにくいといわれている。」（前掲、p.6）この捉えにくいその目次構成、したがって経営学体系を次に提記する。

1. 経営の基本視点

1. 経営学の意義
2. 企業の目標
3. 経営戦略：基本戦略、競争優位、戦略の策定
4. コーポレート・ガバナンス
5. 経営責任
6. CSR

2. 分析の手法

1. 歴史分析
2. 外部環境分析と内部環境分析
3. マクロ環境分析
4. 業界分析
5. SWOT分析
6. クロス SWOT 分析
7. 3C 分析
8. PPM (product portfolio management)
9. PLC (product life cycle)
10. アンゾフの成長ベクトル
11. ポーターの3つの基本戦略：差別化、コスト・リーダーシップ、集中化
12. 競争地位戦略
13. バリュー・チェーン
14. コスト優位
15. 差別化

3. 市場と経営

1. PIMS (profit impact of market strategy) 研究
2. 市場構造と経営：独占市場、支配的企業の市場、寡占市場、独占的競争市場、完全競争市場
3. コスト・リーダーシップ戦略：規模の経済による戦略、経験や学習による優位、バリュー・チェーンの支配、デファクト・スタンダードによる支配、スイッチング・コストとロックイン
4. 市場支配力に対する戦略
5. ブランド

4. 組織と経営

1. 組織構造
2. プロセス（開発から販売まで）
3. 経営資源
4. コミットメント経営
5. リーダーシップ
6. パーンアウト
7. 欲求段階説
8. キャリア・アンカー
9. 学習型組織体
10. 知

識マネジメント

5. 地域と経営
 1. 地域力 2. 地域価値連鎖 3. 地域と競争優位性 4. 地域的独占 5. 日本的経営 6. 世界市場のセグメンテーション 7. 多国籍企業の組織モデル 8. 異文化マネジメント
6. イノベーションと経営
 1. 社会-技術システム論 2. イノベーション：イノベーションによる競争優位、イノベーションのジレンマ 3. ドミナント・デザイン 4. オープン・イノベーション 5. 摺り合わせ統合能力
7. デジタル化の本質
 1. 情報通信技術の進展と市場構造 2. IT組織力依存論 3. 情報技術の高度化と組織 4. デジタル時代の組織設計 5. グループウェアの事例 6. デジタル時代の生産性パラドックス 7. 伝統的戦略論の機能不全 8. IT技術の進展と企業の情報戦略
8. 調査研究
 1. 研究計画 2. アンケート調査票による調査研究 3. インタビュー 4. 技術商業化マネジメント：技術の市場性、リニアモデルの限界、マーケティング・モデル、ループモデル、クイックモデル、日本における技術評価

結

アメリカ経営学の研究、特に組織論に立つ近代管理論としての経営学が戦後日本に導入されてからの経営学の展開について、その体系化に的を絞って、大きく3つに区切って、若干の説明を行いつつ、簡潔に記述してきた。第1期は、日本に相応しい〈経営学〉を求め成果を挙げた時期であり、「学」としての経営学の体系化を目指したと看做されよう。第2期は、経

當学の総合科学化（ないし混迷）の様相を呈した時期であり、研究者が斯学発展を企図して個人または共同で自説に立つ体系化を提起したと考えられる。第3期は、〈大学冬の時代〉が喧伝された頃を含む現在につながる時期であり、経営学の体系は、その研究手法を豊かにしつつ、落ちついてきているといえよう。

最後に、付言すれば、鈴木は、学部での経済学（大塚史学）とマックス・ヴェーバー理論への関心に加えて大学院（修士：昭和37～39年、博士：昭和39～42年（1967））の時代の自主的な研究会活動の成果

- (1) ドイツ経営学研究、成果：「グーテンベルクの経営経済学論」『商学論纂8～5』（中央大学、1967年）
- (2) アメリカ経営学研究、成果：「バーナードシステムの〈世界〉」組織学会研究大会（於：横浜国大、1980年）
- (3) システム理論研究、特にコンピュータ・ベースの統合的経営管理システムの研究、成果：『経営サイバネティックス』（H. フリック、白桃書房、昭和49年（1974））

さらに博士論文「組織と管理の批判的研究」を含む経営学研究という学的背景もあって、経営学総論をアメリカ組織・管理論⇒管理論的経営学とドイツ経営経済学⇒経済学的経営学の二部構成でとらえ、それにシステム理論およびヴェーバー理論を可能な限り取り込んで論じ、講じている。

ベトナムの中小企業政策と 課題に関する考察

キーワード：中小企業政策，政令 90 号・56 号，中小企業開発庁，
信用保証基金，裾野産業

青山和正

序

近年，世界各国で経済発展の推進力と基盤強化のために中小企業の重要性が改めて見直されている。ベトナムでも中小企業の育成と振興は，就業や雇用機会の創出に加え，輸出拡大や輸入の代替による貿易赤字の解消，国際競争力の強化など，多くの経済効果をもたらすが期待されている。そのために中小企業の近代化・工業化を進め，裾野産業の育成や技術力の向上などへの取り組みが急務になってきている。

ベトナムは，タイなどと比べると中小企業育成や振興のための政策・施策の整備が遅れが目立ったが，2001 年に中小企業振興に関する政令 90 号を制定し，計画投資省（MPI）の傘下に，中小企業開発庁（ASMED → 2009 年に AED に改称）を設置し，中小企業支援の法制度が整備を始めてきている。ベトナム政府は，中小企業育成の重要性を認めつつも，ベトナムでの中小企業振興や政策・施策実施に日が浅く，中小企業政策の体系化や金融・技術支援なども不十分である。とくに昨今，裾野産業の育成が強く叫ばれているものの，裾野産業への支援や政策・制度の整備はこれから取り組むことになり，運用面でも多くの課題を抱えている。

本論文では，ベトナムの経済発展における中小企業の地位と中小企業政

策の形成プロセスを明らかにし、中小企業振興政令 90, 56 号に基づいて中小企業政策のフレームワークを見てみる。また、各省庁の中小企業支援に役割と内容を分析し、今後のベトナムの中小企業支援の課題を提示する。

I. ベトナムの経済発展と中小企業の重要性

1986 年、ベトナムでは「ドイモイ」(刷新) 政策が打ち出され、それ以降社会主義体制の下で、市場経済の導入、私営・個人経営の公認、対外開放政策を促進しながら高い経済成長が続いている。その間、1997 年にはアジア通貨危機に遭遇し、外資系企業の進出が急減、内需低迷等から 1997 ~ 99 年には経済成長が鈍化したものの、2000 年以降は鉱工業・建設分野の牽引や投資環境の改善などで経済は再び活性化し、GDP（経済成長率）は 2005 ~ 07 年 8.2 ~ 8.54% と 8% を越える高い水準で経済成長が推移している。

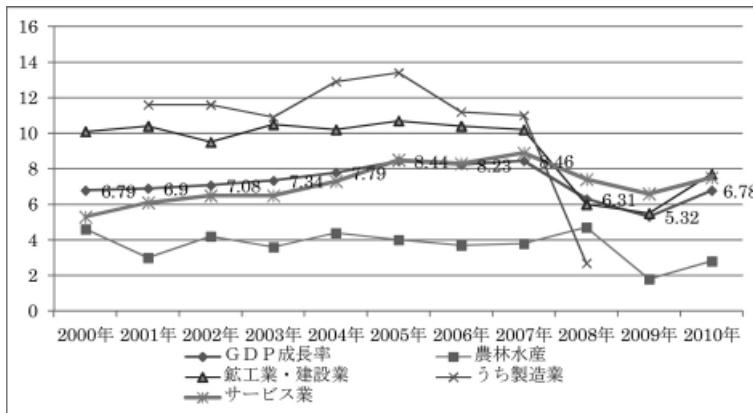
さらに、2008 年秋以降の世界金融危機下で、輸出や海外からの直接投資が落ち込んだ影響を受けたものの内需の牽引力が依然と強く、経済成長率（実質 GDP）は 08 年 6.2%，09 年に 5.3% に低下したが、2010 年 6.8% に上昇し、2011 年には 7% を超えることが予測されている。（図表 1）

アジア主要国と比較してみると、ベトナムは中国、インドに次いで経済成長率が持続して高いことが言える。（図表 2）

（産業別 GDP の推移）

次に、ベトナムの産業別の GDP 構成比の推移をみると、2010 年の実質 GDP 経済成長率を押し上げているのは、鉱工業のうち、製造業（8.4% 増）、電気・ガス・水道業（11.3%），建設業（10.1%）とサービス業（7.52%）である。（図表 3）この図表から分かるように、ベトナムでの製造業の割合は、年々高まってきているが、アジア諸国、とくに中国（09 年 39.7%），タイ（同年 38.6%）と比較すると製造業に割合は低く、工業化の進展が遅れていると言える。

図表1－ベトナムの経済成長率（実質GDP）の推移



(出所) 越統計総局、「2010年ベトナム経済事情」(2011年1月) 在ベトナム日本大使館経済班より作成

図表2－アジア主要国の実質GDP成長率

	2002年	2005年	2006年	2007年	2009年	2010年
アジア主要9ヶ国	7.1	8	9	9.8	4.2	9
中国	9.1	11.3	12.7	14.2	9.2	10.3
NIEs 4ヶ国	5.6	4.9	5.8	5.8	-0.9	8.1
ASEAN 4ヶ国	4.9	5.2	5.4	6.2	1	6.9
タイ	5.3	4.6	5.1	5.0	-2.3	7.8
インドネシア	4.5	5.7	5.5	6.3	4.6	6.1
マレーシア	5.4	5.3	5.8	6.5	-1.7	7.2
フィリピン	4.4	5	5.3	7.1	1.1	7.3
ベトナム	7.1	8.4	8.2	8.5	5.3	6.8

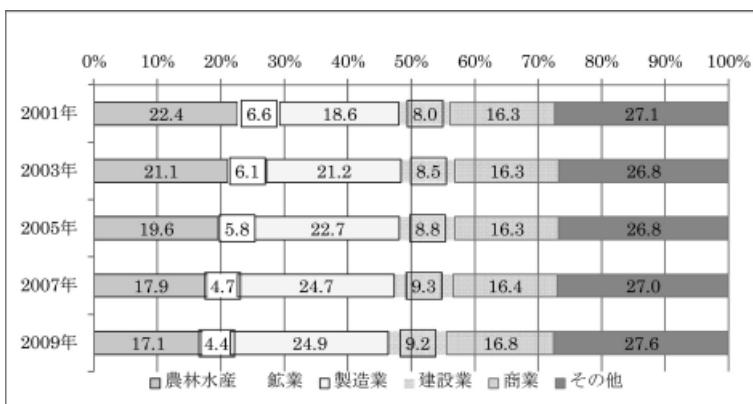
(注) 主要9ヶ国、NIEs 4ヶ国、ASEAN 4ヶ国の成長率は、それぞれ2002年の米ドル立て名目GDPウェートで加重平均。(出所) IMF、CEIC、予測値は三菱UFJ&コンサルティング調査部。(資料) 三菱UFJ&コンサルティング・調査レポート「アジア経済概況」(2011年1・2月) より抜粋

(所有形態別のGDP)

次に、所有形態別のGDPのウェートの推移をみると、国有企業の割合が年々低下しており、外資系企業が5ポイント(2000年→09年)増加、

民間企業も3.7ポイント増を示している。外資系企業と民間企業のGDPのおける役割が大きくなっていることが分かる。(図表4)

図表3－ベトナムの産業別GDP構成比



(出所)「2011年ベトナム一般概況」ジェトロ・ハノイセンター、2011年3月

図表4－所有形態別のGDPの推移

	2000年	2002年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有企業	38.5	38.4	38.4	37.4	35.9	35.5	35.1
非国有企业	48.2	47.9	45.6	45.6	46.1	46.0	46.5
集團企業	8.6	8.0	6.8	6.5	6.2	5.7	5.5
民間企業	7.3	8.3	8.9	9.4	10.2	10.5	11.0
家族企業	32.3	31.6	30.0	29.7	29.7	29.9	30.1
外資系企業	13.3	13.8	15.9	17.0	18.0	18.4	18.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：ベトナム統計年鑑2009、2011年3月発刊、編集：日越貿易会

また、所有形態別の工業総生産高の構成割合をみると、工業生産の担い手は、国有企業から民間企業と外資系企業へ移行している。とくに民間企業は、2000年→08年の間で約2倍に増加し、外資系企業とあわせると、2008年で75%を占めている。ただし、民間企業の割合が増加しているも

のの外資系企業へのウェートが高い。（図表 5）

図表 5－所有形態別の工業総生産高の推移

	2000 年	2002 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
国有企業	34.2	31.5	25.1	22.4	20.0	18.5
非国有企业	24.5	27.0	31.2	33.4	35.4	37.1
集団企業	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3
民間企業	14.2	16.7	22.7	25.5	27.7	30.0
家族企業	9.7	9.7	8.1	7.5	7.4	6.8
外資系企業	41.3	41.5	43.7	44.2	44.6	44.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：ベトナム統計年鑑 2009、2011 年 3 月発刊、編集：日越貿易会

（貿易構造）

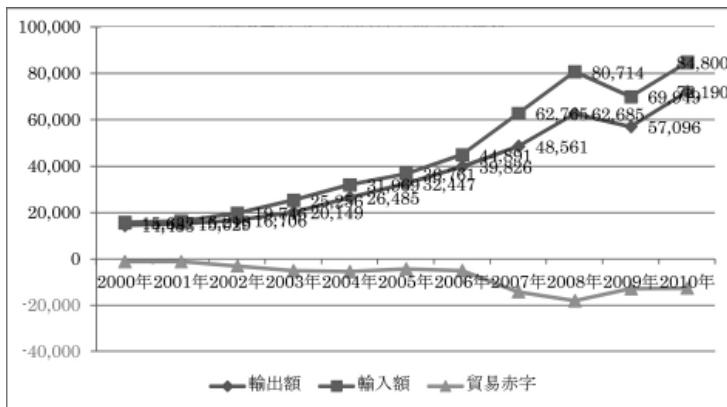
このようにベトナムの経済成長を牽引しているのが、輸出の急拡大、外国からの直接投資の受け入れ、市場経済化の 3 要因によるものである。とくに 2002 年以降、輸出が大きく伸びており、これが持続的な成長を実現しているのである。その背景として、アメリカとの通商協定発効（2001 年）によりアメリカ向けの輸出が急増したこと、政府の積極的な輸出奨励策の実施と、90 年代に日本、台湾、韓国などの外資系企業がベトナムに多数進出し、日米欧州市場向けの輸出拠点となっていることなどが主要因として挙げられる。さらに、2007 年の WTO 加盟や中国や ASEAN の間の自由貿易協定（FTA）締結などで、中国向け輸出が増加基調にある。

一方、輸出の急拡大に伴い輸入も急増しており、とくに 2007 年以降は、輸入が輸出を大幅に上回ったため、貿易赤字が 2007 年で約 140 億ドル、08 年約 180 億ドルを計上している。（図表 6）

ベトナムの貿易構造を見ると、主要輸出品目が衣料製品、履物類などの軽工業製品や、水産物、米などの一次産品であり、とくにアメリカ向けの履物、ニットアパレル品の輸出が急増している。従って、輸出は、付加価値に低い労働集約的な軽工業製品が主流を占めていることが分かる。一方、

輸入は、機械・設備類が約30%（2009年）、燃料・原料が約60%（2009年）を占め、高性能の機械設備や部品類は、工業化が遅れ、生産基盤の弱いベトナム国内では調達できないために、日本、韓国、台湾などからの輸入に依存せざるを得ない状況にある。（図表7、8）

図表6－ベトナムの貿易収支の推移



（出所）「2011年ベトナム一般概況」ジェトロ・ハノイセンター、2011年3月

図表7－品別輸出額の推移

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年(予想)
重工業・鉱石	36.1	36.2	34.4	37	29.4
軽工業・手工芸品	41	41.2	42.6	39.8	42.8
農林水産物	22.9	22.6	23	22.6	23.2
貨幣以外金	0	0	0	0.6	4.6

出所：ベトナム統計年鑑2009、2011年3月発刊、編集：日越貿易会

このように輸出が急拡大しているものの、輸出構造は電子部品等の品目が一部あるが、付加価値の低い一次産品と軽工業原材料に依存し、輸入品は高付加価値の生産財や資本財が多いという貿易構造になっているために、輸出額が拡大するに伴い、貿易赤字も膨らんでくることが回避できな

くなっている。

図表8－品別輸入額の推移

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年(予想)
資本財	89.6	88	90.5	88.8	90.2
機械設備	25.3	24.6	28.6	28	29.3
燃料・原料	64.4	63.4	61.9	60.9	60.9
消費財	8.2	7.8	7.4	7.8	9.3
貨幣以外金	2.2	4.2	2.1	3.4	0.5

出所：ベトナム統計年鑑 2009、2011年3月発刊、編集：日越貿易会

このことは、ベトナムでは高い経済成長が続いているものの、国内で機械部品、部品加工業等の裾野産業が未発達のために、経済発展に必要な資本財や中間財を輸入に頼らざるをえない構造になっていることから恒常的な貿易赤字が続く大きな基因の1つとなっている。

そのため、ベトナム政府は、経済基盤の強化と自立的な経済発展を達成していくために産業政策の大きな柱として裾野産業を形成する中小企業の育成と振興が不可欠であることを認識し始め、2011年4月施行の「裾野産業の発展政策」を決定し、裾野産業の主たる中小企業の振興や支援等、中小企業政策の整備・体系化にも本腰を入れてきている。

II. ベトナムの中小企業の捉え方

ベトナムにおける中小企業の定義は、1998年に政府政令618号で全国的に統一して定義づけがなされ、「鉱工業・建設業は、資本金50億ドン未満、従業員200人未満、その他の分野では、資本金30億ドン以下、従業員150人以下」としていた。それまでは、地方政府、商工会議所、金融機関などが、それぞれ中小企業の定義や範囲を規定した。例えば、1995年、労働省では、製造業「総資産100億ドン、従業員500人以下」、ホーチミン市は、「資本金1億ドン以下、従業員100人以下あるいは売上高100億

ドン以下」を中小企業と定義していた。

2001年11月23日公布の「Decree of the government on support for development of Small and Medium sized enterprises」(政令90号)で、中小企業を「法に従い事業所登録された独立した事業組織」であり、「従業員300人以下、資本金100億ドン以下」と定義した。さらに、2009年6月30日に「Decree on assistance to the development of Small and Medium sized enterprises」(政令56号)により中小企業の範囲を業種別に零細企業、小企業、中起業の3つに区分して定義づけを行い、これが現行の中小企業の統一的な定義となっている。(図表9)

図表9－中小企業の定義

業種	零細企業		小企業		中企業	
	従業員数	資本金	従業員数	資本金	従業員数	
農林水産業	10人以下	200億VND以下	11～200人	200億～1,000億VND以下	201～300人	
工業・建設業	10人以下	200億VND以下	11～200人	200億～1,000億VND以下	201～300人	
貿易・サービス	10人以下	100億VND以下	11～50人	50億～500億VND以下	51～100人	

(注) 100億VND=約5,000万円(2009年11月)

(出所) 「Decree on assistance to the development of Small and Medium sized enterprises」(2009.06.30公布)

III. ベトナム中小企業の実態

1. 中小企業数の現状

ベトナム統計局の資料によると、2008年の企業数は、約20.5万社であり、その大半が民間企業である。一方、国営企業は3,300社程度あり、年々減少傾向にある。企業登録数は毎年増加しており、2008年の累積企業登録数が約33万社、09年には約41.5万社となっている。(図表10) なお、2010年末までに全国で54万4,384社が登録され、政府目標の50万社を上回ったという報告もある。(VCCI「ベトナム

の企業の年次報告書]) しかし、企業設立しても、業務を開始している企業は、資金調達などの問題を抱え、約半数近くに止まっていると言われているので、正確な企業数は把握しにくいのが現状である。

業種別では、2008年、商業・修理業39.5%，製造業18.7%，建設業13.8%と続いている。また、規模別の企業数をみると、従業員49人以下が89.8%であり、9人以下55.9%となっており、約6割は9人以下である。(図表11、12)

図表10－2000～2006年、ベトナム中小企業数の推移

	2000	2002	2004	2005	2006	2007	2008
SOEs 国家所有	5,759 (100)	5,363 (93.1)	4,597 (79.8)	4,086 (70.9)	3,706 (64.4)	3,494 (60.7)	3,287 (57.1)
Non-state 非国営	35,004 (100)	55,237 (157.8)	84,003 (240.0)	105,167 (300.4)	123,392 (352.5)	147,316 (420.9)	196,776 (562.1)
FIEs 外国資本	1,525 (100)	2,308 (151.3)	3,156 (207.0)	3,967 (260.1)	4,220 (276.7)	4,961 (325.3)	5,626 (368.9)
Total	42,288	62,908	91,756	112,950	131,318	155,771	205,689
登録企業数	14,453	21,668	37,306	39,958	46,744	58,196	65,319
累積企業数	14,453	55,763	120,843	160,801	207,545	265,741	331,060

Source : General Statistical Office, "The Real of Situation of Enterprises". Hanoi :2001～08 「ベトナム統計年鑑2009」日越貿易会編、2011年3月

(注) 2009年企業登録数84,531、累積企業登録数415,591(ベトナム中小企業白書2009)

(注) 自営業者、約220万事業者

図表11－業種別企業数

	2000	2002	2004	2005	2006	2007	2008
農林水産	3,378	3,379	2,369	2,429	2,399	2,447	8,619
鉱業採石	427	879	1,193	1,277	1,369	1,692	2,184
製造業	10,399	14,794	20,531	24,017	26,863	31,057	38,384
建設業	3,999	7,845	12,315	15,252	17,783	21,029	28,311
金融業	953	1,043	1,129	1,139	1,741	1,494	1,635
その他	23,132	34,968	54,219	68,836	81,163	98,052	126,556
Total	42,288	62,908	91,756	112,950	131,318	155,771	205,689

(注) 2008年より農林水産業に集團企業が追加された。集團企業数は6,256増加。

(出所) 前掲「ベトナム統計年鑑2009」

図表 12－規模別企業数（2008年12月末）

	5人以下	5～9人	10～49人	50～199人	200～299人	300～499人	500人～	合計
SOEs	13	42	576	1,180	396	411	669	3,287
Non-state	44,226	70,030	67,467	11,874	1,319	941	919	196,776
FIEs	235	382	1,669	1,741	430	399	770	5,626
Total	44,474	70,454	69,712	14,795	2,145	1,751	2,358	205,689

(注) SOEs = 国家所有企業、Non-state = 非国営企業。FIEs = 外国資本企業を指す。

(出所) 前掲「ベトナム統計年鑑2009」

2. 中小企業数の増加要因

ドイモイ政策により私営企業、個人経営が認められ、主に農村の家計経済や都市の小規模個人経営が増加したが、国有企业に対する優遇措置が中心であったため、実際に、起業するには許認可、参入制限、土地所有、資本調達など多くの面で障害も多かった。

その後、1999年に制定された「個人企業法」および「会社法」の制度により、民間企業の設立が許可制から登録制（登録の簡素化）に移行し、原則として個人が自由に会社を設立することが出来るようになり、企業数が増加していった。図表10の通り、2000年から08年の8年間で企業数は約4.9倍に拡大し、とくに民間企業（非国営）の増加率が5.6倍となっている。

IV. ベトナム中小企業振興策の推移

1. 中小企業振興の重要性の認識

ベトナムでは1986年の第6回共産党大会で、ドイモイ（刷新）政策が採択され、市場メカニズムの導入や私営・個人経営の導入を認め、1990年に「私人企業法」「会社法」の制定により、個人は原則として自由に会社設立ができるようになったのである。しかし、許認可手続きの煩雑さ、多くの参入障壁、用地所有の制限、資金調達面など、多くの制約があり、簡単に企業や事業を起すことは容易ではなかった¹。

その後、1994年から国営企業改革が始まり、工業部門では、製鉄、機械、電気機械、科学、繊維、セメントなどの業種にわたって実施されたが、実効が得られなかった。それに代わって、政府は、主要産業の国営企業は維持しつつ、国営企業の民営化を進めた結果、中小企業数が増加した。

1997年のアジア通貨危機により外資系企業の進出が急減し、経済成長に陰りができたため、内発的な産業発展による経済成長の重要性を認識し、その中で中小企業振興への関心が急速に高まってきたのであるⁱⁱ。

同年12月共産党中央委員会総会で、「工業化、近代化、合作化、民主化の方向に沿った農業農村開発」を決議、98年に「農業農村開発の諸問題」と題する決議（6号決議）を採択した。同決議は、農產品加工、伝統工芸と農業の連携、地方および国内市場と農業生産の連携、新農村開発、失業と貧困の解決等の問題を今後の重点策として取り上げ、農村の工業化により中小企業振興や失業問題に取り組むことを目的としたⁱⁱⁱ。

1999年に「企業法」が承認され、2001年1月から施行された。これは、「会社法」と「私企業法」（いずれも90年施行）を一本化したもので、企業設立手続きが認可制から登録制に変更されるなど、簡素化され、企業登録が増加した。また、それまでは、国有企業と民営企業が土地利用や資金調達等で差別化されていたが、対等に競争ができる環境が制度化された。

社会主義国では、企業規模の大小よりも所有形態や地域別の区分が国家の管理上で大切な基準となるのが一般的であるが、市場経済化や個人経営を進めていくと、所有形態よりも企業規模の区分が強く認識されるようになる。ベトナムでも、市場経済化と経済成長の進展で中小企業育成への姿勢が大きく変化してきており、様々な法制度の整備

や改正が実施され、中小企業振興の重要性が徐々に認識されてきたのである。

2001年、中小企業振興に関わる政令90号を制定し、中小企業振興の基本法として第1条に「中小企業振興の中小企業の発展が経済・社会発展戦略、国の大工業化、近代化の中で重要な役割を果たす」ことを掲げている。(第1条)

この政令90号を根拠政令として、2002年に投資計画省に中小企業局を設置し、03年に中小企業開発庁(ASMED)へ改組された。また、2006年に初の中小企業振興5ヶ年計画が策定され、次の7つの項目について、とくに力点を置いて取り組みがなされている。

1) 行政手続きの簡素化、2) 土地アクセスの改善、3) 資金アクセスの改善、4) 中小企業競争力の強化、5) 労働力の質の強化、6) 中小企業に対する意識向上、7) 開発計画の実施管理。

また、政令90では、中小企業の定義、対象範囲、支援計画の策定や中小企業支援組織の設置の他、支援政策として、中小企業信用基金の設立や投資の奨励など、金融面の支援も掲げている。

この中小企業5ヶ年開発計画(2006～2010年)が2006年10月に首相府により承認された。上位目的は中小企業振興を通じて経済の競争力強化に資することである。主要タスクとして制度整備、税制、土地利用、金融、技術、情報、人材育成、市場開拓、SME Promotion Councilの役割強化を促進し、5年間で32万社創業、270万人新規雇用創造、16.5万人の技術者の創出などを個別目標にしている^{iv}。

なお、同年に「統一企業法」と「共通投資法」の制定により、外資企業、国営企業、民間企業が同一の法令で規定されることになり、法行為能力上、差別的な取扱がなくなった。これは2007年にWTO加盟を果したが、その環境整備でもあった。

さらに、2010年に政令90号を改定し、中小企業振興に関わる政令56が制定され、中小企業の定義の見直し、中小企業の信用保証基金の創設促進や中小企業振興ファンド創設などを公表している。この政令56号では、同政令実施決議（2010年5月）が制定され、地方省に中小企業開発計画の策定の権限、3,000社以上の中小企業を有する省に対しては中小企業支援の実施についての権限が委譲された。そのため、2011年8月時点で既に20以上の省に「中小企業支援センター」が設置されている。

2. ベトナム中小企業政策の体系と実態

上記のように、ベトナムの中小企業政策は、2001年に中小企業振興に関わる政令90号が制定されたが、2010年に改正し、政令56号が交付されている。これらの政令は、ベトナムの中小企業基本法に位置付けられるので、政令に基づいてベトナムの中小企業政策・施策を、以下で整理してみる。

（1）中小企業振興基盤（施策）の整備

政令90号では、第1条に中小企業の発展は、国の工業化と近代化を促進する、という目的を掲げ、中小企業振興のために様々な支援策を講じることを規定している。この政令では、中小企業の定義や適用範囲、中小企業開発計画による実施、中小企業支援策として、投資奨励や信用保証基金の創設、輸出奨励、情報提供や人材育成などを制定している。

それに加え、計画投資省（MPI）に中小企業開発庁（ASMED）を設立（2009年に企業開発庁AEDに改称）した。その傘下に国内3ヶ所の中小企業技術支援センター（TAC、2009年より中小企業支援センターと改称）を設置し、中小企業政策の実施体制を整備している。

中小企業開発庁（AED）の業務分野は、中小企業政策の1) 中小企業開発・振興に関わる方針と計画の策定、2) 国家プロジェクトの

開発と強化, 3) 中小企業振興に係る各省庁及び関係機関の政策調整, 実施のフォローアップ, 4) 各中小企業振興関係機関実施の技術コンサルティング, 新技術・機器導入, ガイドライン策定, 各種研修の実施の調整, 5) 中小企業振興評議会の事務局などの役割を担っている。

そのために AED は, 中小企業の金融, 土地, 技術, 人材育成などの支援を促進するために各省(商工省, 科学技術省, 計画投資省等)で様々な中小企業支援を実施する。

中小企業開発庁(AED)は, 中小企業政策の中核機関として, 中央における中小企業振興の各省や支援機関との調整や地方省の中小企業振興施策の実施のための支援を担っているが, 中小企業政策が体系的になっておらず, それぞれの関係機関が政令に従って, 中小企業支援施策を実施しているため, AED の調整機能にも限界があるのが実情である。例えば AED に中小企業振興評議会を設置して, 中小企業開発支援の政策と仕組みなどを助言する体制を整えているが, 各省庁の縦割り意識も強く, 省庁間の調整機能が十分発揮されていないのが現状である。

また, AED 傘下の TAC は, JICA の技術協力により組織運営され, 1) 各種研修, 2) 技術相談及び指導, 3) R&D, 4) 開放試験室設置, 5) 調査研究などの機能を果たすことが期待されたが, 専門家派遣や人材育成に一定の成果をあげているものの, 予算, 人員などの制約から未だ十分に機能を果たせず, 新たに中小企業支援センターとして業務を再構築中である。

このように中小企業振興のための基盤整備は, 中小企業開発庁の設置や中小企業適用範囲の明確化, 中小企業開発計画による支援などを実施し, 振興体制が整いつつあるが, 予算や仕組みの限界から期待された役割を果たせず, 多くの課題を抱えている。

(2) 中小企業振興策の充実・強化

① 投資の奨励

特定の産業や地域で投資する中小企業の金融や信用支援により投資を奨励する。

② 信用保証基金の設置

中小企業向けの信用保証基金を創設して、担保が不足する中小企業が金融機関からの資金融資を支援する。

この信用保証基金については、2009年ベトナム開発銀行（VDB）が保証機関として業務を開始している。しかし、当銀行は政府の大型プロジェクトや輸出プロジェクトなどの融資業務が主たるもので、中小企業向けの融資は経験が浅く、審査ノウハウが蓄積されていないなど、信用保証制度を円滑に運営し、中小企業金融に寄与するには課題が山積している。

③ 市場開拓や輸出振興

中小企業の市場開拓のための展示会、マーケティング支援を促進する。また、中小企業の輸出増加や良好な条件を作りだすように支援する。

④ 工業団地などの整備

土地利用などの促進支援を行う。

⑤ 中小企業技術振興の強

輸出やサポートイング産業の中小企業の技術開発や新製品開発、技術移転、設備投資を奨励する。技術支援プログラムを通じて中小企業の技術力を引き上げる。中小企業の技術強化には科学技術省と地方の人民委員会で技術支援を行う。

⑥ 情報提供、コンサルティング、人材育成支援

中小企業支援機関を通じて、中小企業にコンサルティング支援や人材育成、情報提供を支援する。企業育成のためにインキュベーショ

ンの設置を奨励する。

中小企業振興策は、政令 90, 56 号に従い、各省の中小企業支援機関が担当して、それぞれのミッションで業務を遂行しているが、各省庁間で連携がとれておらず、重複なども多く、まだ途上中である。

中小企業支援機関の支援内容を調査したところ、支援内容毎にまとめてみると以下の通りである。

- 1) 金融・信用保証：ベトナム開発銀行（信用保証）、商業銀行
- 2) 専門家相談・派遣：AED, TAC, 科学技術省（傘下の STAMEQ）、商工省、商工会議所、地方政府、農業農村開発省、資源環境省、労働傷病兵社会福祉省
- 3) 研修、教育訓練：AED, TAC, 科学技術省（傘下の STAMEQ）、商工省、商工会議所、地方政府、業界団体
- 4) 情報提供：各省庁、傘下の支援機関、地方政府、商工会議所

主に、情報提供と教育訓練・人材育成、専門家からのアドバイスなどのソフト支援のウェートが高く、金融面や技術開発面の支援が乏しい。

V. ベトナムと日本の中小企業支援体制の比較

ベトナムの中小企業政策を日本と比較する場合、経済社会環境・経済規模などが大きく違うので、ここでは日本の第 2 次大戦後から高度成長初期までの中小企業政策や支援体制面を中心に考察する。

1. 中小企業振興基盤（施策）の整備

(1) 中小企業庁の設置

戦後、日本は中小企業政策の育成・発展を図るために中小企業庁設置法（1948 年）を制定し、中小企業政策を統括する機関を設置した。中小企業庁設置法は、中小企業団体の強い要望と中小企業発展の目的

を持ちながら、一方では、経済民主化を理念とした反独占的な競争政策という性格を持っていた^v。

（2）金融・組織化・企業診断制度による振興基盤整備

第1に、中小企業向けの金融制度の整備があげられる。戦後の経済復興の中で、基幹産業への傾斜生産政策などにより中小企業の資金難が深刻になり、中小企業の金融対策が講じられた。中小企業向け専門金融機関として相互銀行や信用金庫が発足（1951年）、政府系中小企業金融機関として国民金融公庫の新設（1949）、中小企業金融公庫の設置（1953）、商工中金の貸付資金枠の拡充、中小企業信用保険法（1950）により中小企業信用保証制度も整備されている。

第2に、組織化対策として、中小企業協同組合制度の制定（1949）、幾度となく改正しながら中小企業の近代化、とくに高度化を促進する上で組合制度が活用された。さらに、中小企業団体組織法（1958）制定などにより、中小企業の業種別「構造改善」のための施策として利用された。

第3に、中小企業診断制度は、「企業合理化促進法」（1952）の制定より法定化されたほか、国の予算で診断員（現在の中小企業診断士）の養成措置がとられ、診断担当者の量的確保と診断後の事後指導も強化された。同時に、診断を実施する都道府県に対して経費補助が行われるようになった。

こうして1950年代前半に金融対策と組織化対策、企業診断制度という中小企業振興の基盤的施策が構築された。

2. 中小企業振興策の充実・強化

1960年代に入り、開放経済体制への移行と国際競争力の強化に対応するために、産業構造高度化、とくに大企業と中小企業の生産性格差等の二重構造の解消、中小企業の体质改善を目指して、中小企業政策の柱となる中小企業基本法を1963年に制定した。我が国経済が重

化学工業化と輸出競争強化を図る産業構造政策が本格化した中で、中小企業政策もこの産業構造政策の一環として体系化されることになったのである。

中小企業基本法の体系は、第1は中小企業の近代化、高度化施策（業種別の近代化や中小企業の集団化など）、第2は経営の安定化施策（融資及び信用保証や減税措置など）、第3は事業活動の不利是正施策（下請取引是正など）、第4に、小規模企業の助成施策（経営指導、低利融資など）である。その中核の目標は、中小企業の近代化、高度化であり、中小企業の「適性規模化・集約化」という施策を掲げた。

とくに1950年代半ば以降、大企業を中心に重化学工業化と外国技術の導入による技術革新が進展し、高度成長を成し遂げるようになったが、反面、中小企業の近代化は遅れていた。そのため、中小企業基本法と中小企業近代化促進法の制定により、重化学工業化の進展や技術革新に中小企業が対応できるような体質改善施策が、より強く求められるようになった。中小企業近代化促進法は、1960年に制定した中小企業業種別振興臨時措置法を解消・発展させたもので、中小企業の業種に即した近代化計画を策定して、中小企業の体質改善を金融・税制・経営指導などより促進しようとしたものである。また、中小企業の高度化は、中小企業の集団化・集約化（工場団地など）の低利融資などが利用できるような施策が行われた。

このような施策により、中小企業の設備近代化や技術向上が進み、中小企業の中でも自社製品や独自の技術力を保有するものも台頭してきたし、重化学工業化も進展した。ただ、中小軽工業などでは、発展途上国製品との競争が激化するなど、不安定な状態に陥っている中小企業も多かったことも事実である。

3. ベトナムの中小企業政策との比較

上記のように、戦後から高度成長初期までの日本の中小企業政策を

見てきたが、ベトナムの中小企業政策と比べると、以下の点が大きく異なるものと言える。

（1）中小企業政策・施策が体系化されていない。

ベトナムでは、政令 90, 56 号において、中小企業振興策や支援施策が掲げられ、人材育成や情報提供、技術支援、投資促進の奨励が主な施策となっている。政令に基づいて中小企業 5 ヶ年開発計画（2006～2010 年）が策定され、行政手続きの簡素化、土地アクセスの改善、資金アクセス改善など、7 項目に力点を置いた中小企業施策が各省・支援機関・地方政府によって遂行されている。

しかし、中小企業政策・施策が体系化されておらず、中小企業振興の向かうべき方向が多様であり、中小企業振興の中核となる振興施策が希薄となっている。近年、中小企業の近代化や裾野産業の振興が強く求められていることを念頭に入れれば、日本の中小企業基本法と近代化促進法に見られるように、産業構造政策と連動した中小企業の設備近代化や技術革新への施策をコアに中小企業政策を体系化していくことも必要であろう。

（2）中小企業振興体制の不備

2001 年に中小企業開発庁（ASMED → AED）が設置され、その業務は、中小企業開発・振興に係る方針と計画の策定、とくに地方政府が実施する計画策定や中小企業支援についてのガイドライン策定などを担う。また、政府承認の国家プログラムの調整やガイドラインの策定、実施モニタリング等の実施、中小企業振興にかかる各省・関係支援機関の政策調整などを主な業務としている。

しかし、実質的に中小企業振興や支援策を計画・実行するのは、MPI 以外の商工省、科学技術省、地方政府や中小企業支援機関であるため、タイムリーに中小企業振興や支援を推進を行う必要がある場合や戦略的な中小企業政策方針を策定しても、中小企業施策の実施機

関が傘下にないため、絶えず他省庁、地方政府等との調整が必要となる。

例えば、MPI (AED) は、中小企業支援の中核機関であるが、中小企業の工業、商業等の支援や農村の工業化、地場産業振興などは商工省が担当している。商工省は、貿易促進局と地方鉱業局があり、前者は中小企業の輸出促進等の支援、後者は中小企業の工業活動を支援している部署である。地方工業局では、1) 中小企業の人材育成のための経費の一部補助、2) 新製品生産のための、工場・設備資金の一部補助、3) 近代的な設備導入への一部資金の助成、4) 省エネ、省資源設備への助成、5) 農村労働者の大量雇用への中小企業支援、6) 地元原材料を使用し、輸出する場合の中小企業支援を実施している。

また、科学技術省では、企業の科学技術開発への経費負担や補助金制度、新技術導入等に対する貸付制度などが施策として実施している。科学技術省は、国家技術革新プログラムや技術移転など、科学技術振興を目的としているので、中小企業に限定しないが、中小企業の技術革新や技術力向上に向けての施策がある

このように中小企業振興・支援は、AED (MPI) が中核支援機関であるが、各省庁にまたがって施策が策定・実施されているため、各省庁・地方政府等との連携をして実施しているので、機動性・効率性・一貫性に欠けるディメリットがある。

AED 傘下に中小企業支援センターは配置されているので、このセンターが戦略的かつ重点的な中小企業施策の実施機関として中小企業振興を推進していくことが必要であろう。

(3) 業種別近代化政策がない。

日本では、戦後復興が達成された後、開放経済体制への移行と国際競争力の強化のために産業構造の高度化（重化学工業化）と輸出競争力を強める産業構造政策が本格化した^{vi}。そのために、産業の基盤を

構成する中小企業の重化学工業化や技術革新に対応した設備近代化を中心として体質改善施策が非常に重要になってきた。そこで、近代化すべき業種を指定し、金融・税制措置などにより体質改善を進めようとした業種別振施策を講じてきた。（中小企業業種別臨時措置法（1960年）、中小企業近代化促進法（1963年）等）

その結果、中小企業の設備近代化や技術革新も急速に進み、大企業との生産性等の格差も解消、産業構造の高度化も進展したと言える。

一方、ベトナムの中小企業施策では、工業化や裾野産業の育成・強化が叫ばれるものの、商工省地方工業局で機械工業や電子・電機産業や地場産業・手芸産業等へ業種別支援はあるが「農村の工業化」の枠内での施策であり、産業構造政策としての中小企業の業種別近代化政策は見られない。ベトナムの産業構造高度化を進めるためには、産業基盤となる機械・金属製品・電子・電機工業などの技術基盤業種を指定し、中小企業を業種別に設備近代化や技術力向上に向けて融資制度、税制、関税、補助金等の措置や技術者育成や経営者の管理能力強化等の施策を講じていくことが今後の課題であろう。

（4）中小企業金融制度が不備

どの国でも、中小企業が経営課題の上位に挙げるのが資金調達問題である。ベトナムでは、ほとんどの中小企業が担保不足や信用力の欠如などから金融機関からの借入は難しいため、親族・知人、無尽講や高利貸などをを利用して資金調達をしていると言われる。

ベトナム政府は、中小企業金融制度の重要性を認め、中小企業開発計画（2006～2010）でも、融資制度の改善等の施策を整備しているが、中小企業向けの公的金融制度の整備は不十分のままである。

2001年の政令90、09年56号で、初めて中小企業信用保証基金の創設を明示し、2009年ベトナム開発銀行（VDB）が信用保証業務を担当している。

VDBは、2006年、第108号決定で設立された政府系金融機関（前身は、Development Assistance Fund =DAF）である。輸出や長期プロジェクト、政府の特別プロジェクト向けの融資を担っていたが、09年に直接貸付制度を縮小し、中小企業信用保証業務を開始している。2009年の保証実績は1万件以上、保証額70兆ドンである。保証審査手続きなども複雑で、中小企業が信用保証制度を利用できるのはほんの僅かである。

さらに、2009年1月、企業や個人経営者が生産拡大をする際に、新たな投資に対して銀行からの借入する場合、利子補給（4%補助）を、短期融資、中期融資で期間限定で実施している^{vii}が、これも一部の中小企業の活用に留まっている。

このようにベトナムでは、公的な中小企業金融制度が十分整備されておらず、政府系金融機関の融資や信用保証制度も中小企業への認知度が低く、中小企業が利用しても複雑な手続きと信用力不足などのために、ほとんどの中小企業は恩恵をあずかっていないのが実態である。

VI. ベトナム中小企業政策への考察

ベトナムにおける中小企業政策の推移と現状を見てきたが、最後にベトナム中小企業政策への提言をまとめてみたい。

第1に、ベトナムは2015年にASEAN自由貿易協定による関税撤廃期限が迫ってきており、そのため、国際競争力を強めていくことが強く求められており、「2020年までの工業国入りを目指す」政策課題は、実現しなければならない。その実現のための大きな課題は、産業構造の高度化と裾野産業の育成が急務である。

裾野産業育成のためには、内外の関係機関から多くの提言^{viii}がなされているが、ここでは、裾野産業を構成する中小企業の近代化政策の取り組みを提言したい。2011年に「裾野産業の発展政策について」の決定がなされ、

裾野産業発展政策のフレームワークが公表されている。このフレームを基に、低利融資・業種別の組織化・経営・技術指導の3つの施策を組み合わせるなど、ベトナム版近代化促進施策を策定・推進していくことが必要と考える。とくに、裾野産業の発展には、どの業種でも新鋭設備の導入や技術力を向上させていくために、多額の投資が必要であるので、裾野産業育成の公的金融制度を整備し、低利融資の資金調達を円滑にできるような支援が不可欠である。

第2に、中小企業政策・施策の体系化と整合性を進めること。現状、中小企業施策は政令を根拠に各省や支援機関、地方政府が実施機関として様々な施策を実施しているが、関係機関で支援内容が重複しており、支援機関間の調整も十分になされていない。そのため、中小企業にとっても施策が多様な機関がバラバラに実施していて分かりにくく、利用しにくい。そのため、60年代に実施していた日本の4つの中小企業施策体系や裾野産業の育成を柱にした施策を整備していくことが必要であろう。

(Endnotes)

- i 小谷絃司著、2002年「ベトナム経済発展と中小企業」経済科学研究所・紀要第32号 p.201
- ii 酒井仁司、高田伸朗著、2000年「ベトナムにおける中小企業振興政策」、知的創造／2000年6月号 p.54
- iii 小谷絃司著、2002年「ベトナム経済発展と中小企業」、経済科学研究所・紀要第32号 p.205
- iv (独立行政法人) 中小企業基盤整備機構、平成19年3月「ASEAN諸国および日本における中小企業施策」p.66
- v 渡辺幸男、黒瀬直宏他著、2006年10月「21世紀中小企業論」有斐閣アルマ、第11章、p.296～297
- vi 前掲「21世紀中小企業論」p.299
- vii (株)クロスインデックス、平成22年3月「平成21年度アジア産業基盤強化等事業（ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査）報告書 p.19

viii 政策研究大学院大学, 2006年6月「日系企業から見たベトナム裾野産業」
ベトナム開発フォーラム報告書

(参考文献)

- ・(株)クロスインデックス, 平成22年3月「平成21年度アジア産業基盤強化等事業（ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査）報告書, p.8～24
- ・(独立行政法人) 中小企業基盤整備機構, 平成19年3月「ASEAN諸国および日本における中小企業施策, 第7章 (p.61～70)」
- ・小谷絃司著, 2002年「ベトナム経済発展と中小企業」, 経済化学研究所・紀要・第32号
- ・石井昌司著, 2007年9月「ベトナム経済の現状と課題」～地場企業が育っているかという観点から～, Discussion Paper No.4 (共愛学園)
- ・大場由幸著「ベトナムの中小企業と金融」2010年9月, 「東アジア新時代とベトナム経済」早稲田大学ベトナム総合研究所編, 第6章 p.108～127
- ・渡辺利夫編, 2009年12月「アジア経済読本（第4版）」, 第11章, ベトナム～脆弱性をどう克服するか～ p.265～290
- ・三菱UFJリサーチ＆コンサルティング(株), 2011年3月11日, 調査レポート「ベトナム経済の現状と今後の展望」
- ・日本大学経済学部経済科学研究所, 2001年12月「中小企業政策の国際比較」～アジアとヨーロッパを中心に～, p.10～13
- ・酒井仁司, 高田伸朗著, 2000年6月「ベトナムにおける中小企業振興政策」, 知的創造 /2000年6月号, p.54～67
- ・東洋経済新報社, 2009年9月「ベトナム金融資本市場ハンドブック」第3章, p.67～74
- ・大西勝明著, 2007年7月「ベトナムの産業発展と企業改革」, 専修商学論集

大学への進学動機と将来への 職業志向性に関する一研究

Keywords: motivation, motivation for choosing a university, job orientation, university students, survey by questionnaire

佐藤 恵美・岡村 一成

はじめに

青年期は自分自身の生き方を考え、進路や職業選択からさまざま可能性を探っていく時期である。

進路や職業選択を考える際、最近ではキャリアという用語が多く使われている。キャリアは日本では職業（occupation）や職務（job）とほぼ同意語のように扱われる場合もあるが、一般的には職業とは区別され職業経歴という用語が最も近い（岡田、2007）。そして、この用語は少なくとも①職業に関わる経験、②ある職で経験を積んだ専門職、③組織における地位、という3つの意味を持つ（Hall, 1976）。これらの3つの意味から考えると、職業に関する活動は生涯にわたる一連の経験や活動が連続しているプロセスと考えることができるので、キャリアは進路相談から職業ガイダンスまで職業に関係する過程において使用されている。

職業決定から定年までの職業に関する活動は一連のプロセスを持ち、成人期の精神的発達に重要な役割を果たす。「職業を通して人は発達する」というキャリア発達理論では、職業を通して生涯発達していく段階としてスーパーのキャリア発達段階がある。キャリア発達段階は5段階に分け

られ、成長段階（0～14歳）、探索段階（15～25歳）、確立段階（25～45歳）、維持段階（45～65歳）、解放段階（65歳～）となっており、それぞれの段階で達成すべき課題を乗り越えることによって、人は職業を通して発達していく（Super, 1957）。このうちの探索段階は青年期に該当し、さまざまな社会的役割を実践しながら、進路選択や職業決定を行う大切な時期となる。

どのような進路を取り、どのような勉強をするのかという選択は、主に高校の時点で選択されることが多いが、進路に関する意志決定は簡単に決まるものではない。複数の選択肢の中から一つあるいは複数の選択肢を選ぶという単純な課題ではなく、事柄同士の因果関係を判断し、それを選択することで、どのようになるのかという先のことを予測し、価値や好みという数字に表しにくい基準によって評価するという高度に認知的な活動である（印南, 1997）。このような複雑な過程を経た進路選択によって大学進学を選択した際、学生の大学へ進学動機や志望動機はさまざまである。

日本の高校生の進学動機に関する研究では、専門性を備えた知識を得る本来的な機能、自分自身について考えるモラトリアム機能、大学で多くの人と出会いたいという副次的な機能を進学動機とした結果が得られている（渕上, 1984）。さらに、自身の適性と大学環境とのマッチングに関する実証的研究においても、大学の進学動機は大学生活のそのものに影響を及ぼすことが明らかにされている（斎藤, 2002）。このような進学動機に関する研究によって、大学への進学に関する動機を明らかにすることは、大学における学内外の活動に対する目標意識を明確にすることができるという観点から、学生生活をより充実させるために必要な要素であると考えられる。

さて、進学の先にあるものは職業の決定である。進学を決定する場合、短大・大学・専門学校での学科選択は将来の職業選択に影響を及ぼすので、進学によってある程度職種が限定されていく。その後も、入学後の大学に

おける勉学や資格取得、学内外の対人関係、アルバイトなどの職業試行的な行動を通して、自分の職業に対する意識が形成されていく。

一般的の大学生が就職に際して職業人としての規範や行動様式を内在化させていくには、職業社会化過程が必要である。職業社会化過程の構造は3段階で構成される（若林・和田・中村・斎藤、1986）。第1段階は、職業生活過程を外的に、マクロ的に規定している諸要因である。例えば、学校（高校、短期大学、専門学校、大学など）の種類や特徴、専門分野、家庭の状況、両親の教育水準や職業、個人の特性や生活など外的規定要因である。これは職業化過程の入り口となるものである（鹿内・後藤・若林、1982）。次に、職業社会化に関わる学校での諸経験を通じて、職業選択に関する自己概念の確立と職業意識を形成していくプロセスそのものが、第2段階である。自己概念とは、個人が自分自身をどのように感じているか、自分の価値、興味、能力について個人の経験を統合して構築されていく概念であり、スーパーはこの自己概念を職業に置き換えることが職業決定には重要であるとしている（Super、1963）。そして、この自己概念と職業興味や職業への志向が合わさって職業意識が形成されていく。さらに第3段階で、職業社会化の過程としての職業選択がなされる。職業選択は実際の職業に対する活動を行うことであり、免許や資格取得、職業・会社の選択という具体的なものになっていく。しかしながら、職業社会化過程の第2段階のプロセスにおいて、学生時代の知識・技能の習得、学内外の活動の充実感、さまざまな対人関係への経験といった職業社会化経験が少ないと、自己概念や職業意識の形成が希薄になり、就職活動がはじまる時期や進路決定を行わなければならない時期になっても積極的な行動を行うことができないことが多い。

これは進路未決定の状態と呼ばれ、慢性的な未決定の状態と、なんとなく進路を決められない状態の2つに分かれる（Gordon、1998）。1つは、どのような進路を目指すかということが定まっていないことから卒業を延

期するほどの慢性的な未決定の状態で *indecisive* 型の状態である。この場合、進路に限らず意志決定全般に対して決定することが難しく、理由があるわけではないが生活全般や自己に対して不安を感じる特性不安があることが指摘されている。もう一つは、卒業を延期するまでには至らず卒業時までに進路を決められる *undecided* 型の状態である。この場合、職業環境や仕事に対する情報が不十分であったり、進路の決め方に確信が持てないだけであって、職業を決めなければならぬという状況に対して支援を行うことで不安は解消することが指摘されている（若松、2001）。

現代の大学生は、その先の職業選択や決定のための選択肢が広がり、さまざまな職業生活を考え、選択することも可能である。しかしながら、多岐にわたる職業環境を知らずに職業選択を行う大学生は *undecided* 型の学生である可能性が高い。このような学生は、高校生までに職業に関する知識を持ち、ある程度職業的な自分をイメージすることができれば、進路選択や職業に関する勉学も楽しいと感じることができる可能性がある。

そこで、大学生の大学への進学動機によって、職業志向性がどのような方向性を持っているのかを検討することで、今後の学生生活や就職活動のあり方を検討することが可能であると考えた。本研究では職業の探索段階である大学生を対象とし、大学への進学動機からどのように職業を捉え、それに伴う大学生活や職業への志向性について調査を行う。さらに、大学生の目標意識を調査するため、卒業後の職業に対する希望がある学生となる学生によって職業志向性の持ち方に違いがあるかについて検討する。

目的

大学生を対象として、大学への進学動機からどのような将来的な目標や職業を志向しているのかについて調査を行う。さらに、大学、性別、卒業後の職業に対する希望の有無によって、進学動機や職業志向性がどのような特徴を持つかを検討する。

方 法

【被験者】都内にある大学3校の大学生1～4年生を対象とした。

大学1：都内の文系学部と理系学部が含まれる男女共学の総合大学であり、教職課程を志望している大学生。調査人数は155名（男性122名、女性33名）であった。

大学2：都内にある文系学部と理系学部が含まれている女子大学。調査人数は221名であった。

大学3：都内にある男女共学の文系の大学生。調査人数は147名（男性108名、女性39名）であった。

【質問紙】

〔フェイスシート〕大学の所属している学部・学科、年齢、性別を答えてもらった。さらに、卒業後に職業希望があるかどうかという職業希望の有無（2件法）と、それに関連して卒業後の職業希望がある場合は自由記述で答えてもらった。

〔進学動機に関するアンケート〕大学へ進学する動機を答えてもらうために、「大学への進学希望の意思決定過程」に関する37項目（淵上, 1984）の質問項目を2件法で答えてもらった。

〔職業志向性に関するアンケート〕職業に就きたいかを「職業への志向性」に関する28項目（若林・和田・中村・斎藤, 1986）の質問項目に5件法で答えてもらった。

【分析法】

進学動機尺度（37項目）と、職業志向性尺度（28項目）の因子分析を行った。各尺度ごとに最尤推定法で因子抽出を行い、Harris-Kaizer回転法により単純構造を求めた。各変数によって人数が異なるため、進

学動機因子と職業志向性因子の因子得点を算出した。因子得点はサーストンの最小二乗法により標準化得点として算出しているため、母集団において標準正規分布に従うようになっている。進学動機尺度と職業志向性尺度の因子得点をもとに、2つの尺度の関連性を検討するために相関係数を求めた。さらに、大学生の進学動機と職業志向性の傾向を検討するため、大学、職業志向、性別を独立変数として分散分析を行い、その後 Tukey 法による多重比較を行った。

結 果

大学生を対象に進学動機尺度と職業志向性尺度のアンケートを行った結果、分析対象となった調査対象者の特徴は Table1 の通りである。

Table1. 調査対象者の基本特徴

	性別	人数	平均年齢
大学 1	女	33	18.8
	男	120	19.9
大学 2	女	219	20.1
	男	39	20.7
大学 3	女	107	20.1
	男		

1. 進学動機尺度と職業志向性尺度の因子分析

1-1. 大学への進学動機尺度の因子分析

大学への進学を決意した理由 37 項目について最尤推定法で因子抽出を行い、Harris-Kaizer 回転法により単純構造を求めた。この結果、最尤推定基準に準拠した 5 因子が得られた (Table2)。

因子 I は、(5) 裕福な生活を送りたいので、(23) 一流（有名）企業などに就職したいので、(31) 結婚に有利となるために、など 5 項目で構成された。この 5 項目は先行研究とすべて同じ因子構造であったため、将来生活因子とした。

Table2. 大学への進学動機の因子分析結果

調査項目	将来生活 因子	専門性 志向因子	学生意識 志向因子	成長志向 因子	青春享楽 因子
5 裕福な生活を送りたいので	.452	-.059	-.025	.069	-.061
16 大学生だと体裁がよいので	.485	-.339	.194	-.036	-.003
23 一流（有名）企業などに就職したいので	.511	.024	-.025	.143	-.150
27 自分の子どものために	.573	.083	-.003	.119	-.162
31 結婚に有利となるために	.668	.136	-.105	-.056	-.020
1 専門知識を深めたいから	-.038	.580	.121	-.116	-.020
6 やりたいことをやるために	-.088	.506	.119	-.076	.186
14 専門職に就きたいから	.129	.627	-.090	-.140	-.052
17 ただ、なんなく	.104	-.423	.024	-.178	.261
20 資格取得のため	.080	.400	.176	-.078	.005
36 学問の探究をしたいから	.156	.602	-.042	-.034	.065
21 大学生生活にあこがれていたので	-.061	.082	.462	-.224	.456
22 広く教養を身につけたいので	-.018	.249	.501	.045	-.092
24 自分の将来のために	-.051	-.013	.512	-.025	-.089
30 自分の視野を広げたいので	-.074	-.067	.589	.233	-.140
2 自分の個性を磨くために	-.049	.058	.095	.402	.078
4 自分の可能性を求めるために	.007	-.149	.189	.618	-.073
9 本当の生き方を見つけるために	-.010	-.151	-.050	.723	.143
12 能力の限界に挑戦したいから	.118	.149	-.206	.480	.044
32 生きがいを見つけるために	.049	-.017	.185	.455	.105
7 大学生になって遊びたいから	-.005	-.052	.225	-.222	.562
10 開放感を味わいたいから	-.082	.019	-.083	.143	.762
21 大学生生活にあこがれていたので	-.061	.082	.462	-.224	.456
25 自由を求めて	-.051	.005	-.064	.122	.776
3 将来、外国に行きたいので	.239	.058	-.048	.143	.042
8 単なる見栄で	.263	-.184	.004	-.164	.253
11 親元を離れたいので	.026	.053	-.092	.130	.265
13 周りの人が進学するから	.333	-.311	.309	-.273	.019
15 人の役に立ちたいから	.136	.214	.030	.366	-.065
18 趣味や興味を生かせる職に就きたい	-.043	.381	.186	.025	.056
19 高校卒で社会人になりたくないから	.271	-.116	.359	-.221	.055
26 悔いのない一生を送りたいので	.156	.093	.202	.237	.055
28 大学で部活動をしたいから	.095	.207	-.070	.019	.145
29 暫だったの	.150	-.145	-.231	-.103	.338
33 多くの人と知り合いになりたいので	.083	.044	.267	.159	.186
34 将来、両親に樂をさせてあげたいので	.328	.150	-.018	.194	.005
35 大学生になって恋人を見つけるために	.389	.236	-.165	-.055	.337
37 親や親戚が行けというので	.309	-.149	.025	-.207	.114
固有値	2.404	2.167	1.703	1.992	3.022
因子間相関	I	—			
	II	.013	—		
	III	.458	.460	—	
	IV	.277	.665	.647	—
	V	.582	-.145	.418	.211

因子Ⅱは、(1) 専門知識を深めたいから、(6) やりたいことをやるために、(14) 専門職に就きたいから、などの6項目の負荷が高かったため専門性志向因子とした。

因子Ⅲは (22) 広く教養を身につけたいので、(30) 自分の視野を広げたいので、など4項目の負荷が高かったため学生意識志向因子とした。

因子Ⅳは、(4) 自分の可能性を求めるために、(9) 本当の生き方を見つけるために、など5項目の負荷が高かったため成長志向因子とした。

因子Ⅴは、(7) 大学生になって遊びたいから、(10) 開放感を味わいたいから、など4項目の負荷が高かったため青春享楽因子とした。

1-2. 職業志向性尺度の因子分析

職業志向性尺度 28 項目の因子構造を調べるために最尤推定法で因子抽出を行い、Harris-Kaizer 回転法により単純構造を求めた結果、最尤推定基準に準拠した4因子が抽出された (Table3)。

因子Ⅰは、(3) 高い給与やボーナスを得る機会、(8) 勤め先が安定していて、世間で評判がいいこと、(13) 勤務時間が短く、休日が多いこと、(19) 勤務時間が短く、休日が多いこと、など5項目で構成された。これは先行研究とすべて同じ因子構造であったため、労働条件志向因子とした。

因子Ⅱは、(14) 人間の意識や行動について、研究したり理解深める機会、(20) あることについて専門知識を深め、それを他の人々に伝達すること、(24) 最先端の技術や情報に接し、それらを実用化すること、など11項目の負荷が高かったため自己実現因子と考えた。

因子Ⅲは (9) 親切で、思いやりのある人間関係を作り上げる機会、(21) 他の人々と、表面的ではない、心からのつながりを持つ機会、など9項目の負荷が高かったため関係性志向因子とした。因子Ⅳは、(2) みんなから、したわれ尊敬されること、(16) みんなから信頼され、頼りにされること、など4項目の負荷が高かったため社会的承認因子とした。

Table3. 大学生の職業志向性の因子分析結果

調査項目	労働条件 志向因子	自己実現 因子	関係性 志向因子	社会的 承認因子
3 高い給与やボーナスを得る機会	.493	.058	-.201	.433
8 勤め先が安定していて、世間で評判がいいこと	.457	-.253	.293	.296
13 勤務時間が短く、休日が多いこと	.685	.283	-.369	.072
19 勤務先への通勤が便利であること	.677	-.111	.312	-.233
27 職場の環境が快適で、厚生施設が充実していること	.441	.151	.565	-.229
1 仕事の内容が、複雑で変化に富んでいること	-.173	.610	-.492	.446
5 人間の可能性や能力について、深く知る機会	-.125	.494	.221	.141
11 困難な仕事に挑戦したり、責任のある仕事を任される機会	-.165	.525	-.014	.350
14 人間の意識や行動について、研究したり理解深める機会	.041	.887	-.131	-.107
15 國際的な交流や、取引に関する仕事をする機会	.097	.545	-.179	.218
18 人々の持つ悩みや問題について、研究したり知識を深めること	.004	.688	.094	-.062
20 あることについて専門知識を深め、それを他の人々に伝達すること	.069	.781	.026	-.161
24 最先端の技術や情報に接し、それらを実用化すること	.228	.786	-.275	.016
25 人間の生き方や、人生の目的について考える機会	-.001	.479	.370	-.078
26 専門知識を深め、それを通じて他の人々を援助すること	-.010	.530	.426	-.182
28 何かを発明したり、発見したりするチャンスが持てること	.079	.726	-.048	-.039
9 親切で、思いやりのある人間関係を作り上げる機会	.108	-.361	.910	.085
10 人々が自己的可能性を十分發揮できるよう、援助し、指導すること	-.025	.152	.621	.045
12 人々との間に、お互いに教え、教えられる関係を発展させること	-.079	.180	.445	.149
17 仕事を通じ、自分自身が学び成長すること	-.132	-.050	.695	-.163
21 他の人々と、表面的ではない、心からのつながりを持つ機会	.001	-.079	.846	-.057
22 専門性が高く、誇りを持てる	.051	.327	.430	-.030
23 人々が学び成長するのを、はげましたり、援助すること	-.063	.157	.740	-.091
26 専門知識を深め、それを通じて他の人々を援助すること	-.010	.530	.426	-.182
27 職場の環境が快適で、厚生施設が充実していること	.441	.151	.565	-.229
1 仕事の内容が、複雑で変化に富んでいること	-.173	.610	-.492	.446
2 みんなから、したわれ尊敬されること	-.002	-.103	-.032	.905
3 高い給与やボーナスを得る機会	.493	.058	-.201	.433
16 みんなから信頼され、頼りにされること	0.000	-.050	-.028	.627
4 社会的に恵まれない人のために、役に立つこと	-.027	.239	.256	.244
6 自己の創造性や独創力が、十分發揮できること	-.048	.390	.260	.123
7 困っている人や、年下の者の相談に応じたり、アドバイスをすること	-.029	.257	.318	.200
固有値	2.905	3.847	2.910	2.168
因子間相関	I	—		
	II	.257	—	
	III	.278	.857	—
	IV	.425	.730	.827
				—

2. 進学動機尺度と職業志向性尺度の相関係数

因子分析によって進学動機 5 因子、職業志向性 4 因子を抽出した。進学動機と職業志向性の関連性を検討するため、各因子の尺度得点を算出した。サーフストンの最小二乗法により標準化得点として算出した 2 つの尺度の因子得点をもとに、相関係数を算出した (Table4)。

この結果、進学動機の将来生活因子では、職業志向尺度の労働条件志向因子で $r = .354$ 、社会的承認因子で $r = .308$ となった。さらに、進学動機の専門性志向因子では、職業志向尺度の自己実現因子で $r = .445$ 、関係性志向因子で $r = .401$ であった。進学動機の成長志向因子では、職業志向尺度の自己実現因子で $r = .469$ 、関係性志向因子で $r = .448$ 、社会的承認因子で $r = .348$ であった。いずれも 1% 水準で有意であった。

Table4. 進学動機と職業志向性との間の相関係数

	将来生活 因子	専門性志向 因子	学生意識志向 因子	成長志向 因子	青春享楽 因子
労働条件志向因子	.354 **	-.109	.069	.011	.185
自己実現因子	.221	.445 **	.253	.469 **	.102
関係性志向因子	.192	.401 **	.278	.448 **	.109
社会的承認因子	.308 **	.222	.237	.348 **	.182

* $p < .05$, ** $p < .01$

3. 因子得点による平均値の差の検定

進学動機と職業志向性の傾向を検討するために、大学、性別、卒業後の職業希望の有無を独立変数とし、各変数によって人数が異なるため、進学動機 5 因子、職業志向性 4 因子の因子得点を従属変数として分散分析を行った。その後 Tukey 法により多重比較を行った。

3-1. 進学動機尺度の分散分析結果

大学、性別、卒業後の職業希望の有無を独立変数とし、進学動機 5 因

子の因子得点を従属変数として3要因分散分析を行った。

この結果、進学動機尺度の将来生活因子（因子Ⅰ）では、大学、性別、卒業後の職業希望の有無に有意差は認められなかった ($F(8,506) = 0.94$, ns)。

専門性志向因子（因子Ⅱ）では、大学 ($F(2,506) = 2.72$, ns) と、性別 ($F(1,506) = 2.35$, ns) に有意差は認められなかった。卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた ($F(1,506) = 69.38$, $p < .001$)。また、大学×性別に交互作用が認められた ($F(1,506) = 9.72$, $p < .01$)。

学生意識志向因子（因子Ⅲ）では、大学 ($F(2,506) = 14.43$, $p < .001$) と、卒業後の進路希望の有無 ($F(1,506) = 4.01$, $p < .05$) に有意差が認められた。性差は認められなかった ($F(1,506) = 1.92$, ns)。Tukey法による多重比較の結果、大学1と大学2、大学2と大学3で差が認められた。

成長志向因子（因子Ⅳ）では、大学 ($F(2,506) = 0.10$, ns) と、性別 ($F(1,506) = 0.05$, ns) に有意差は認められなかった。卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた ($F(1,506) = 10.72$, $p < .001$)。また、大学×性別に交互作用が認められた ($F(1,506) = 5.66$, $p < .05$)。

青春享楽因子（因子Ⅴ）では、大学に有意差が認められた ($F(2,506) = 13.51$, $p < .001$)。卒業後の職業希望の有無 ($F(1,506) = 2.21$, ns) と、性差は認められなかった ($F(1,506) = 0.25$, ns)。Tukey法による多重比較の結果、大学1と大学2、大学1と大学3で差が認められた。

Table5. 大学・性別・卒業後の職業希望の有無による大学への進学動機尺度の因子得点

要因	N	大学への進学動機尺度の因子得点										
		将来生活 因子		専門性志向 因子		学生意識 志向因子		成長志向 因子		青春享樂 因子		
		μ	σ	μ	σ	μ	σ	μ	σ	μ	σ	
大学	1	151	-.09	(.85)	.07	(.97)	-.19	(.87)	-.01	(.94)	-.31	(.89)
	2	214	.05	(.91)	.38	(.90)	.23	(.81)	.01	(.88)	.15	(.87)
	3	142	.01	(.89)	-.14	(.80)	-.16	(.91)	-.02	(.88)	.11	(.91)
性別	男性	224	0.00	(.88)	-.09	(.92)	-.22	(.91)	-.03	(.92)	-.13	(.91)
	女性	283	0.00	(.89)	.07	(.87)	.17	(.82)	.02	(.88)	.10	(.90)
卒業後の職業 希望の有無	職業希望あり	109	-.04	(.89)	.60	(.69)	.15	(.78)	.25	(.81)	-.13	(.92)
	職業希望なし	398	.12	(.88)	-.16	(.87)	-.04	(.90)	-.68	(.91)	.03	(.92)

※因子得点は平均 (μ) = 0.00, 標準偏差 (σ) = 1.00となるよう標準化している。

3-2. 職業志向性尺度の分散分析結果

大学, 性別, 卒業後の職業選択の有無を独立変数とし, 職業志向性 4 因子の因子得点を従属変数として 3 要因分散分析を行った。

職業志向性尺度の労働条件志向因子（因子 I）では, 大学, 性別, 卒業後の職業希望の有無に有意差は認められなかった ($F(8,498) = 0.96, ns$)。

自己実現因子（因子 II）では, 大学 ($F(2,498) = 0.71, ns$) と, 性別 ($F(1,498) = 1.24, ns$) に有意差は認められなかった。卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた ($F(1,498) = 35.36, p < .001$)。また, 大学 × 性別に交互作用が認められた ($F(1,498) = 4.84, p < .05$)。

関係性志向因子（因子 III）では, 大学 ($F(2,498) = 5.61, p < .01$) と, 卒業後の職業希望の有無 ($F(1,498) = 24.50, p < .001$) に有意差が認められた。Tukey 法による多重比較の結果, 大学 2 と大学 3 で差が認められた。性差は認められなかった ($F(1,498) = 0.00, ns$)。また, 大学 × 性別に交互作用が認められた ($F(1,498) = 5.53, p < .05$)。

社会的承認因子（因子 IV）では, 大学 ($F(2,498) = 0.04, ns$) と, 性別 ($F(1,498) = 0.55, ns$) に有意差は認められなかった。卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた ($F(1,498) = 10.02, p < .01$)。また, 大学 ×

性別に交互作用が認められた ($F(1,498) = 5.34, p < .05$)。

Table6. 大学・性別・卒業後の職業希望の有無による職業志向性尺度の因子得点

要因	N	職業志向性尺度の因子得点								
		労働条件 志向因子		自己実現因子		関係性 志向因子		社会的 承認因子		
		μ	σ	μ	σ	μ	σ	μ	σ	
大学	1	149	-.04	(.97)	.08	(.99)	-.03	(1.01)	.01	(.97)
	2	209	-.02	(.85)	-.03	(.91)	.15	(.84)	0.00	(.88)
	3	141	.06	(.83)	-.04	(1.00)	-.19	(1.05)	-.02	(.98)
性別	男性	223	.07	(.92)	.03	(.99)	-.12	(.10)	.01	(1.00)
	女性	276	-.06	(.84)	-.03	(.94)	.10	(.90)	-.01	(.88)
卒業後の職業 希望の有無	職業希望あり	106	-0.00	(.95)	.48	(.85)	.40	(.87)	.25	(.87)
	職業希望なし	393	0.00	(.86)	-.13	(.95)	-.11	(.96)	-.07	(.94)

考 察

本研究では、大学生の進学動機が職業志向性にどのような影響を与えるのかを検討した。

【大学生の進学動機】進学動機尺度からは5因子が抽出された。淵上(1984)の進学動機因子でも5因子が得られているが、いくつか進学動機の因子構造が異なる部分が見られた。まず、本研究では将来生活因子が抽出され、裕福な生活や有名企業などへの就職、結婚に有利など将来の生活を考慮して大学進学をしたという因子構造であった。淵上の研究では、このような項目は大学で遊びたいというモラトリアム因子と、親孝行や、女性でも大学に行くという家族への配慮と規範因子に組み込まれていた。しかしながら、本研究では親に関する項目は因子から外れており、自分の将来が焦点となって進学を希望していることが示唆された。

勉学など大学の本来の機能に関する因子を検討すると、淵上の因子では、専門性を高める、教養を深めるといったことに加え、能力の限界に挑戦したい、個性をみがくという項目が含まれていた。本研究では2つの因子に分かれ、専門知識や資格取得などの専門性志向因子と、生き方や個性追求に関する成長志向因子となった。また、大学生の副次的機能と淵上

が指摘している、(3) 外国にいきたいので、(33) 多くの人と知り合いになりたいので、などの大学内外での活動に関する因子は本研究では因子から外れてしまった。この結果は、進学動機尺度の因子分析では、大学に進学して専門的な学問や個性を探究することはしたいが、実際に社会にて大学内外の人と知り合いになることや、違った環境で自分を探すということは大学の機能ではないと学生は捉えている可能性が高いことが示唆された。

さらに、大学、性別、卒業後の職業選択の有無から、進学動機を検討した。分散分析の結果、専門性志向因子では大学と性別では有意差が認められず、卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた。多重比較の結果から、職業希望がある人は .60 と数値が高いことから、強く専門的な学問を望んでおり、職業希望がない人は専門的な学問をあまり望んでいないことが明らかになった。また、大学での教養や視野を広げたいという学生意識志向因子では、大学と卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた。多重比較の結果を見ると、共学の 2 校は学生生活にあこがれを抱いていない学生が多く、一方、女子大学では大学生活にあこがれや自分の視野を広げることを期待していることが示唆された。しかしながら、性差は認められなかったので、サンプルの女子大学の雰囲気が大学生活を楽しむ傾向があるのであって、共学の大学は男女ともにあまり教養を身につけることに興味がないという傾向が見られた。

個性や生きがいに関しては本研究では成長志向因子として因子が抽出されたが、大学と性別に有意差は認められず、卒業後の職業希望の有無に有意差が認められた。この結果は、職業希望のある学生は自分自身の個性や可能性を求めているが、職業希望のない学生は -.68 の数値となっていることから、強く個性や生きがいを求めていないことが示唆される。これに対し、大学生になって遊びたい、自由になりたいという青春享楽因子を見ると、大学での有意差が認められ、教職課程のような一種の職業訓練が入

る大学では大学生になって遊びたいと思わないことが示唆された。

以上の結果から大学への進学動機は、すべての因子で性差がなく、学生個人が考える職業希望がある人とない人によって進学動機が大きく分かれることが明らかになった。

【大学生の職業志向性について】大学生の職業志向性は4因子が得られた。分散分析から大学生の職業志向性の特徴を検討すると、労働条件志向因子において有意差は認められなかった。この因子はワークモチベーションの外的要因に関連する因子であるが、給与が高い、休日が多いなどの外的な動機づけは大学、性差、卒業後の職業希望の有無によって差がないことが示唆された。

将来の夢や目標に関する因子は、自己実現因子が抽出された。分散分析の結果、自己実現因子には卒業後の進路希望の有無に有意差が認められた。自分で希望する職業がある学生は.48の数値からも分かるように、自己実現をしたいという意欲が高かったが、職業希望のない学生は自己実現に意欲を見せないことが示唆された。ワークモチベーションにおいても成長欲求は内発的動機づけであるが、大学生の時点では職業希望がある学生にしか認められないことが示唆された。

職場の人間関係に関しては、若林・和田ら（1986）の職務志向性尺度は3因子であり、先行研究の人間関係志向因子と思われる項目が本研究では2つの因子で構成された。人間関係志向因子に関する因子は、親切で思いやりのある人間関係や、仕事を通じて専門知識を高めて誇りを持つといった関係性志向因子と、組織のタテの人間関係への志向性に近かった社会的承認因子である。本研究において職場の人間関係に関する因子が2つで構成された理由として考えられるのは、先行研究との時代的背景の違いが考えられる。1980年代の主な就職先が製造業であったのに対し、現代はサービス業や金融の職業が中心となっている。2005年の職業環境に関する調査においても、ホーランドの6領域の職業環境の中の社会的職業

環境が最も多かった（佐藤, 2006）。製造業では技術を共有し、それを教えることで信頼や尊敬が生まれるが、現代のようなサービス業で教えることは指導に近い意味になるために信頼や尊敬は生まれにくく、また専門性も獲得しきい。そこで、仕事を通じて自分自身が成長することと、みんなから頼りにされることが別々の因子として分かれた可能性がある。職場で求められる人間関係の質が80年代と異なり、サービス業を中心とした職業環境のイメージが学生の職業志向性にも影響し、人間関係の内容が異なる2因子が得られたことが示唆される。

さらに分散分析の結果によって人間関係に関する要因を詳しく見てみると、関係性志向因子では大学と卒業後の進路希望の有無に有意差が認められた。多重比較の結果、大学別では都内2校の共学の大学では職業を通じて人間的な関わりを期待していないことが明らかになった。一方、女子大学では職業を通して人を援助したり、助け合ったりすることを期待している傾向が強かった。しかしながら、性差はなかったので、大学に人間関係を求める雰囲気が女子大学に顕著な傾向であることが示唆された。卒業後の職業希望の有無の結果では、卒業後の職業希望がある人は、.40と数値が高いことから、職業によって支えられたり、援助したりと行った関わりを比較的強く求めている傾向があった。一方、社会的承認因子では、卒業後の職業希望の有無に有意差が認められたので、職業希望を持っている学生は高い給与を得たり、尊敬されたいと考えていることが示唆された。すなわち、なんらかの卒業後の職業希望がある学生は職業を通して能力を高めたり、職場での人間関係から自己の成長を望むことを期待していると考えられる。

このような結果を踏まえ、進学動機尺度と職業志向性尺度との関連性を検討するために、相関係数を算出した。この結果、学生意識志向因子と青春享楽因子には、職業志向性尺度のすべての因子と相関が認められなかつた。これは、教養を身につけたり、自分の視野を広げることは、職業志向

性と関連性がないと学生が受け止めていることが示唆される。一方、大学の学問に関する専門性志向因子では、職業志向性尺度の自己実現因子と関係性志向因子との相関があった。さらに、成長志向因子を見ると、自己実現因子、関係性志向因子、社会的承認因子と比較的高い相関が認められている。これらの結果は、大学で専門的な勉強をすることは専門的な職業に就くだけでなく、自己の個性や可能性が職業的な能力を深めたり、職場の人間関係を発展したりすることと関係し、さらにそれは将来的に高い給料を得たり、みんなから信頼され、尊敬されることに関係すると学生は受け止めていることが示唆される。これらの結果は、大学の副次的な機能である教養や学外活動は職業生活と関連性がないと考え、大学生活で専門的な勉強をして、個性を追求していれば、職業的な専門性も円滑な人間関係も手に入れられると考えている学生が多く存在していることを示唆している。因子分析の結果でも、趣味や興味をもつこと、多くの人と知り合いになることは進学動機に含まれなかったので、本研究の大学生は大学での専門知識の取得や資格取得をすることが、職業的な訓練や人間関係をも円滑に作り上げられると学生が受け止めていることを示唆している。

本研究の結果から、職業に対する希望や目標を持つ学生は職業に対する専門的知識を学ぶことや、成長したいという志向性が男女ともに高いことが明らかになった。一方、将来の職業が決まっていない学生は、大学における専門的な学問や資格取得、教養、そして人間関係にも意味や価値を見いだすことができていないことが示唆されたので、将来を決めなければならないという大学生特有の状態に不安を抱いている学生であると思われる。このような学生は、Gordon (1998) が指摘している自分自身に対する不安を持っていることで将来への具体的な行動を行うことができない *indecisive* 型の学生だと思われる。このような学生には、学生生活において少しずつ成功体験を増やすことによって特性不安を減らしていくことが可能であると考えられる。卒業時までに進路を決められる

undecided型の学生に対しては、学内外での様々な人間関係や社会的な経験を得ることで、仕事に対するヴィジョンを持てるようになると考えられる。本研究の進学動機で因子から外れた項目であった、大学で多くの人と知り合いになることや、部活動や外国に行くことは大学時代には無駄なことではなく、大学の副次的機能として必要であると思われる。大学の学問自体に興味を持つことはもちろん重要であるが、学問によってだけでなく、多くの側面から大学に進学する意味づけができるようになると、職業に対する志向性や意義も生まれてくるのではないかと考えられる。

今後の課題として、大学への進学動機や職業志向性はサンプルの大学の雰囲気によってかたよりが見られたので、他大学のデータも含めて検討していく必要があると思われる。さらにそこから、職業に対する動機づけや生き方に関する価値観などの要因から職業観を捉える要因について検討していきたい。

引用文献

- 渕上克義『進学希望の意志決定過程に関する研究』教育心理学研究 vol.32, No.1, p59-63, 1984.
- Gordon.V.N., "Career decidedness types: A literature review." Journal of Career Assessment, 4, 219-244, 1998.
- Hall,D.T., "Careers in Organization." Pacific Palisades, CA; Goodyear, 1976.
- 印南一路『すぐれた意志決定』中央公論社, 1997.
- 岡田昌毅『ドナルド・スーパー(1章) 自己概念を中心としたキャリア発達』、渡辺三枝子『新版キャリアの心理学—キャリア支援への発達的アプローチ』ナカニシヤ出版, 2007.
- 齊藤浩一『大学進学動機が入学後のストレッサーおよび学校嫌いに及ぼす影響』進路指導研究, 23, 7-14, 2002.
- 佐藤恵美『SDS キャリア自己診断テストの作成の経緯』日本応用心理学会発表論文集, p.10, 2006.
- 鹿内啓子・後藤宗理・若林満『女子大生の社会的・職業的役割意識の形成過程に関する研究』名古屋大学教育学部紀要 29, 101-136, 1982.
- Super, D.E. "The psychology of careers: An introduction to vocational development."

- New York: Harper & Brothers, 1957 (スーパー, D.E. 日本職業指導学会
(訳)『職業生活の心理学—職業経験と職業的発達』誠信書房, 1960).
- Super, D.E. "Self-concepts in vocational development." In D.E. Super, R. Starishevsky, N. Maltin, & J.P. Jordan (Eds.), *Career development: Self-concept theory*. New York: College Entrance Examination Board. pp17-32 1963.
- 若林満・和田実・中村雅彦・斎藤和志『東海地区国立大学新入生の進路意識
に関する研究』名古屋大学教育学部紀要（教育心理学科），33, 247-278,
1986.
- 若松養亮『大学生の進路未決定が抱える困難さについて—教員養成学部の学
生を対象に—』教員心理学研究，49, 209-218, 2001.

消費税法における「対価性」について —今後の消費税法の改正の方向—

キーワード：会費，京都弁護士会事件，消費税法，対価性，不課税取引

湯 谷 成 人

I はじめに

消費税法は昭和 63 年 12 月に公布、施行され、平成元年 4 月から適用された。本年は 23 年目を迎えており、消費税の税収は、平成 23 年度当初予算で 10 兆 1,990 億円であり、租税収入及び印紙収入 43 兆 2,309 億円の 23.6% を占めており、今や消費税は所得税に次ぐ収入をもたらすわが国の基幹税となっている。

消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別消費税とは異なり、消費全体に広く薄く税負担を求める、我が国では初めてのなじみのない税であった。

消費税の導入に当たっては、事務処理能力のない零細事業者に過重な事務負担にならないよう様々な優遇措置が設けられたが、このため納められたはずのものが国庫に入らない、すなわち益税が発生していると批判された。

今後、我が国にあっては、社会保障の財源としてあるいは復興財源として消費税の増税が近い将来見込まれている。消費税の問題点は増税によりさらに拡大することになる。

そこで、消費税法の基本的な問題点について検討することとする。

消費税法において、課税対象となる行為（取引）は、資産の譲渡等である。資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう（法2①VIII）。課税の対象となるのは、資産の譲渡等のうち国内において事業者が行うものである（法4①）。（輸入取引に係る消費税については省略している。）

したがって、消費税が課税されるのは

- ①事業者の行う取引
- ②国内取引に該当する
- ③資産の譲渡、資産の貸付け、役務の取引
- ④（資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供により）対価を得て行う取引である。

ある取引が対価を得て行う取引であれば消費税の課税対象となり、対価を得ない取引であれば不課税取引（または課税対象外取引）になる。

そこで、消費税法の基本的な問題である「対価性」について、最近の税務訴訟を参考に考察することとする。金子宏名誉教授¹は「判例は、租税法の勉学・研究および実務においてきわめて重要な教材ないし参考資料であり、またたえざる知的啓発と刺激の源泉である。」²と述べておられる。

この問題を考えるのに適当な「京都弁護士会事件」（京都地方裁判所平成23年4月28日判決 平成19年（行ウ）第48号、平成21年（行ウ）第5号消費税及び地方消費税更正処分取消請求事件 タインズZ 888-1586）を取上げる。

以下では、京都弁護士会事件を一つの素材としながら、消費税法の対価性の問題について検討する。まず、京都弁護士会事件の概要を紹介する（Ⅱ）。次に、この事件について判例評釈を加える（Ⅲ）。最後に判例評釈を踏まえ今後の消費税法の問題点について論じることとする（Ⅳ）。

II 京都弁護士会事件

1 事案の概要

原告である京都弁護士会には、法律相談センター、刑事弁護・少年(等)付添センター、消費者・サラ金被害救済センター、高齢者・障害者支援センターの各センターが設置されている。

例えば、法律相談センターにおいては、会員である弁護士は法律相談センターに事前に登録を希望すると、法律相談センターは法律相談の担当弁護士名簿に会員弁護士を登載し、その結果、当該名簿に従って会員弁護士は相談者を紹介されることになる。紹介された会員弁護士は、相談者と相談し、条件が合えば直接委任契約あるいは顧問契約を締結する。この時、着手金、報酬金、手数料及び顧問料の額のうち10万円を超える部分について10%の負担金を会員弁護士は原告に対して支払わなければならない。

この「受任事件負担金」が会費と同じように消費税の課税対象となるないというのが原告の主張である。

同様の問題が上記の刑事弁護・少年(等)付添センター以下各センターに発生していた。

又、弁護士法23条の2に基づいて公務所等に照会を行う際には、当該申出をした弁護士から原告に対して「23条紹介手数料」が支払われることになっていた。

そのほか原告は、弁護士協同組合及び財団法人法律扶助協会の支部から業務の委託を受けており、その「委託費」及び人件費の実費として「事務委託金」を受け取っていた。

さらに、原告は司法修習の実務修習の委託の基づく指導に要する経費に充てるために、司法研修所長から「司法修習委託金」を受け取っていた。

原告である京都弁護士会は平成12年度から平成17年度までの消費税の確定申告において上記の「受任事件負担金」、「23条紹介手数料」、「委託費」、「事務委託金」及び「司法修習委託金」を課税標準に含めないで申告していた。

処分行政庁はこれらの収入を課税標準額に含めるべきであるとして各更正処分及び各賦課決定処分をしたことから、原告は、本件各更正処分及び各賦課決定処分についてその取消しを求め、処分行政庁に対する異議申立て及び国税不服審判所長に対する審査請求をしたが、いずれの段階においても、原告の主張が認められず、訴訟を提起したものである。

2 関連する通達の内容

[消費税法基本通達 5－5－3]

同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものについて、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。

[消費税法基本通達 5－2－15]

事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。

3 本案の争点及びこれに関する当事者の主張

本案の争点は、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性である。

具体的には、受任事件負担金、23条紹介手数料、事務委託金及び司法修習委託金が消費税法4条1項の課税対象になるか否か、すなわちこれらが「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」（同法2条1項8号）における対価に当たるか否か（対価性の有無）である。

ここでは、法律相談センター受任事件負担金と司法修習生研修委託金について取上げ、できるだけ詳しく紹介することとする。

(1) 原告の主張

原告は「田中治意見書」を裁判所に提出し、「対価性」についてその基本的な考え方を示している。

(ア) 対価とは、役務の提供があり、これに対応して金銭等の反対給付がされるという相関関係の中で形成されるものであり、その典型は、役務を提供する者に対して、その役務の買い手が代金を支払う関係である。そして、対価支払というのは、当事者間における自由な合意を基礎として、提供された役務に対する相手方の自発的な代価の支払を基本的な要素とする。

このように考えると、対価を得て行う役務の提供に該当するとする際には、その基本的特性として、①役務の提供があらかじめ義務付けられたものではなく、役務の提供者と代金の支払者との間での合意形成を基本とすること（任意性）、②役務の提供とそれに対応した代金支払があること（関連性ないし結合性）、③当該役務と当該代金が同等の経済的価値をもつこと（同等性）が求められる。

ただし、これらは、対価性を認めるための必要条件ではなく、

対価性の基本的特性、基本的要素であり、対価性を認めるための評価根拠事実ないし間接的事実となるものである。

- (イ) 各種の付合契約（契約当事者の一方によってあらかじめ約款が定められ、他方はそれ以外に契約内容を選択する自由をもたない契約）の下で収受した金員については、付合契約下の契約強制が、取引当事者間の合意の擬制で説明できる限りは、消費税の課税対象となると考えられる。
- (ウ) 個別具体的な対価性の判断の際に決定的に重要なのは、役務提供と対価支払との間に、個別的、具体的関連性があるかどうかである。すなわち、一定の収入が、役務提供者からみて、当該提供した役務に対する直接的な反対給付といい得るかどうかである。
- (エ) 弁護士会においては、弁護士会自体が、その固有の利潤獲得手段として、会員弁護士に対し、何らかの役務提供をすることなどは、およそあり得ず、弁護士会が会員に提供する役務は、基本的には、個々の弁護士に対するサポートの手段であり、弁護士会による当該役務の提供を支えるのが、会員の拠出する会費である。このように、弁護士会の内部で個々の弁護士に提供される役務は、一般に具体的な反対給付性をもたないということになり、弁護士会が受領した会費は対価性がなく、消費税の課税対象とはならない。

原告は「受任事件負担金」を弁護士会の会費と同じものと考え、以下の主張をしている。

- 「(ア) 弁護士法 33 条 2 項 15 号にいう会費の解釈として、弁護士会の存立及び運営に必要な財源を確保するため、会員に納付義務を課して強制的に徴収する一切の金員をいうものと解され、このような実質を有する金員であれば、名称の如何を問わず、同号の会費に該当する。」

原告においても、会員間の実質的な平等を実現するという観点から、毎月徴収する定額の会費のみならず、原告と会員がかかわる様々な場面において、様々な形で会費を徴収することを会則により決定できるのであり、その名称いかんを問わず、実質面をみて、原告の業務全般を支えるために、会員から強制的に徴収するものは、すべて会費に該当するとみるべきである。

会費に該当するか否かの判断においては、原告は弁護士法に基づき設立される特殊公益法人であって高度の公益性を有し、本質的に非営利性を有していること、残余財産の分配ができない一方、種々の活動を行うために会員から様々な場面で会費を徴収する必要がある法人であること、構成員である弁護士が、様々な委員会活動を行い、それらの委員会活動はすべて無償でなされていることなどの事情も考慮されなければならない。なぜなら、弁護士会及びその構成員である弁護士が、弁護士会の通常の活動としていかなる活動を予定し、その活動に要する費用について、無償の役務提供も含めていかなる費用負担、役務の負担があるのかといった観点を無視しては、弁護士会に対するある給付が、個別具体的な役務提供に対する反対給付に当たるのか、弁護士会全体の活動のために支出をする会費に当たるのかを判断することはできないからである。

(イ) 会費は消費税法上の課税売上げには該当しない。なぜなら、会費は、構成員に対して納付義務を課して強制的に徴収するものであり、田中意見書による上記①～③の要素を満たさないし、原告の活動に対する対価ともいえないからである。

もちろん、原告は、徴収した会費等に基づき様々な活動を行い、その活動において、会員が、原告から何らかの役務の提供等を受けることはあるが、このような全体的・抽象的な対応関係だけでは、上記①～③の要素を満たさず、対価性は基礎付けられない。消費税

法2条1項8号にいう対価を得てとは、このような全体的・抽象的な対応関係ではなく、収入と役務の提供等との間に具体的かつ直接的な対応関係がある場合に限り、これを反対給付とみることができる、このような場合に初めて、対価性が肯定されると解すべきである。消費税法基本通達5-5-3も、これを裏付けている。」

原告は「司法修習委託金」について以下のように主張している。「弁護士会は、裁判所及び検察庁と並んで、等しく司法修習を実施する責務を負う立場にあるのであって、修習の委託に対する諾否の自由があるものではない。弁護修習の実施は、弁護士会が法制度上負担する義務を遂行するものにはかならない。司法修習委託金は、最高裁判所の定めた金額（修習生1人当たり金額を人数分乗じた金額）が、司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるため、弁護士会に示達されるものである。すなわち、弁護士会において実際に要した経費額のいかんにかかわらず、最高裁から一方的に定められた額を給付されるだけであり、諾否の自由のないことと相まって、契約関係に基づく支払という趣旨を差し挟む余地はなく、形式的にも、示達とは、上級庁が下級庁に対して指示することであつて、契約関係に基づく支払という趣旨をみることができない。

このように、弁護実務修習は、弁護士会が司法研修所との契約関係に基づいて行うものではなく、弁護士会自身の法制度上の義務に基づいて行うものであり、司法修習委託金も、弁護士会の業務遂行についての補助金と目すべきものであって、契約関係に基づく役務提供に対する対価ではない。また、以上によれば、司法修習委託金は、合意形成の任意性を欠いているし、弁護修習とこれに対応する代金の基本的同等性も欠けている。司法修習委託金は補助金なのであるから、消費税法基本通達5-2-15によれば、資産の譲渡の対価には該当しない。消費税が施行されたのは、平成元年4月1日で

あり、税率が引き上げられたのは、平成9年4月1日であり、その前後において、司法修習委託金の金額は、何ら変更がない。最高裁判所が、司法修習委託金について、消費税の課税対象ではない旨判断したものといえる。」

(2) 被告の主張

被告は田中意見書について以下の主張をする。

「消費税法の対価性は、「資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けること」で足りるのであり、それが自由な交換として行われない限り対価性をもたないという根拠はない。消費税法が、課税の対象を田中意見書のいうような任意性が認められる場合に限定していないことは明らかである。

田中意見書は、付合契約下の締結強制が、取引当事者間の合意の擬制で説明できる限りは、消費税の課税対象となると考えざるを得ないとするが、取引当事者間の合意をわざわざ擬制するということは、結局、任意性がないものでも課税の対象として認めざるを得ない場合があるということである。

田中意見書のいう同等性については、対価の額が、実際に受けた役務の提供に比して著しく低額である場合や著しく高額である場合であっても、対価を得ている限り、その対価の額が課税標準になるのであり、当該代金が当該役務と同等の経済的価値をもつか否かは、対価性を判断する上で全く意味をもたない。

結局、消費税の課税対象は、上記のような任意性や同等性をもたないものにも及ぶから、これらによって具体的な課税対象の限界を画することは困難であるし、田中意見書も、これら要素は基本的な判断基準にすぎないなどとしている。

田中意見書のいう関連性ないし結合性の判断を、客観的かつ公平に行うことは困難であり、これを課税の対象の限界を画する独立の

基準であると解することはできないというべきである。」

被告は「受任事件負担金」の対価性について「役務の提供」と「対価性」に分けて主張している。

「役務の提供」について

「会員が着手金等の収入を得る上で、法律相談が非常に重要な契機となっていることは明らかであるから、法律相談は、市民に法的サービスの機会を提供することを目的としていると同時に、会員に対して事件を受任する機会を提供することも目的としているというべきであるし、法律相談に関して行う法律相談所の開設、各種法律相談の担当弁護士名簿の作成、備え付け、法律相談の担当弁護士や相談担当日の指定、広報活動及び地方公共団体との協議、予算折衝等の一連の行為は、会員に対し、事件を受任し、あるいは、顧問契約を締結する機会を提供するという側面を有している。」

したがって、原告は、上記の一連の行為により、会員に対し事件受任等の機会を提供するという役務の提供を行っているといえる。

弁護士紹介業務についても、原告は、毎年、会員の希望を照会した上で、法律事件等受任弁護士等名簿を作成して備え付け、相談者から紹介の申込みがある場合等には、当該名簿に従って、弁護士の紹介を行うなどしており、紹介された会員は、依頼者と直接委任契約あるいは顧問契約を締結することができる。

従って、原告のこの一連の行為についても、事件を受任し、あるいは、顧問契約を締結する機会を提供するという、会員に対する役務の提供といえる。」

「対価性」について

「法律相談センター受任事件負担金は、原告から事件を受任しあるいは顧問契約を締結する機会の提供を受けた会員が、その事件を受任しあるいは顧問契約を締結し、着手金等を得ることができたこと

を条件として、当該会員に支払われる反対給付としての性質を有していると解され、他の性質を有しているものとは認められない。

したがって、この負担金は、役務の提供に対する対価といえる。」被告の司法修習委託金の役務の提供と対価性についての主張は以下のとおりである。

「原告は、司法修習生に関する規則に基づく司法研修所長の委託を受けて、司法修習生に対する実務修習を実施し、実務修習における指導に関しては、司法研修所と緊密な連絡を保ち、司法修習生指導担当者協議会を通じて司法研修所と協議を行いながら指導を行っている。

また、司法修習委託金は、司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てる目的として原告に対して支払われているが、司法修習生1人当たりの金額に人数を乗じた一定の金額が支払われている上、後日の精算を義務付けて支払われているものではない。

さらに、司法修習生に関する規則7条1項は、「実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる」と規定しており、司法研修所長は、実務修習を原告に委託したことを根拠に、原告に対して司法修習委託金を支払っているものと認められる。

そうすると、司法研修所長は、実務修習を行うという原告の役務提供がなければ、原告に対して司法修習委託金を支払うことはないという条件関係が認められる。

以上によれば、司法修習委託金は、原告が、司法研修所長から、司法修習生に対する実務修習を行うことの委託を受け、司法修習生の弁護実務修習の指導を行うという役務の提供に対する反対給付としての性質を有しており、他の性質を有しているものとは認められず、対価性があることは明らかである。」

4 裁判所の判断

① 「受任事件負担金」について

本件各センターにおける名簿の作成、紹介の仲介などの事務処理があることによって、各弁護士が相談者等と接触することになり、その後に当該相談者から事件を受任した場合には、その受任は、上記の事務処理があったことに起因しているといえるから、各弁護士は、本件各センターの運営とその事務処理によって、受任の機会を得ている面があると評価することができる。そして、本件各センターの運営は、原告に置かれた各種委員会により行われている以上、本件各センターの事務処理は、原告による事務処理であるということができるから、原告の事務処理によって、各弁護士は、受任の機会を得ていると評価することができる。

また、本件各受任事件負担金の支払をするのは、実際に事件を受任した会員弁護士であり、事件を受任しなかった会員弁護士は支払をすることになっていないが、これは、少なくとも、本件受任事件負担金が、受任によって得た利益を一定程度拠出することを求める趣旨のものであるからといふことができる。

そして、そのように原告に対して利益を拠出する理由については、……まさに原告の事務処理によって、受任の機会を得たことにより、それがその後の受任に基づく利益につながるからこそである、と解するのが合理的である。

以上によれば、結局、各弁護士は、原告の事務処理という役務の提供によって受任の機会を得たため、その反対給付として本件各受任事件負担金を支払うこととされているものということができ、当該役務の提供と本件各受任事件負担金との間には明白な対価関係がある。

原告は、本件各受任事件負担金が原告の会費に該当するから、対

価性が否定される旨の主張をしている。

しかし、消費税法基本通達5－5－3は、会費であることから直ちに対価性を否定しているわけではない。したがって、対価性の検討において、本件各受任事件負担金が会費に該当するか否かを判断する必要はないし、仮に本件受任事件負担金が会費であるとしても、本件では、上記のとおり、消費税法基本通達5－5－3にいう明白な対価関係の存在が認められる。

原告は、田中意見書の見解に基づく主張をしているが、田中意見書は、原告がその主張において指摘するとおり、対価性の基本的要素を示すものにすぎないから、これは、対価性の判断基準となり得るものではないといわざるを得ない。したがって、田中意見書の見解を基に対価性を判断する必然性はなく、その挙げる基本的要素の充足の有無を検討する必要性はない。原告は、これら基本的要素が、対価性が認められるための評価根拠事実あるいは間接事実であると主張しているが、そうであればなおさら、これらの点を必ず検討しなければならないことにはならない。

そして、本件では、上記のようにして対価性の有無を判断できるものである。

②司法修習委託金について

司法修習生に関する規則の定め等によれば、原告が、司法研修所長から弁護実務修習の委託を受け、実際に、……各年度において、弁護実務修習を実施するという役務を、司法研修所、ひいては最高裁判所や国に対し、提供したことが認められる。

そこで、次に、司法修習委託金が、このような役務の提供に対する反対給付といえるか否かにつき検討する。

a 司法修習委託金を支払うか否かやその金額については、原告と司法研修所や最高裁判所、国との間での合意されるものではな

く、予算として一方から示達されるだけであって、原告は、これについて決定する権限を一切有していない。

- b 司法修習委託金を支払う旨の定めは、法律にも、最高裁判所規則である司法修習生に関する規則にも存在せず、司法研修所事務局発行の「司法修習生の修習に関する事務便覧」において、司法研修所における予算に係る事務処理として、原告などの弁護士会に司法修習委託金を支払うこととされているにすぎない。

司法修習委託金は、これまで検討してきた本件各受任事件負担金、23条照会手数料及び本件各事務委託金とは異なり、原告内部でその構成員の総体的意思として決定されたと捉え得る原告の規定・規則等に基づくものとして説明することはできない。

さらに、司法修習委託金は、上記bのとおり、国の予算に係る事務処理として支払われるにすぎないことを併せ考慮すると、司法修習委託金は、特定の事務又は事業を助長するために恩恵的に交付される給付金である補助金に近い性質を有するということも不可能ではない。

しかし、司法修習委託金は、……弁護実務修習の指導に要する経費に充てることをその使途とすることが明らかであり、原告など弁護士会が弁護実務修習の委託を受けてこれを実施したからこそ支払われるものであることは否定できない。これに加えて、……補助金適正化法の定めた手続きがとられていないことなどに照らせば、司法修習委託金は、消費税法基本通達5-2-15の規定するような、特定の政策目的を図るための給付金であるとまではいえないと解される。

また、消費税法施行令2条により、負担付き贈与による資

産の譲渡や（同条1項1号）、土地収用法等に基づく所有権等の権利の収容に際して補償金を取得した場合（同条2項）も、課税対象となるとされていることに加え、消費税は、消費全体に広く薄く税負担を求めるという観点のものであることなどからすると、「その金額が対応する資産の譲渡や役務の提供の客観的価値よりも低いと考えられるような金員」や、「一方当事者が支払の有無やその金額を決定できるような金員」についても、上記の消費税法基本通達5-2-15の規定するような給付金であるといえるような場合等でない限りは、資産の譲渡や役務の提供に対する反対給付（対価）であるとするのが、法の趣旨であると解される。

そうすると、司法修習委託金については、上記のような性質のものである以上、原告の行う弁護実務修習の反対給付（対価）に当たるものと解される。

③結論

以上の検討結果によれば、本件各更正処分は、その算出された税額も含め違法ではなく、いずれも適法である。したがって、原告の行った各確定申告も過少申告であったことになり、これに基づいてなされた本件各賦課決定処分も、その算出された税額も含め違法ではなく、いずれも適法である。

III 判例評釈

1 通達の引用について

本判決文では関係法令の定め等に消費税法基本通達が紹介されている。通達は法源ではないとされているので、裁判で引用する場合には、まず現行消費税法の解釈として適當かどうか、裁判所として判断されるべきである。判決文には、そうした文言がないが、当然検討した上で引

用したものと考えるが、その解釈の道筋を明らかにしておく必要があったのではないか。

2 田中治意見書の対価性に対する考え方

原告は田中治意見書を提出して「対価性」の問題について原告の主張をしているが、「意見書」をめぐって原告と被告が論争をするのは、消費税法の解釈を深める上からも大変望ましい方向である。その上、裁判所が新たな統一的な考え方を示すことが望まれる。

ただ、田中意見書の内容については、現在の我が国の消費税法の解釈として無理があるように感じられる。

「任意性」の主張については、双方で価格を決めて取引が行われることも多いと考えられるが、一方的に価格が定まった例も多いのではないか。我が国の消費税は国・地方公共団体との取引も消費税の課税対象となるが、こうした取引はあらかじめ価格が決まっている例が大部分である。こうしたものを「対価性」がないといえないのでないか。

「関連性と結合性」については、役務の提供とそれに対応した代金支払いがあることとしているという考えは同意できるが、「関連性」と「結合性」、特に「結合性」の意味は不明である。

「同等性」については、法人税法では時価での取引が問題になることはあるが、消費税法では、「個人事業者の家事消費」と「法人の役員に対する資産の贈与」を「みなし譲渡」として時価主義的な取扱いの考えがあるが、それ以外の取引では時価主義的な取扱いが求められることはないからその主張は受け入れられない。

3 法律相談センター受任事件負担金等と役務の提供について

本件は「役務の提供」があつてその反対給付としての負担金であるかどうかである。役務の提供について、消費税法は明確な定義規定は設け

ていないが、消費税法基本通達5－5－1では「例えば、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興業、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述その他のサービスを提供することをいい…」くなっている。

判決では「弁護士は、本件各センターの運営とその事務処理によって、受任の機会を得ている面があると評価できる」と役務の提供があったことを述べているが、より具体的に個別的に役務の提供について言及すべきものと考えられる。

4 消費税法基本通達5－5－3を基に対価性についてどのように考えるか

通達の考え方を整理すると以下のとおりである。

- A いわゆる通常会費や一般会費については、同業者団体、組合等の存立そのものを図るためのものであり、そのこと自体には対価性はない。
- B 同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等と当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があれば課税の対象となる。
- C その対価関係が明白なものであると判定することが困難な場合には、同業者団体、組合等における内部自治として、その同業者団体、組合等においてその収受する会費等につき対価性がないもの（不課税）とするとともに、その会費等の支払側においても、そのこととの見合いで課税仕入れに該当しないこととしているときは、その処理を認めることを明らかにしている。

なお、この取扱いにより、その会費等につき資産の譲渡等の対価に該当しないものとする場合には、同業者団体、組合等はその旨をその構成員に通知するものとし、収受する側と支払い側の処理の整合性を担保す

ることとしている。

本件の負担金について原告はどちらかといえば、Aの主張であり、被告はBの主張であるが、第三の道としてCの判断もありうる。弁護士会が会員弁護士に不課税と通知していたかどうか、本判決では判明しない。仮に、通知して、弁護士側も仕入税額控除をしていなければ、その点で、妥当かどうかの議論が起きることも考えられる。

弁護士会は不課税、弁護士は仕入税額控除という組合せも考えられるが、法を順守する立場にある者として、そういう組合せはないことを信じたい。

5 法律相談センター受任事件負担金—奥谷健准教授³の意見

奥谷健准教授は「例えば法律相談は、常に有償のものと限らず、また、その場での事件の依頼の勧誘をすることなど禁止されていることから、営利性がなく、公益的活動と位置づけられています。このような法律相談が、事件を受任する機会を提供していると本当にいえるのでしょうか。会員弁護士が積極的に受任しようとするなどを禁じているのであれば、事件受任のための場を提供しているとはいえないと考えられ、法律相談の場を提供することを役務の提供として捉えることに疑問を生じます。」⁴と述べている。

まず、その行為が公益的かどうかは消費税法では斟酌されることはない。消費税の非課税については法律に列挙されているものに限られ、本件で問題になるのは不課税か課税かの問題である。つまり、対価性があれば課税、対価性がなければ不課税ということになる。

会員弁護士が法律相談で積極的に事件を受任することが禁止されていることについては、判決文には原告の主張にも言及されていないのでコメントできない。判決では法律相談で結果的に事件を受任した者のみが負担金を支払い、事件を受任しなかったものは、支払う必要がないこと

になっており、上記の批判はあたらないものと考える。

6 受任事件負担金のまとめ

吉村典久教授⁵は「消費税が最終消費者の消費支出に負担を求める性質を有し、事業者による課税資産の譲渡等への課税要件の結びつけが単なる徵稅技術上の考慮に過ぎないことを鑑みれば、役務を提供された者の視点において役務の提供と（反対）給付との関連性を判断すべきである。

そして、役務の提供された者の視点において役務の提供と（反対）給付との関連性を判断するということは、ある役務が提供されたこそ（反対）給付を行ったという関係、すなわち、役務の提供と（反対）給付との間の因果関係をベースに両者の関連性を判断すべきであるということ意味する。」⁶と述べている。

この考えでは、法律センター受任事件負担金については、役務の提供された者は会員弁護士であり、会員弁護士は弁護士会の役務の提供により事件を受任することができ、その反対給付としての法律センター受任事件負担金を支払う関係になる。

以上の整理で妥当な結論といえるのでないか。

7 司法修習委託金の対価性

通達5-2-15は「事業者は、国又は地方公共団体等から特定の政策目的の実現を図るための奨励金、助成金又は補助金等を受けることがあるが、これらの給付金は、事業者が国等に対して資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を行うことの反対給付として受けるものではないのであり、消費税の課税対象とはならない。」と規定している。

司法修習委託金の問題は、司法研修所長の委託によって弁護士会は委託された事務を行うのか、弁護士会自身の業務遂行の補助金として司法

研修所が支払うのかである。前者であれば、弁護士会の役務の提供の対価となり、後者であれば、補助金に該当し消費税法第60条第4項の特定収入に該当すると考えられる。

補助金適正化法により処理がなされれば、後者に該当することになるが、補助金適正化法について川田剛教授⁷は「事業費について過大に積算したり、不実の積算、架空工事や二重申請などを防止することを目的として制定された法律である。

したがって、当初からその使途が明らかであり、かつ、過大請求や架空請求等が生じるはずのない司法修習委託金については、そもそも補助金適正化法の対象外と考えるべきである。」⁸と述べていることから、補助金適正化法の適用があれば補助金、適用がなければ補助金と判断できないことになる。

最高裁が委託費の金額を消費税導入時と増税（3%→4%）時に、増額していないことから、最高裁の事務局の会計サイドが不課税と考えたとする見解もある。

また、一人当たり4万円～6万円程度の委託費と弁護士会の司法修習生に対する弁護士実習の実際の費用を比較する資料もない。

司法修習生の弁護士実務研修が司法研修所の業務とも弁護士会の業務とも明確に判断できない。

以上の事実から、対価性があるものと判断できないのでなかろうか。

8 司法修習実習委託金－奥谷健准教授の意見

「司法修習について、弁護士会と司法研修所長との間に契約はありません。委託金は、修習における指導に充てるために最高裁が定めた金額が支払われているのです。そうであれば、任意の契約ではなく、また修習という役務の提供との間の関連性は乏しいといえます。したがって、これにも対価性があるとは認められないと考えられます。」⁹と奥谷健

准教授は述べている。

司法研修所と弁護士会に契約がない状態をどう考えるか。司法研修所として補助金として支出したと考えられる。

上記の考えは、対価性のないことの理由として大いに参考になる。

なお、本事件は、原告が控訴していることから、控訴審の判断が待たれる。

IV 消費税法の今後の在り方

1 会費等の扱いを見直すべきか。

消費税法基本通達では会費等はこれまで見てきたように、一般的な会費は不課税（A）、会費と役務の提供との関係が明白な場合は課税（B）、その区分が難しい場合は、団体そのものが判断し、会員と団体と同じ扱い、すなわち、団体は課税売上げであれば、会員は仕入税額控除、団体が不課税売上げであれば、会員は仕入税額控除をしない（C）と3つの取扱になっている。

消費税法は課税取引、非課税取引、免税取引と不課税取引があるが、この問題は不課税取引の問題である。

非課税取引と不課税取引は次のような違いがある。

①非課税取引は消費税法に明確に規定されている。不課税取引は消費税の課税される要件を満たさない場合をいう、例えば、国内取引でない、資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供に該当しない、対価性がない等であり、不課税の判定には消費税法の解釈が必要になる。

②非課税取引、例えば土地を売却した場合は課税売上割合が減少し、納税者には不利に働くが、不課税取引、例えば、会費収入があつても課税売上割合に影響を与えない。

③非課税取引、例えば土地を仕入れた場合、土地は課税されていな

いから土地の仕入税額控除はない。同様に、例えば不課税の会費を支払った場合には、会費は課税されていないから会費の仕入税額控除はない。

④不課税取引のうち「資産の譲渡等の対価以外の収入」は特定収入に該当し、公益法人等で一定の場合には不利には働くことがある（後述）。非課税取引が特定収入に該当することはない。

会費等は、ある場合は不課税取引（A, C）であり、ある場合は課税取引（B, C）である。納税者にとっては、どちらが望ましいであろうか。会費の支払者が最終消費者の場合には、不課税取引であれば、有利である。

会費の支払者が中間段階にある場合、本件のような弁護士の場合はどうであろうか。

中間段階の売上が不課税になると、中間段階の不課税によって前段階税額控除の権利が否定され、最終段階と異なり、基本税率を適用した場合よりもかえって小売価格が高くなってしまうので、納税者にとって不利になることである。

このため不課税とされる会費（A）については、さらに内容を検討し、会費として集められたものが、そのまま寄付されるような当然に不課税となるものは依然として不課税とする。

今一度、不課税とされているものについて理論的な検討を加える必要がある。

2 インボイス制度の導入

消費税法では、仕入税額控除をするためには、帳簿及び請求書がないと仕入税額控除ができないが、EUと同様にインボイス方式を導入すべきでないかと考える。インボイス方式を導入すれば、前述した会費等で団体側が課税とした場合のみインボイスが発行され、インボイスを受け

取った会員である弁護士はインボイスに基づき仕入税額控除をすることになる。

我が国が売上税を検討した時は、税額票というインボイスと同じものを予定していたが、インボイス方式を導入すると、インボイスに税額が記入できない免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなるので、免税事業者は物流からはずされる可能性が高いという批判があった。このため、消費税法でも見送られた経緯がある。

現在は基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば免税事業者となっているが、将来的には、法人であればすべて課税事業者として、一部の個人事業者のみ一定金額以下（例えば、800万円以下）を免税事業者として、免税事業者であっても中間段階で取引するものは、課税を選択させることでよいのではないか。

インボイス制度を導入するとしても、その事務負担が高くならないよう、すでに現在の請求書等に消費税額を記載することと発給者の納税者番号の記載をすれば足りる。

これまでの消費税の税務訴訟で、仕入側で仕入税額控除が認められないとして仕入税額控除が否認された事件が少なくない。この場合、売上側は課税売上げとしていないものが多いので、インボイスがあればこうした税務訴訟は相当減少するのではないか。

消費税法第2条第12号では、課税仕入れを定義しているが「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（省略）を受けること」となっているが、「他の者から」を「他の課税事業者」として、消費税を納めない消費者、免税事業者からの仕入れに仕入税額控除ができないように法律改正をインボイス方式の導入と同じく検討すべきものと考える。

3 公益法人と会費の課税の在り方

消費税法では公益法人であるからといって税制上の優遇措置が講じられていない。その理由は消費税法上、資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供について政策的な配慮が必要である場合に非課税取引、免税取引を規定しているが、あくまでも消費者に税負担を担わせようとするかどうかで判断され、その途中の公益法人自体には、消費税を負担させることは予定されていない。

ところで、公益法人の場合には、会費等が不課税となった場合には、会費等の収入が特定収入として扱われ別の問題が生じる。

特定収入は、消費税法第60条第4項によれば「資産の譲渡等の対価以外の収入」と定義され、消費税法基本通達16-2-1は、「租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、負担金、会費、喜捨金等がこれに該当するもの」としている。

課税売上割合が95%未満の場合、仕入税額控除を計算する際に個別対応方式および一括比例配分方式いずれかを選択する。さらに、特定収入の割合が5%以上の場合には、特定収入に係る仕入税額控除額のマイナス調整が行われる。これは、寄附金や補助金に依拠して運営され、かつ課税売上げの少ない団体に、より複雑な仕入税額計算を行わせること意味する。

租税、寄附金、保険金は特定収入であって、課税取引にされることはない。

会費及び負担金は対価性がない場合には特定収入であり、対価性がある場合は、課税取引になる。

したがって、会費等については、仮に不課税として課税されないと考えられても特定収入に該当することによって仕入税額控除の調整計算の問題が発生することになる。

したがって、公益法人の会費等については、多面的な検討が必要であ

る。

V おわりに

平成 22 年度税制改正でいわゆる自動販売機を使った消費税の租税回避の否認措置が講じられた。平成 23 年度税改正でこれまで課税売上割合が 95% 以上であれば課税仕入等の税額の全額控除が認められていたが、課税売上高 5 億円超の事業者は、個別対応方式か一括比例配分方式で計算することとなった。

このように消費税制度の信頼性を高める税制改正が行われている。

消費税の導入から約四半世紀を迎えるところであり、我が国にとって初めてのなじみのない税制から我が国に根付いた経験を積んだなじみのある税制となっている。

納税者の事務処理能力も向上しているところであり、今後、インボイス方式の導入等のファンダメンタルの整備が消費税の本格的増税の前に早急に行う必要があるのではなかろうか。

(注)

- 1 東京大学名誉教授.
- 2 金子宏「租税法（第十六版）」 i 頁.
- 3 広島修道大学法学部准教授.
- 4 「税務 Q&A 2011. 7」 54 頁.
- 5 慶應義塾大学教授.
- 6 吉村典久「消費税の課税要件としての対価性についての一考察」『租税法の発展』 409 頁.
- 7 明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授.
- 8 税務事例（Vol.43, No.9） 6 頁.
- 9 「税務 Q&A 2011. 7」 54 頁.

(参考文献)

- 金子 宏「租税法（第 16 版）」弘文堂 平成 23 年
奥谷 健「法律相談センターでの事件受任の際に弁護士会が会員弁護士から

受ける受任負担金等の消費税における対価性』税務 Q&A 2011.7 平成 23 年

尾崎 譲「売上税独り語り」『財政政策への視点』大蔵財務協会 平成 13 年
川田 剛「弁護士会が弁護士から受領した負担金が消費税の課税対象になる
とされた事例」税務事例 43 卷 9 号 平成 23 年

三宮 修「平成 19 年版 消費税法基本通達逐条解説」大蔵財務協会 平成
19 年

垂井英夫「消費税法上の「資産」の法定性質（上）」税理 42 卷 5 号 平成
11 年

垂井英夫「消費税法上の「資産」の法的性質（下）」税理 42 卷 6 号 平成
11 年

西山由美「公益活動に対する消費課税」『租税法研究 第 35 号』有斐閣 平
成 19 年

三木義一「非課税取引とゼロ税率」『日税研論集 第 30 号 特集 消費税』
平成 7 年

吉村典久「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要
件と会費・補助金」 金子宏編『租税法の発展』有斐閣 平成 22 年

渡辺裕泰「消費税法の沿革と改革上の諸問題」『租税法研究 第 34 号』有斐
閣 平成 18 年

消費税課税の中立性に関する一考察

キーワード：課税の中立性，応能負担原則，財政学と租税法学，憲法適合的中立性，市場経済的中立性

石塚 一彌

I はじめに

我が国に消費税が導入されてから 20 年以上が経つ。消費税導入時から現在に至るまで、消費税課税の論拠として挙げられてきた謳い文句は「課税を広く薄く、中立的に」であった。ここでいう課税が中立的（以下、「課税の中立性」という）という用語ほどこれを使う論者により温度差がある用語はない。消費税増税路線が既定の事実化しつつある昨今において、消費税課税もしくは増税の最大の論拠である「課税の中立性」の意義について再度検証するとともに、現状において消費税増税が不可避・不可欠であるのかについても併せて検討していく。この検討においては、「課税の中立性」自体の意義について憲法の規定から考察していくとともに、消費税税制の最重要論拠となっている「課税の中立性」の機能に着眼し、この機能が实际上中立性の定義どおりに働いているのか否かにつき検討し、併せて消費税のあり方全般について言及していきたい。

以下、「租税法と憲法」、「課税の中立性」、「租税の課税と使途及び地方分権化」、「消費税の実態（課税の中立性との関連）」、「消費税の使途」及び「消費税のあり方 - 直接税としての法人税との比較を通して - 」と順に考察していく。

II 租税法と憲法について

消費税に限らずすべての税の「課税」は、憲法の趣旨に従い決められていいくべきものである。「財政学」的には、「課税」とは、生産手段を持たず無産国家たる政府が、国民に対し公共財・サービスの提供のための責任を担うために、国民から強制的に「税」を徴収する権利^(注1)と定義することができます。

他方、「税」については、憲法30条「納税の義務」及び84条「課税の要件」に規定されている。「課税」という側面から見た場合、「税」を徴収するあり方は、憲法の諸規定に鑑みその方向性が捉えられなければならない。我が国憲法において、「法律の定めるところにより」もしくは「法律又は法律の定める条件」と規定されている以上、「課税」の「法的」根拠は、憲法の条文ひいては憲法の設定趣旨、すなわち、基本的人権の尊重、國民主権及び平和主義から導かれたものでなければならないからである。憲法14条の「法の下の平等」乃至憲法25条の「生存権・國の社会的使命」に鑑みれば、「政治的・経済的・社会的差別に不合理的な差別を受けることがない」ことを前提に、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度」の生活を営む権利（以下、「国民の主権」という）を保障され、かつ、国家は、「国民のすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」に努める義務がある。国家による国民へのこれらの保障と義務を前提として、国民経済の助長発展の基盤を確固とする機能を有する「財政」（租税制度を含む）研究対象とする学問として財政学があり、租税制度の法的側面を研究する学問分野として租税法学が存在する。この意味において、財政学の見地から課税のあり方について制度設計する場合でも、常にその土台には、憲法適合的な見地から国民の主権の侵害の可能性が常に監視されなければならない。

III 課税の中立性について

「課税の中立性」は憲法上 14 条でいう「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」所謂「公平乃至中立性の原則」に由来するものである。それは、課税により特定の経済主体に有利もしくは不利な扱いをすることで自由で公正な経済活動を妨げてはならないことを要とする。ここで特に注意すべきことは、課税の有無による市場経済活動への影響如何にのみ重点を置くこと（以下「広義の中立性」とする）が「課税の中立性」ということにはならないということである。課税（増税）による「歪み」として挙げられる、勤労意欲の減退や非課税財への消費者行動を生起すること^(注2) 以上に問題なのは、課税により納税主体である国民の主権が侵害されることである。この主権は、課税分野において憲法 14 条 1 項に規定される平等原則の要請をその内容とするものである。すなわち、担税力に即した課税と租税の公平ないし中立性、すなわち応能負担原則の堅持を内容とするものである。この意味における憲法適合的な課税の中立性（以下「狭義の中立性」とする）の確立・確保こそ、当該考察においてはより重要な主題といえよう。

現行の消費税導入時における広義の中立性についての代表的な考え方を少し長いが下記に示す^(注3)。

「～中略～、しかし、すべての物品に同一の条件で、課税が行われると話は全く違ってくる。他の商品も課税されているために、どの商品も同じ条件で価格が上昇する。すると、ある物品の需要を減少させて、他の商品に需要が向かうことは起こりえない。すなわち、すべての財・サービスが課税されるとなると、消費者は課税を逃げることができなくなって、消費構造を変えることは不可能になる。このため、生産者・流通業者は自分の商品の販売が減少することを心配することはなくなり、税を転嫁することが容易になる。すなわち、すべてに課税することは相対価格の変化を小さ

くし、経済に対する影響は中立的になって、税があったときとないときの差は、小さなものになる。～中略～ 転嫁の問題は産業構造上の問題であるが、これが不可能なほどの経済であるとは考えられない。もし課税による販売原価の上昇を売価に上乗せできないのなら、賃金や仕入れ値、さらに電気代などの料金が上昇したときも価格を上げれない（原文ママ）ことになる。すなわち、世の中に物価上昇というものが起り得ないことになる。これまで物価が上昇してきたという事実から考えて、全産業が転嫁できないことはありえないことである。まして、転嫁ができないために倒産が続出するということもありえないことである。もしそれが正しければ、日本には既に企業は存在していないはずである（傍点筆者）。」

当該記述における明らかな誤りは、企業にとっての仕入値、賃金、電気代等の市場競争的費用と税という国家による強制的公共費用を同一視していることである。前者の諸費用の上昇如何に対しては、中小業者においてもあくまで市場競争的な経営努力の枠組みの中で対処することが原理・原則であり、それが又市場競争社会における本来の企業の姿でもある。一方後者の税については、それが国家という一元的な主体からの強制的なものであると同時に、税が「市場競争的に中立的」である限り、市場競争とは別次元において自動的に転嫁が行われなければならない性質のものである。企業にとっての租税費用は他の諸費用と同様に市場競争云々において語られるべき筋合いのものではないのである。特に消費税法上、徴税義務者である企業は、実質的な消費税の負担者と看做されている消費者から消費税を徴収する義務もなければ、徴収しなかったことに対する罰則も課されるわけではない。実質的な消費者等は消費税を払いたくなれば取引 자체をしなければよいだけである^(注4)。

IV 租税の課税と使途及び地方分権化について

憲法適合的な課税の中立性の確立・確保のためには、税の徴収面だけで

はなく、使途においても、一貫した中立性が維持されなければならない。「このような理由により、これだけ徵収された税がこのように使われた」ということをすべての国民が知ることにより、狭義の中立性を図ることが可能になる。憲法適合的な課税の中立性の確立・確保を図るために限界機能が、所謂議会制民主主義の下での租税法律主義である。

租税はすべからく国民生活の向上、すなわち社会福祉のために使われなければならない。これは、憲法の理念に沿った自明の理であり、特に税の使途において使途目的を明記することはある種の危険性を孕むことになる。それは、ある特定の税（例えば消費税）についての使途目的を明確することで、他の特定の税（例えば所得税・法人税）については消費税の使途目的以外に「使える」という論理を生む可能性があるからである。これらの租税の使途内容については、我が国の政治経済のあり方に係ることでもあり、この論考において言及するすべはない。ただし、憲法適合的な税の使途に対応した「仕組み」づくりについては、現行の「財政」における中央集権から脱して、財政の地方分権化を進める必要があると考える。その理由は以下の通りである。

まず第一に、現行法制度上、地方財政レベルでは、地方自治法の規定（地方自治法第242条、242条の2等）により、納税者や住民は、納税にかかる法的手段（住民監査請求、住民訴訟等）を有する。一方、国家財政レベルでは自己に対する具体的な権利侵害が生じた場合にのみ、法的に争う権利を有するにすぎず、税の使途はもとよりその徵収面についても、不公平税制如何につき、納税者である国民は、法的に訴追する権利を有さないという現実的な理由があるからである。

次に、憲法第86条においては、憲法第83条の財政処理の基本原則を受け、内閣の予算編成権が規定されている。さらに、憲法第91条において、国会及び国民に対する内閣の財政状況の報告義務が規定されている。しかし、これらの規定にもかかわらず予算編成権を事実上行使しているのは、

予算編成の事務を委任されているに過ぎないはずの財務省（旧大蔵省）及び官僚である。現行の財政民主主義の名の下に、事実上は官僚主導の「密室」で秘密裏に税制を含む予算編成協議が行われ、それがそのまま内閣の予算案となり、時の政府与党と既得権を合わせた形で法案が提出されることが、明治以降繰り返し行われてきた我が国の税の使途の「仕組み」である。このような状況（議院内閣制ならず「上位下達」の官僚内閣制）下で、国会にあっては、先に述べた国民に対する法的手段の欠如とも相俟って、国民の税に対するチェック機能は事実上形骸化している。憲法適合的な国民の主権、すなわち、地方自治の本旨に基づく各地域社会に適合した人々の精神生活を含む豊かな生存権を堅持するためには、税の使途のより「見える化」に適した財政の地方分権化が必要不可欠と考えるのである^(注5)。

V 消費税の実態（課税の中立性との関連）について

我が国の現行の消費税は、「一般多段階間接」消費税とされる。「一般（個別ではなく原則すべての物品に課税が行われているという意味）多段階」は事実であることが明白であるが、「間接」についてはその実態が事実か否かを検証する必要がある。財政学上は、税法上の納税義務者と実際の税金の負担者（担税者）が一致していることが予定されるものが直接税であり、二者が不一致であることが予定されるものが間接税であるとされる。ここでは、税の転嫁の有無が区分の基準となっている。この税の転嫁による基準は「財政学上」は意義があるとしても、租税法学上は実益を持たない。直接税が累進的であり間接税が逆進的であることから、納税者の所得階層別の負担関係をみる上で重要であるのみである。本来の意味（すなわち、憲法適合的な意味）での「税の中立性」に基づく限り、少なくとも消費税の課税は逆進性が明らかであり、この一点において既に「課税の中立性（狭義の中立性）」は侵害されている。では消費税課税の有無による経済活動への影響如何という観点で見た場合、現行の消費税は「広義の中立

性」を保っているのであろうか。

ここで、2002年に中小企業庁が実施した中小企業における消費税実態調査から明らかになった消費税の転嫁に関する中小業者の実態を示したものが図表1^(注6)である。

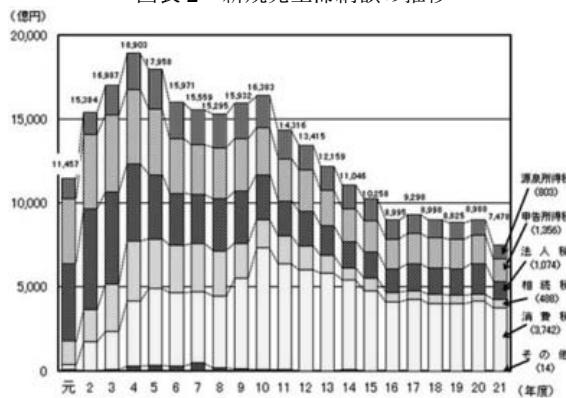
図表1 消費税の価格転嫁が可能かどうかのアンケート結果

売上規模	ほぼ全て転嫁可能	一部しか出来ない	ほとんど転嫁不能
1000万円以下	42.7%	22.3%	35.0%
~1500万円	49.8%	22.6%	27.6%
~2000万円	47.6%	25.1%	27.3%
~2500万円	51.7%	22.4%	25.9%
~3000万円	54.6%	19.1%	26.3%

（出所：中小企業庁 HP：中小企業における消費税実態調査《免税事業者の範囲が売上30,000,000円以下から10,000,000円以下に縮小された時点において、中小企業庁が各事業所宛に取ったアンケート結果》より抜粋）

また、国税庁HPにおいて、新規発生滞納額（2009年度まで）の推移をまとめたものが下記のグラフである。

図表2 新規発生滞納額の推移



上記《図表1》において、消費税が転嫁不能と答えた中小業者の割合は、課税事業者となる売上10,000,000円から30,000,000円の小企業では約40%から50%程度しか完全に転嫁できないと答えており、又約30%の中

小業者が、殆ど転嫁できないでいる状況が中小業者の実態として示されている。上記《図表2》において、滞納国税に占める消費税の滞納割合の高さが示されている。国税庁のコメントとして、『滞納発生割合は、平成16年度以降、6年連続で2%を下回り、引き続き、低い水準を維持している』旨示されているが、全体としての滞納割合が減少している中での消費税の滞納割合の高さはやはり異常な状況といわざるを得ない。

「転嫁が不能」の実態と「消費税の異常な滞納率の高さ」に直接的な因果関係があるのか否かについては、別途より詳細な検証が必要である。しかし、ここで明確にいえることは、我が国の企業の大多数を占める中小業者において、消費税の転嫁が不能もしくは困難な場合、消費税は事実上中小企業税という直接税となり、よりもなおさずこのことは、消費税導入の最大の論拠である「広義の中立性」が侵されることを意味する。

一方、現行消費税は、輸出売上についてのみ、ゼロ税率を適用し、この制度により所謂グローバル企業とされる大企業においては、国内において支払った仕入れに係る消費税を還付されることで、実質的な輸出補助金を毎期享受することになる。

代表的な企業10社の輸出還付消費税の額は次の通りである。

2001 年度		2009 年度	
企業名	年間還付額（億円）	企業名	年間還付額（億円）
トヨタ自動車㈱	1,551 億円	トヨタ自動車㈱	3,219 億円
本田技研工業㈱	864 億円	ソニー㈱	1,587 億円
日産自動車㈱	693 億円	本田技研工業㈱	1,200 億円
ソニー㈱	791 億円	日産自動車㈱	1,035 億円
松下電器産業㈱	669 億円	キャノン㈱	990 億円
キャノン㈱	479 億円	マツダ㈱	803 億円
日立製作所㈱	293 億円	松下電器産業㈱	735 億円

（株）東芝	375 億円	（株）東芝	706 億円
富士通（株）	280 億円	三菱自動車工業（株）	657 億円
三菱重工（株）	239 億円	スズキ（株）	518 億円
10 社合計	6,234 億円	10 社合計	11,450 億円

なお、輸出還付消費税額は、ここ 10 年間は毎年 2 兆円から 3 兆円の規模を占めている。

言うまでもなく大多数の中小業者にとっては、このような輸出補助金的消費税の還付は受けられない。当該ゼロ税率適用の憲法適合的合理的な理由は見出しえない。

経済的力学関係において「弱者」の立場にある我が国の大半の中小業者にとっては、一部の例外を除き、消費税をほぼ転嫁できない状況にあることは多くの報告^(注7)により明らかとなっている。その転嫁も法的に強制されているものではなく、消費税の転嫁の有無は市場における経済的力学関係のみにより決まってしまうのである。何ら消費税の転嫁に関わる法的な手当はないまま、専ら経済的力学関係においてのみ転嫁の可否が決せられる結果として、中小業者間に著しい歪みを生じているのである。いいかえれば、法的には転嫁の有無にかかわりなく納稅義務を強制される多くの中小業者にとっては、消費税を転嫁できない結果として経営が圧迫され、結果として自由な競争が保たれなくなるという構図が想定されるのであり、経済的競争中立性、すなわち広義の中立性すらも形骸化される可能性があるということである。

課税の中立性を構造的に分類すると次の 4 類型に分類できる^(注8)。すなわち、

- i) 狹義の中立性が保持され（憲法適合的に中立）、かつ広義の中立性（市場経済的に中立）も同様に保持されるケース
- ii) 狹義の中立性が保持（憲法適合的に中立）されるが、広義の中立性（市場経済的に中立）が保持されないケース

- iii) 広義の中立性が保持（市場経済的に中立）されるが、狭義の中立性（憲法適合的に中立）が同様に保持されないケース
- iv) 狹義の中立性（憲法適合的に中立）も、広義の中立性（市場経済的に中立）も保持されないケース

現実の政治経済社会において、望ましい状況は i) のケースであることは言を待たない。しかし、我が国の現状は、iv) の状況にあることは明らかである。現実の社会において、i) のケースの状況を生むための制度設計を生むことはかなりの困難を要する。けだし憲法適合的な中立性を「応能負担原則」と捉える限りにおいて、狭義と広義のそれぞれの中立性は一種のトレードオフの関係にあるからである。現実的には、ii) のケースと iii) のケースの中間的な状況を目標とすることになるが、少なくとも、狭義の中立性の犠牲の下に、広義の中立性が図られることだけは厳に排除されなければならない。

VI 消費税の使途について

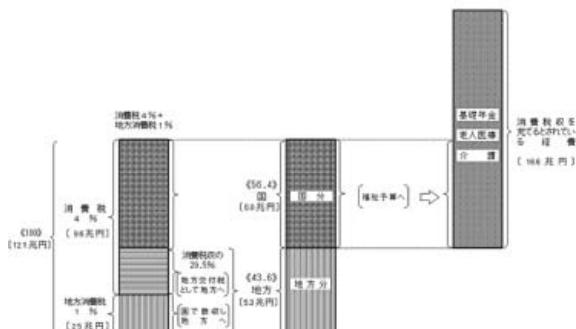
現行消費税が導入された歴史的経緯については別に考察する必要があるが、「一般」、「多段階」、「間接」としての特質を持つ現行消費税が導入され最大の論拠としての「広く、薄く一般の消費者から税を吸い上げるとともに、経済的な中立を図る」という大儀が何の根拠もないことは既に指摘した通りである。一方消費税の使途については、消費税の導入時点及び増税論議の都度、「社会福祉の財源として充当・活用していくこと」が謳い文句として挙げられている。1988年12月に現行消費税が導入された2カ月後に、時の竹下内閣は施政方針演説において、新たな消費税制導入に際しての政策目標において、高齢化社会の進展への対策及び社会保障費の急速な増加への対応を挙げ、その財源として消費税導入の必要性を訴えた。さらに、2007年11月に発表された政府税制調査会の答申においても、「消費税は、～中略～、貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みが小さいとい

う特徴を有する。～中略～、このような様々な特徴を併せ有する消費税は、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいと考えられる。」と記されている。

消費税は、毎年安定的に歳入規模で10兆円にも上る財政の主要項目となっている。指摘したいことは、「消費税の実態（課税の中立性との関連）について」で述べたように、そのうち3兆円の財源が輸出グローバル企業に消費税の還付金として流れていることである。これはとりもなおさず、課税の中立性の名の下に、グローバル企業の海外への資本流出（Capital flight）を抑えるための実質的な輸出補助金であることは論を持たない。現行の予算編成過程においては、予算総則において、消費税の使途として、地方交付税交付金以外は、年金・老人医療・介護の社会保障費に限定されている（消費税の福祉目的化）。

財務省HPによれば、消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲（基礎年金・老人医療・介護）に充てられる、平成22年度予算の流れは次の通りとなる。（<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/121.htm>）

図表3 消費税の使途
（平成22年度予算）



一方、現状においてはこの福祉目的にまわすための財源としての消費税額が不足傾向にあることが示されている。

消費税の福祉目的化の流れは下記通りである。(財務省HPより抜粋)。

(単位:兆円)

予算 年度	対象経費 (A)	金額	前予算比	消費税収 (B)		(B) / (A) %
				前予算比	スキマ (B) - (A)	
平成 11 年度	基礎年金	4.3	—	7.3	▲ 1.5	83.1
	老人医療	3.9	—			
	介護	0.6	—			
	合計	8.8	—			
平成 12 年度	基礎年金	4.5	103.6	6.9	▲ 2.1	76.9
	老人医療	3.3	85.8			
	介護	1.3	203.4			
	合計	9.0	102.8		95.0	141.0
平成 13 年度	基礎年金	4.7	103.9	7.1	▲ 2.4	74.6
	老人医療	3.5	106.5			
	介護	1.4	110.9			
	合計	9.6	105.9		102.8	116.2
平成 14 年度	基礎年金	4.8	104.2	6.9	▲ 3.2	68.7
	老人医療	3.8	107.1			
	介護	1.5	104.9			
	合計	10.1	105.4		97.0	130.1
平成 15 年度	基礎年金	5.0	103.5	6.7	▲ 3.8	64.0
	老人医療	3.9	102.3			
	介護	1.6	106.9			
	合計	10.4	103.6		96.6	118.9
平成 16 年度	基礎年金	5.3	104.8	6.7	▲ 4.3	61.2
	老人医療	4.0	102.6			
	介護	1.8	114.9			
	合計	11.0	105.5		100.8	113.8
平成 17 年度	基礎年金	5.8	110.0	7.2	▲ 4.6	60.9
	老人医療	4.0	101.5			
	介護	2.0	108.9			
	合計	11.8	106.8		106.3	107.6

平成 18 年度	基礎年金	6.2	106.8	7.4	▲ 4.7	61.2
	老人医療	4.0	100.1			
	介護	1.9	98.1			
	合計	12.1	103.1	103.7	102.1	
平成 19 年度	基礎年金	6.6	106.6	7.5	▲ 5.3	58.8
	老人医療	4.2	104.5			
	介護	1.9	101.8			
	合計	12.8	105.2	101.0	111.7	
平成 20 年度	基礎年金	7.0	106.7	7.5	▲ 5.8	56.4
	老人医療	4.4	104.6			
	介護	1.9	97.8			
	合計	13.3	104.6	100.2	110.9	
平成 21 年度	基礎年金	9.6	136.4	7.1	▲ 9.1	44.0
	老人医療	4.7	105.8			
	介護	2.0	103.3			
	合計	16.2	121.6	94.9	156.0	
平成 22 年度	基礎年金	9.9	103.2	6.8	▲ 9.8	40.9
	老人医療	4.6	98.5			
	介護	2.1	106.6			
	合計	16.6	102.3	95.1	107.9	

(注) 各年度の金額は、当初予算額である

これが消費税増税論議の根拠となっているが、毎年不足しつつある消費税財源については、先に述べた輸出売上に対するゼロ税率制度を廃止するだけでも、その相当額が充分まかなえることになる^(注9)。

VII 消費税のあり方 - 直接税としての法人税との比較を通して

消費税は、今までの考察から明らかなように、我が国の大部分を占める中小業者にとっての実態は「間接」税などではなく、市場経済の力関係により実質的に転嫁不能なしかも赤字に関係なく課せられる事業税的性格を持つ直接税である。

「4 租税の課税と使途及び地方分権化」で述べた財政の地方分権化を進

めるためには、応能負担的な所得税乃至法人税については国税に特化し、応益的な消費税は地方に特化する等の主張もあるが、本来的（憲法適合的）には、狭義の中立性を侵害する一般間接税は導入すべきものではなく、直接税中心の租税体系が望ましいと考える。けだし、本来的に課税の逆進性を持つ消費税を所得の再分配機能として応能的に機能させること自体に論理上の矛盾があるからである。肝要なことは、狭義の課税の中立性を前提として、合理的かつ相当の理由により課税がなされ、かつその使途が明確である以上、納税者である国民は首肯するのであり、法人税（所得税も含め）た「税率」の高さを云々するのではないということである。

直接税としての代表格^(注10)である法人税の意義については、その負担者如何につき法人擬制説と法人実在説があり、我が国の「税制」上は、法人擬制説に基づき法人税を所得税の前取りとしている一方で、企業独自の存在を認めた上で企業献金の合法性を認めた判例もある^(注11)。法人税課税の論理が法律上明確ではない上に、所得をめぐる企業間の税の不均衡は異常な状況にある。

現行の法人実効税率40%に対して、実質負担率が30%未満の主な企業は下記の通りとなっている（なお、カッコ内の数値は、2006年から2010年までの有価証券報告書・損益計算書より抜粋した数値の平均）。

2010年の年次有価証券報告書の各社税効果会計適用後の実効税実質負担率

法人名	実質負担率	法人名	実質負担率
ソニー ^(株)	△ (13%)	リコー ^(株)	8.8% (27%)
住友化学 ^(株)	△ (17%)	神戸製鋼所 ^(株)	△ (29%)
三井不動産 ^(株)	27.1% (19%)	小松製作所 ^(株)	△ (29%)
京セラ	25.2% (19%)	積水ハウス ^(株)	△ (29%)
ブリヂストン ^(株)	25.4% (21%)	三菱重工業 ^(株)	16% (29%)
三菱地所 ^(株)	△ 34.9% (23%)	三菱東京UFJ銀行	25.5% (-)
村田製作所 ^(株)	12.3% (24%)	みずほ銀行 ^(株)	12.6% (-)
本田技研工業 ^(株)	2.5% (25%)	三井住友銀行	30.07% (-)

株式会社	27.5% (25%)		
------	-------------	--	--

（△はマイナスの実効税負担、なお、税引前当期純損失の場合は△のみ）

端的に企業の独自の存在を認めた上で、法人という存在に適した課税標準を検討し、各法人の担税力に見合った税制を構築することが重要である（注12）（注13）。

VIII 結び

課税における法の下の平等は、何をもって平等とするか憲法理念的には明確であっても、現実の法認識として捉えることは大変難しい問題でもある。ただし、ひとついえることは、個々の国民において、結果として所得格差が生じたとしても、いつでも誰でも所得を得るための機会が得られており、その機会を得るために手当が国家において保障されていることが重要である。「やる気」のある者が、「頑張れば達成できる」という信念とともに、「同じ頑張ったが、ここまでしかできなかつた者への効果配分」という配慮を「望まれず」とも行える国家（社会）の構築に必要な税制度が再考されなければならない。効果配分という配慮は、北欧諸国の税制度の背景にある「共生」思想に通じるものもある（注14）。

多くの論考を待つまでもなく、消費税課税の最大の問題点は、課税の中立性（広義）の名の下に、税金という国家による強制力を持つ義務の「負担関係」を法律上何ら明示することなく、企業にとっては他の費用と同様の条件で税金費用を一般市場競争の場に晒していることを野放しにしていることがある。すなわち「市場競争力の弱い者」（通常は中小業者）が最終的には消費税を負担せざるを得ない構造が潜在的に内包されているとともに、他方では、還付消費税が一定規模の企業における実質的輸出補助金としての性格を持つものであり、この実態は明らかに大企業優遇税制以外の何物でもないものである。今後様々な経済状況において消費税増税論議が起こることは容易に想像できる。安い増税により、我が国資本主義経

済の特質でもあり最大の強みでもある中小業者を中心とした産業構造そのものが崩壊することを危惧してやまない。

(追記) 当該論考を脱稿する直前に東日本大震災が発生した。この震災により多くの尊い命が失われ、改めて亡くなられた方々の御冥福を御祈り申し上げるとともに、今回の大震災を税制度改革のための歴史的なターニングポイントとしなければならないことを強く訴えたい。このターニングポイントは、社会的な弱者が浮かばれない我が国の現状から脱却し、努力するものが報われ、また努力する機会が「万人」に与えられるような社会の構築に寄与するための税制度のあり方を再考する機会でもなければならない。我が国の現状を鑑みると、「高福祉・高負担」でもなく、「低福祉・低負担」でもない、「低福祉・高負担」の国家が生まれつつある。勤勉な国民性により世界有数の経済大国である我が国の純債務が300兆円(2010年度)となり「財政再建」という大義名分の名の下に、もともと「カネ=資本」を持たない者は伸びる機会を得ることすらできない格差社会が何故生まれる事態になっているのか、それはまた税の「徴収」と「使途」の両面から国民全体が再考するための機会でもある。

《注》

- 1) 石 [2001] P7 参照.
- 2) 石 [前掲書] P19 参照.
- 3) 吉田 [1988] P176～P177 参照.
- 4) 消費税の法律上の特質について言及した裁判事例として東京地方裁判所民事部第15部判決(1990年3月26日国家損害賠償請求事案)
- 5) 財政の地方分権化に関する提言として、様々な論者が道州制を挙げている。
大前 [1996] P135～P148「道州制と徴税の仕組み」
高橋 [2010] P230～P250「道州制で減る税金」
- 6) 中小企業庁が実施した消費税の中小業者に及ぼす実態調査はこの年度のみである。より詳細な中小業者の消費税転嫁の実態調査が望まれる。
- 7) 斎藤 [2010] P39～P72「消費税は中小零細企業や独立自営業を壊滅させる」参照.
- 8) 中立性の4類型の延長には、財政学でいう資源配分の効率性と所得分配の公平性のトレードオフ関係がある。ただし、中立性の4類型においては、広義の（市場経済的）中立性概念の延長上にある資源配分の効率性概念

- がすべて「中立性」概念で括られるところに問題がある。
- 9) 消費税の使途についての歴史的経緯については、別途考察する必要がある。ただし、ここまで検証で明らかになったように、現状において（広義の）課税の中立性の概念は、「市場経済的な活動に歪みを生じさせない」という大儀以外の目的（例えば、国家財政上の安定的基礎の確立・確保）のために使用されていることが容易に想像できる。消費税導入時（1988年12月）までに、政府、財界及び財務省（消費税導入時の大蔵省）及び国税当局の「思惑」が一致し、経済活性化と財政再建の矛先が一般消費税導入と法人税減税へという方向性で一致したことも又容易に想像されることがあるがこれらについても又、別途考察される必要がある。
 - 10) 転嫁の有無による直接税と間接税の区分に基づき、法人税を直接税とする学説に対しては、法人税は転嫁するという有力な反対説がある（吉田精司：租税の帰着—その問題点の展望等）。
 - 11) 最高裁昭和45年6月24日判決（民集24巻6号P625）判決趣旨として「会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧する理由はない」として企業献金を肯定している。
 - 12) この意味において、現行法人税制における租税特別措置制は、抜本的な見直しの必要があると考える。
 - 13) なお、所得税に関連した税制上参考となる理論と制度として、「最適課税論」「二元的所得税制度」がある。ただし、これらの税制を参考にする場合でも、課税の量的側面（課税金額の多寡）だけではなく、課税の質的側面（担税力如何）が問われなければならない。この意味において北欧諸国における所謂「富裕税」の在り方は参考になる事例といえる。
 - 14) ケンジ・ステファン [2010] P184 参照。

《参考文献》

- 財政法、杉村章三郎、有斐閣、1969年
 なぜ消費税か 税制改正論議への指針、吉田和男、大蔵省印刷局、1988年
 消費税を検証する「生きた経済」の中の税制改革、宮智宗七、中央経済社、1988年
 消費税の研究 検証と展望、静岡大学税制研究チーム、青木書店、1990年
 租税科学と消費税問題、日本租税理論学会、谷沢書房、1991年
 消費税の実態と資産課税、日本租税理論学会、谷沢書房、1992年

- 税金って何だろう, 大前研一, ダイヤモンド社, 1996 年
5%消費税のここが問題だ, 北野弘久, 岩波ブックレット, 1997 年
消費課税の理論と課題(第6巻), 林 宜嗣, 稅務経理協会, 2000 年
租税制ウォッキング, 石弘光, 中公新書, 2001 年
税をただす, 日本経済新聞社編, 日本経済新聞社, 2002 年
租税法第11版, 金子宏, 弘文社, 2006 年
納税者の権利, 北野弘久, 岩波新書, 2008 年
今こそ知りたい消費税, 林信吾・葛岡智恭, NHK 出版, 2009 年
消費税をどうするか, 小此木潔, 岩波新書, 2009 年
消費税 25%で世界一幸せな国 デンマークの暮らし, ケンジ・ステファン・スズキ, 角川新書, 2010 年
JTRI 税研 Vol26-3, 税研, 日本税務研究センター, 2010 年
消費税のからくり, 斎藤貴男, 講談社現代新書, 2010 年
日本の税金, 三木義一, 岩波新書, 2010 年
消費増税は要らない!, 高橋洋一, 講談社, 2010 年

デジタルデバイドの現状と課題

—個人格差に焦点を合わせて—

キーワード：デジタルデバイド, Digital Divide, 情報格差, 個人格差,
ユニバーサルデザイン

萩野弘道

I はじめに

デジタルデバイド (Digital Divide) は情報格差とも呼ばれており^[1]、今日の情報化社会の中で生じつつある情報収集機会や情報収集力の格差を指している。

デジタルデバイドには以下に掲げる 2 つの意味がある。

1 つめは国家や地域における格差である。具体的には、先進工業国が情報技術により、ますますの発展をとげる一方で、アフリカなどの途上国が資金難や人材不足、インフラの未整備などで情報技術を活用することが出来ず「置き去り」にされ、経済格差に発展したことを指す。この問題はもともと貧富や機会の差が激しかったアメリカで生じた現象で、2000 年 7 月の九州・沖縄サミット^[2]では議題として取り上げられ、情報弱者への支援とデジタルデバイドの克服が重要課題とされた。このころからデジタルデバイドという呼び方が広まったと考えられる。そして、2008 年 6 月に総務省が「デジタル・ディバイド解消戦略」を公表^[3]し、国内でのインフラ整備や地方公共団体に対する支援策の拡充等を推進してきた。その

ため、現在の日本では、よほどの山奥や離島でない限りどこでもインターネットが繋げられるという状態になり、また、パソコンの価格も年々安くなって、誰もが手に入れることが容易になっている。

2つめは個人格差である。ICTを使いこなすための環境やリテラシーによって、情報を収集・活用するというレベルに個人間で格差が生じてしまうことを指す。得られる情報に格差があるということ自体を個人が認識し難いという点で、利便性を知るまで格差を意識することなく「パソコンは苦手で」「どうせ使わないし」「今まで無くても平気だったから」で留まりがちなことである。例として、インターネットを利用して格安の航空券を探し出せる人と窓口に行って正規料金を支払う人、あるいは食事に行く時にレストランのクーポンを探せる人とそうでない人などを挙げができる。これだけでも、知らないことがいかに自分の生活に損失を与えているかを察することが可能である。言うまでも無く、情報とは力であり財産である。その情報収集能力に差が出てくるということは、そこで格差が生まれてくるということなのである。

以下ではデジタルデバイドの2つめの問題、すなわち個人格差に焦点を合わせて検討を行う。

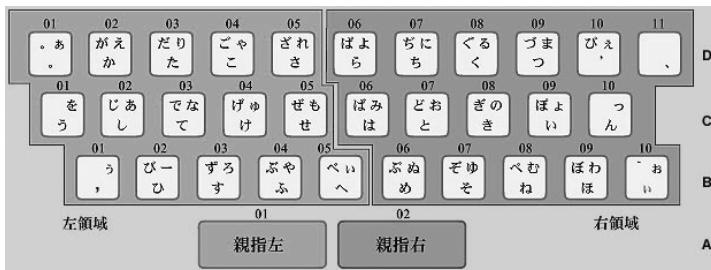
II デジタルデバイドを生じる要因（ハードウェア）

本稿では、インフラや機器が手に入らないという社会／経済的要因は排除して考えることとする。機器はあるのにも関わらず、多くの人達が普通に使っている本来の機能を使うことが出来ないケースについて、問題点を明らかにする。

1. キーボード

パソコンを利用する際、初心者にとってまず障壁になるのがキーボードである。100以上あるキーにはそれぞれ複数の文字、数字、記号が描かれていて期待した文字をディスプレイに表示するのは難しい。これを克服するには「慣れ」が唯一の方法である。特に日本語を表示するにはキーボードに描かれているキー以外の知識、例えばローマ字入力の方法なども知っておく必要があるからである。

もちろん、コンピュータメーカーもこの問題を放置していたわけではない。日本語ワードプロセッサが登場した当時から試行錯誤を繰り返している。良く知られているのが図1に示す富士通の親指シフト・キーボードである。これは日本語の発音表記に近い入力が出来るようにしたキーボードで、配列を工夫して、キーボードの中段3段すべての「かな」を入力することが出来るようになっている。この親指シフト・キーボードは現在でも現役で熱烈なファンがいてコンソーシアム^[4]を立ち上げているほどである。



(図1 親指シフト・キーボードの配列)

他にもNECが広めようとしたM式キーボード（右手、左手がハの字になるようになっている）や50音配列のキーボードなども存在する。特に50音配列キーボードは今でもほとんどのWindowsパソコンに搭

載されており、以下の操作で利用することができる。

- (1) IME ツールバーの「IME パッド」をクリックする。
- (2) ソフトキーボードをクリックする。
- (3) 左上の「配列の切り替え」をクリックして「ひらがな / カタカナ(50 音配列)」を選択する。以上の操作で図 2 のような 50 音配列キーボードがディスプレイに表示される。



(図 2 50 音配列ソフトキーボード)

以上その他にも様々な形態のキーボードが登場しては消え、試行錯誤の上に残ったのが現在、一般に使用されているキーボードである。つまり、長年の試行錯誤の後、世界標準のキーボードにローマ字入力を使うという方法が多くの日本人に支持されたわけである。これは日本のコンピュータ文化にとって良かったことであると筆者は考える。もし、日本独特のキーボードが多数派になっていたならば、国産コンピュータも携帯電話のように世界の標準と別の進化をたどりガラパゴス^[5]と呼ばれ、国やメーカーは不要な苦労を強いられることになったであろう。

しかし、現在のキーボードを利用できることが全ての人にとって必須であるわけではない。Apple 社の開発した iPad や Google 社の OS (Android 3.x) を搭載したタブレット型 PC では入力時にディスプレイに表示されるソフトキーボードを利用するが、ハードウェアのキー

ドと違い、利用者が自分に合ったキーボードアプリケーションをダウンロードしてインストールしたり、予測変換機能や手書き入力機能なども使うことが出来る。しかも、携帯電話のような10キーを使ったフリック入力（図4）、さらには、キーボードをまったく使わずに音声入力（図5）だけで検索することも可能である。これらの方法によれば一般的のキーボード入力が不得意のユーザも効率よい文字入力をすることが可能である。



(図3 iPadのソフトキーボード)



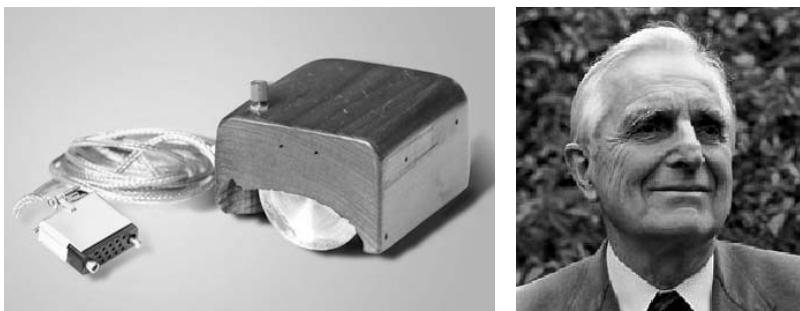
(図4 10キーのフリック入力)



(図5 音声入力)

2. マウス

創世記のコンピュータにおいてはパンチカードによる入力がメインで、出力も紙テープに頼っていた。その後、入力はキーボード、出力がディスプレイに変化していった。コンピュータデバイスとしてのマウスの起源はダグラス・C・エンゲルバート氏が1963年に発表した論文^[6]だといわれており、論文中で彼は、画面上のアイテムを自由に動かすことの出来る「ポインタ」に言及している。1968年に完成した1号機は図6に示した通り、木製であった。



(図6 世界初のマウスと開発者のダグラス・C・エンゲルバート氏)

その後時代を経て、現在のマウスのような形状になり市販化されたのは1980年代になってからである。このマウスの登場がコンピュータの普及に大きく貢献したといっても過言ではない。コマンド入力でのコンピュータ操作を、GUI (Graphical User Interface) と呼ばれる手法を取り入れたマウスによって人間とコンピュータをより親密に繋げることに成功したのである。

ところが、その便利なはずのマウスの操作を苦手とする人間も少なからず存在することも事実である。マウス操作には画面上のマウスポインタを動かす動作と必要な箇所でクリックする動作がある。筆者が今まで

に出会ったマウス操作が苦手な人達全般にいえることは、マウスを握る手や指に余計な力が入っているということである。机上ではマウスを水平に動かしているのにディスプレイ上ではマウスポインタが垂直に動く。クリックは人差し指、ダブルクリックは人差し指2回、右クリックは中指、ドラッグは左右どちらかのボタンを押しながらマウスを移動など、いちいち考えてから動かしてみては肩に力が入るのも致し方ない。そこで、これらの問題を克服するための方法を検討してみる。

まずはマウスの調整である。マウスは調整してカスタマイズすることが可能である。マウスポインタの大きさや移動するスピード、ダブルクリックの速度、ボタンの割当変更などを変更すれば、ある程度使いやすくなるであろう。

画面上のマウスポインタを操作するデバイス、すなわち座標入力に用いる入力装置をポインティングデバイスと呼ぶが、ポインティングデバイスはマウスだけではない。他にトラックボール（図7）もあり、ノートPC等で多用されるトラックポイント（図8）やマウスパッド（図9）が代表的である。マウス本体の水平移動が苦手な人にはトラックボールが使いやすい。



（図7　トラックボール）　（図8　トラックポイント）　（図9　タッチパッド）

マウスを調整する、あるいはポインティングデバイスを試しても上手く扱えない場合、キーボードの矢印キーやショートカットキーもある

程度の操作は可能であるが、初心者には余計煩わしく感じられるかもしれない。近年、これらの問題を克服するために有効なのが前出のタブレット型 PC である。タブレット型 PC はディスプレイ表面を直感的に指で触って操作するため、マウスなどのデバイスよりはるかに違和感無く受け入れられる。iPad の登場以降、今までパソコンを使わなかった高年齢層にインターネット人口を広げた実績がある。iPad に限らずインターネット接続端末は、デバイス操作のわずらわしささえ解消されれば高齢者にとって非常に有益な機器になりうる。書店に行かなくても本が買え、自分好みの大きさの文字で読むことが可能になり、読み終わった新聞の処理に困ることも無い。商店へ出かけて重い荷物をさげて帰って来なくても自宅に居ながら買い物が出来る。そのような機能はすべて、今後の高齢化社会においてこそ必要とされるものであるといえる。

3. 携帯電話

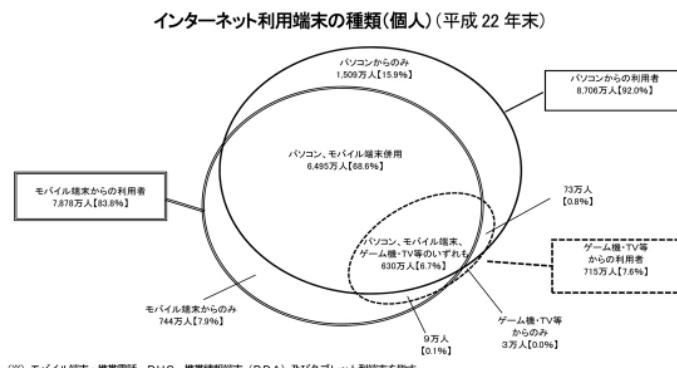
携帯電話を使ってインターネットで情報を得ることも可能であるが、ここにも 2 種類のまったく異なった年代にデジタルデバイドを見つけることが出来る。

1 つめは高齢者層である。これは改めて言うまでもなく、機器の操作方法が分からぬという事例である。携帯電話メーカーは多くの高齢者層をマーケットに取り込もうと、それぞれ工夫した製品を販売しているが、どれも大ヒットには至っていない。メーカー側は「お孫さんとテレビ電話が出来ます」あるいは「万歩計で健康管理」などを謳い文句にしているが、携帯電話 1 台で電話、メール、アドレス帳、インターネット、カメラ、サイフ、ゲーム、TV、カーナビ、ボイスレコーダー、スケジュール管理、健康管理などを賄おうとすること自体が困難である。最近は携帯電話メーカーが高齢者に対して無料で使い方教室を開催したり、電話サポートなどを行っているが、高齢者に携帯電話の使い方を習得させる

ことは依然として困難であることに変わりはない。

2つめは、若者層である。こちらは携帯電話が使えないのではなく、携帯電話しか使おうとしないことが問題である。最近ではスマートフォンという新しいモバイル端末が登場し、これは携帯電話とコンピュータが融合したオールマイティなデバイスのようにも見える。総務省が行った平成22年末の通信利用動向調査^[7]の「インターネット利用端末の種類」の統計データ（図10）によると、携帯電話などのモバイル端末を利用してインターネットを利用する人は、全体の76.5%にのぼり、その中でも10人に1人は、モバイル端末のみからインターネットに接続している。

- ・パソコンからのみインターネットに接続する人 … 1,509万人（15.9%）
- ・モバイル端末のみから接続する人 … 744万人（7.9%）
- ・両方を使ってインターネットに接続する人 … 6,495万人（68.6%）



（図10 インターネット利用端末の種類（個人））

このように、インターネットへの接続手段として携帯電話やスマートフォンに代表されるモバイル端末を利用するものは、一般化してきている。

そして、接続端末が違うだけで、いつでもどこでもインターネットに繋がる「ユビキタス社会」が着実に現実のものになってきているようにも思える。また、自宅やオフィスではパソコン、出先では携帯電話やスマートフォンといったように、相互が個人のインターネットへの接続可能状況を補完しているように見える。特に昨今ではインターネット技術が急速に進歩し、誰でも独自サイトを簡単に立ち上げられるようになり、SNS、ブログ、掲示板、ツイッターなどにも気軽に書き込みが可能になっている。また、誰もが見ず知らずの他人の書き込みを読むことが出来る。問題は、それらの情報が常に 100 パーセント正しいとは言えないことである。モバイル端末はパソコンと違って画面が小さく、多面的な情報比較がしにくいことが、この問題をより大きくしているといえる。携帯電話のヘビーユーザは、ネット接続という利用法以外にも有効な活用ができるパソコンへの関心が薄れてしまい、このことが更に弊害を生じている。若年層が大量の情報を上手に取捨選択、整理するスキルを身に付けることを放棄してしまうことである。つまり、これが第二のデジタルデバイド、すなわち若年層の携帯依存情報格差社会という問題である。モバイル端末かパソコンかの二者択一ではなく、過度な携帯依存がデジタルデバイドのトリガーになる危険性をはらんでいることを認識したうえで、若年層に、インターネットを利用した情報デバイス活用法について、一定のリテラシを身に付けさせる工夫が必要であると考えられる。

III デジタルデバイドを生じる要因（ソフトウェア）

元来、デジタルデバイドの問題が発生する要因は電子機器自体つまりハードウェアが抱えていることは少なく、存在しても日々改良されていく。それよりもむしろ製品化する人間、利用する人間、教える人間、学ぶ人間

など、その総てにヒューマンファクターが関係していると考えられる。

1. 取扱説明書

一般に情報機器には多数の取扱説明書が同梱される。「はじめにお読み下さい」「設置編」「操作編」「応用編」「トラブルシューティング集」といった冊子である。ユーザのニーズに応えるために機能を増やすと、説明が増えてしまうのも事実だが、説明書のページ数が増えるとユーザは読まなくなる。そこでメーカーは「これだけは読んで欲しい」という説明書をまた別に作る。そして取扱説明書の束がまた厚くなる。これでユーザは本編の取扱説明書をまったく読まなくなるという悪循環の繰り返しが生じている。

しかし、平成22年5月に日本で発売されたiPadには取扱説明書は同梱されていない。電源ボタンや音量スイッチの位置を書いた葉書大の紙（図11）が同梱されているのみである。その紙の裏面にはURLが記述しており、詳細を知りたければインターネットにアクセスするよう説明がある。もし、取扱説明書が付属していたとしてもほとんど読まれず、むしろ説明書をインターネット上に置いておけばメーカーは新しい情報を容易に追加することも出来るので合理的である。従来からアップル社の製品はユニバーサルデザインを取り入れており、取扱説明書を読まなくてもユーザが直感で操作することが可能になっている。このようなアップル社の製品は、新しい取扱説明書に対する考え方を与えるものとして評価される。



(図 11 iPad に同梱される説明の用紙 表と裏)

2. パソコン教室

町中には多くのパソコン教室の看板がある。中高年になってから教室に通う人も多く、手取り足取り講師に教わるが、なかなか上達しない。まったく新しい概念を吸収する能力は、個人差もあるが一般的に高齢者は劣る。パソコン教室では教材を使って学ぶことが常だが、教わる側からすると早く結果を出したいがために、次へ次へと操作を急ぐ傾向がある。つまり、今現在している操作は何をするための作業かを考える過程を経ずに、次はこのボタンを押すとか、ここにチェックを入れるという操作のみを意識する。その結果、自宅に帰ってからの実践でその教材以外の問題に遭遇すると、操作することが出来ない事態が生ずる。

コンピュータの学習において重要なことは、先ずは自分の好きなこと、必要とすることから始めること。そして、分からぬことがあつたら、何でも人に聞いたり代わりにやって貰うのではなく、先ずはインターネットで検索して調べてみるということである。最近はインターネッ

トの普及のおかげで殆どの問題の答えを見つけることが出来るようになっている。自分で検索して導き出した正解は確実に自分のスキルになるということを理解することが重要である。

3. セキュリティ対策

デジタルデバイドが社会問題化しているとはいえる、個人のICTスキルそのものに格差が生じるのは当然のことである。情報処理を専門的に学んだ人とそうでない人。物心付いた時からインターネット環境が整備されている世代と、学生時代にはテレビゲームすらなかった世代など、ユーザ間でスキルに差が生じてしまうのは避けられない。ここでの問題点は、ICTスキルの違いそのものではなく、その違いが原因で、日常的に利用するICT環境において受けるセキュリティリスクに差が出てしまうことである。

デジタルデバイドを自負する初心者であっても、コンピュータを利用する際にはコンピュータウィルス対策は欠かせないものになっている。コンピュータウィルスとは悪意を持ったコンピュータの不正プログラムである。人間に伝染する病原体ではないが、「感染」「潜伏」「発病」「伝染」というように似たようなプロセスでコンピュータに悪影響を及ぼすため、ウィルスと呼ばれている。

コンピュータにとっての病原体は大きく分けてウィルス、ワーム、トロイの木馬の3種類に分類される。ウィルスは単体ではなく、他のプログラムに取り付いて、ある一定の条件がそろった時に発病し、他のコンピュータへ感染、増殖する。ワームは単独のプログラムで、ユーザの意思とは無関係に活動、増殖する。トロイの木馬はギリシア神話に出てくる話をなぞらえたもので、コンピュータの中に潜み、ひそかにコンピュータの中のデータなどを盗み、特定のサイトへ送信したりしてしまう。類似したものに、スパイウェアやマルウェアと呼ばれるものがある。

影響は種類によって異なるが、単に驚かすだけの愉快犯的なものからデータの破壊、データの収集、パスワードやIDなど個人情報の漏洩、他のサーバへの攻撃に加担させられるものなど様々である。パソコンが操作不能になるだけならばまだしも、気が付かない間にパソコン内部のファイルが勝手にどこかへ送信されたり、個人情報が流出することは、とても恐ろしいことである。

また、ウィルスに感染すると、ほとんどの場合、被害者であると同時に、知らないうちにウィルスを流布する加害者になってしまう。つまり、ウィルスの被害者は同時に加害者でもあり、「ウィルスに感染するのはセキュリティ意識が希薄な証拠」というユーザ失格のレッテルを貼られることにもなり、知人や仕事の取引先などから「信頼できない」という評価をされる事になるので十分な注意が必要である。このような事態を避けるためにウィルス対策ソフトをインストールし、ウィルス定義ファイルを定期的にアップデートするのは、今では最低限の常識になっている。

デジタルデバイドの定義は「ICTを使うことの出来る者とそうでない者の間に生じる待遇や貧富、機会の格差のこと」と言われている^[1]が、少なくとも日常的に利用されるインターネットツールにおいてユーザのICTスキルの差で受けるセキュリティリスクに大きな差が出てしまうようなことはあってはならないと考える。つまり、ネットワークに繋がったコンピュータを使う以上、「知らなかった」「気付かなかった」では済まされない責任があることをすべてのユーザが自覚していかなければならぬのである。

IV デジタルデバイド解消に向けて

デジタルデバイドを解消しなければいけない理由は、最初に述べたよう

にICTによる個人格差を可能なだけ少なくして、誰でも同じように情報を共有し、便利な社会を創るために重要な要素が以下の3つである。

1. ユビキタス

ユビキタス (Ubiquitous) とはラテン語で「偏在する」あるいは「いたるところに存在する」という意味である。米ゼロックス社パルアルト研究所のマーク・ワイザー (Mark Weiser) が提唱した概念であり、1991年に同氏が発表した論文^[8]では「どこにいてもコンピュータにアクセス可能な世界」と定義されている。

ユビキタスは現在、その存在を利用者に意識させず、いつでも、どこでも、だれでもが恩恵を受けることが出来る環境や技術のことを指している。例えば、障害を持っていて、今のパソコンや携帯電話を利用するのが難しい障害者でも、ユビキタス・コンピューティングが実現すれば、更に簡単にインターネットから必要な情報を引き出すことが可能になる。これがさらに進化して、ネットワーク上の情報をコンピュータの存在を意識せずに引き出せるようになれば、個人格差としてのデジタルデバイドが解消できるかもしれない。現在は冷蔵庫や電子レンジといった家電製品、自動車、自動販売機などをインターネットに接続する研究も進められている。

2. ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン (Universal Design, UDと略記することもある) は米ノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイス (Ronald L. Mace) が1985年に公式に提唱した概念^[9]である。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトで、年齢、障害、性別、言語、

国籍などにかかわらず利用出来る施設・製品・情報の設計などをいう。公共施設や建物などに良く登場する「バリアフリー」という言葉は「障壁を取り除く」という意味であるのに対し、ユニバーサルデザインは「初めから障壁がないように設計する」という考え方である。

この考え方を推進していくことは、障害者、乳幼児、児童、高齢者が安心して快適に生活することが出来る環境づくりへと繋がる。Ⅲ 1で述べた iPad はこのユニバーサルデザインを応用したものである。

3. オンデマンド

オンデマンド (On-Demand) は、ユーザから要求があった時点でサービスを提供する仕組みである。1990 年代に、ネットワーク回線にコンピュータシステムを組み合わせ、ユーザの要求に合わせて観たい時に観たい映画を放送する「ビデオオンデマンド」(Video On Demand) システムが注目され、それ以来「オンデマンド」という言葉も広まるようになった。インターネットの普及・発展に伴い、従来のテレビやラジオなどのいわゆる「垂れ流し」メディアに対する優位性を示すものとして、インターネット上のサービスのオンデマンド性がもてはやされるようになった。ホームページ、電子メール、ショッピングサイト、ネット銀行などのインターネット上のコンテンツは、24 時間いつでも好きな時に利用することが出来るので、ほとんどがオンデマンドであるといえる。テレビ局では放送後の番組をインターネット上にアーカイブとして置いておき、放送を見逃したユーザが好きな時間に視聴することが可能になっている。

以上の「ユビキタス」「ユニバーサルデザイン」「オンデマンド」といった 3 つの要素を盛り込みながら、デジタルデバイドの解消に向けて取り組むことが、21 世紀における理想の ICT 社会に求められる条件であると

いえるだろう。

【参考文献・資料】

- [1] 木村忠正：“デジタルデバイドとは何か - コンセンサス・コミュニティをめざして”，岩波書店（2001-1）
- [2] 九州・沖縄サミット，http://www.mofaj.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/index.html，外務省（2000-7）
- [3] 「デジタル・ディバイド解消戦略」の公表，http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_3.html，総務省（2008-6）
- [4] NICOLA 日本語入力コンソーシアム，<http://nicola.sunicom.co.jp/>，NICOLA
- [5] 吉川尚宏：“ガラパゴス化する日本 - このまま日本は衰退するのか？”，講談社（2010-2）
- [6] D. C. Engelbart: “A conceptual framework for the augmentation of men's intellect”，Vistas in information Handling, P. Howerton ed. Spartan Books, Washington DC. (1963)
- [7] 平成 22 年通信利用動向調査の結果，http://www.mofaj.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/index.html，総務省（2011-5）
- [8] Mark Weiser: “The Computer for the 21st Century”，Scientific American, Vol.265, pp.94-104, (1991-9)
- [9] UDC ユニバーサルデザイン・コンソーシアム，<http://www.universal-design.co.jp/aboutus/idea/>，共同推進組織ユニバーサルデザイン・コンソーシアム（UDC）

車載電子制御システム開発における モデルベース開発のツールチェーン コンソーシアムにおける協調活動に関する予備的考察

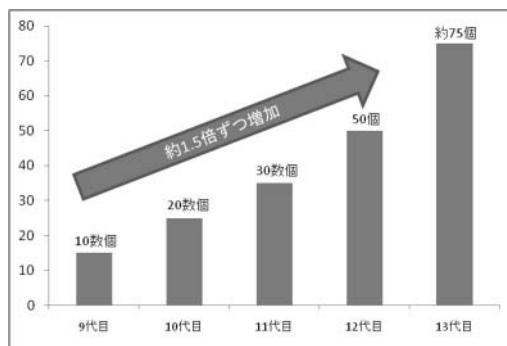
キーワード：車載電子制御，MBD，ツールチェーン，ECU，開発プロセス

安田 賢憲

I はじめに：車載電子制御システムを巡る最近の動向

自動車は従来、燃費や加速性能、耐故障性、安全性といった機能品質がもっとも重視されたが、現在ではこうした機能品質に加え、操作性、居住性、快適性、デザインやイメージなどの知覚品質がより重視される傾向にあり、自動車の品質は多元的な尺度で評価されつつある。こうした顧客ニーズに対応するために、自動車のコンピュータ化が進み、近年、自動車には数多くの電子制御システムが搭載され、さまざまなアクチュエータやセンサーがコントロールされている。図表1はトヨタのクラウンに実装されたマイコン数の推移である。これをみるとフルモデルチェンジの度にマイコン

図表1 トヨタクラウンに実装されたマイコン数の推移



出所) 有馬仁志「車載ソフトウェア開発の現状と今後」2010年12月13日

数が急増していることが確認できる。

これに伴い、電子制御システムに実装されるソフトウェアの開発規模が増大し、最近ではその規模はラグジュアリー車で3,500万行に達している¹。それらは大小さまざまなECUに分散して実装され、ネットワークを介して相互に連動して機能する。これにより、近年、自動車の設計思想の見直しが行われている²。

従来、自動車産業では「Fail Safe」といった設計思想に基づき、モノ作りが行われているが、業界関係者によると、自動車のコンピュータ化が進む中、この考え方にも新たな変化が生じているという³。Fail Safeとは故障や操作ミス、設計上の不具合などの障害が発生した際に、被害を最小限にとどめるような工夫をし、常に安全性確保を最優先する設計のことをいう。従来、自動車業界では安全に対してどのようなトラブルを起こすのかはっきりしない新技術の導入には消極的であったが、安全性はもちろん、燃費や加速性能といった品質基準に加え、居住性、快適性といった品質基準が重視されるに伴い、電子技術を活用しながらFail Safeをどう確保するかといったことが議論されるようになり、さまざまな試行錯誤が続けられている。

従来の自動車ではステアリングやブレーキなどの機構部品は機械制御技術や油圧制御技術などの成熟した技術によってFail Safeを実現してきたが、これら部品の制御機能を中期的には油圧制御と電子制御の二重システムで構築し、長期的には電子制御の二重システムで構築して、複雑化している各機構部品の信頼性を高め、ひいては車全体の信頼性を高める技術蓄積が進んでいる。また、これら機構部品は自動車の操作性、居住性を大きく規定しているが、機械的な伝達機構も電気信号に置き換え、機械的な伝達機構そのものをなくす技術、いわゆる「バイ・ワイヤ」技術の導入も検討され、その技術蓄積が進んでいる⁴。こういった設計思想のシフトにより、今後、「自動車のコンピュータ化」はますます進むことは不可避といえよう。

こうした自動車のエレクトロニクス化の進展に伴う設計思想の見直しによって、従来のハードウェアを中心に据えソフトウェアをあまり考慮しない製品アーキテクチャからハードウェアとソフトウェアの両面を考慮した製品アーキテクチャが採用されるようになっている。BMWでは2003年に電気・電子システムの複雑性にうまく対処するために、システムアーキテクチャを専門に検討する部門を設立している⁵。

また自動車の電子制御システムの開発プロセスの見直しも進められている。既に自動車の新機能の90%が電子制御部品によって実現されており、その開発費用の約60%がソフトウェア開発であるといわれているが、このソフトウェアの不具合を原因とする欠陥や故障が増加している。ソフトウェアは目に見えないため、不具合の発見は容易ではない。またソフトウェアの大規模化、複雑化でソフトウェアにバグが潜む可能性は飛躍的に高まっており、これを事前に発見することが大きな課題となっている。

高速で移動する自動車に欠陥や故障が起きることは即人命を左右する事故につながる。一概には言えないが、家電と比較したとき、業界関係者によれば、要求される部品の精度は最低で20倍以上高いという。そのため、きわめて高い品質と精度を確保するための方策が急務となっており、完成車メーカー主導の下、完成車メーカー、サプライヤ、ツールベンダが協力してモデルベース開発(Model-Based Development: MBD)という新しい開発プロセスの導入を進めている。

MBDはグループ企業内による協調はもちろんのこと、トヨタ、ダイムラー、フォードといった各国を代表する完成車メーカーが音頭を取り、国内外の多くの完成車メーカー、サプライヤ、ツールベンダなどを巻き込んでその普及が進められている。

こうした動き、すなわち、新しい技術分野を普及・浸透させるために、コンソーシアムを形成し、協調して標準を策定し、その普及・浸透を促進させようという動きが近年、自動車や家電などの業界で頻発している。そ

の中にJMAABやPMC(Plant Modeling Consortium)などというコンソーシアムがある。われわれはこうした業界横断的な協調活動の実態を考察するための予備的考察として、車載電子制御システム分野におけるMBDの技術動向について整理・検証する。

II 既存の開発プロセスの限界とモデルベース開発の必要性

従来の手法に基づく電子制御システムの開発では、まず要件および仕様が文書で記述された紙媒体の仕様書を作成し、次にその仕様書から何らかのツールを用いてプロトタイプを構築し、このプロトタイプの出力結果と仕様書に定義された出力結果を比較し仕様書そのものの妥当性を確認する。そしてこの妥当性が確認された仕様書に基づいてプログラミング言語やハードウェア記述言語を用いて人手によりコーディング作業を行う。その後、コードの正確性をさまざまな手法によって検証する。通常、テスト作業も人手を介する。こうした一連の作業の後、実機に実装し、最終的な検証を行うというプロセスをたどる。

こうした開発プロセスは開発規模が小さい場合、とくに大きな問題がないが、開発規模が大きくなるに伴い、さまざまな問題が生じる。

第一はヒューマンエラーが発生しやすいという点である。まず文書で記述された紙媒体の仕様書は書き手の意図した情報が読み手に正しく伝わらない場合があり、ミス・コミュニケーションが生じやすい。また、人手を介したコーディング作業やテスト作業は時間がかかるだけではなく、開発要員のスキルに応じてコード品質にばらつきが生じたり、テストの検証漏れや抜けが生じることも少なくない。

また、開発要員のスキルに依存した開発をしていると、過去に開発されたソフトウェア資産を再利用する際に、解読が難しく結局再利用を断念するといったケースが多くあり、開発資産の継承がうまくいかないという弊害もある。

第二に、手戻り作業が多くなり、工数が増加しやすい点である。例えば一般に仕様書の妥当性確認の作業の過程で必要となる詳細な設計情報が明らかになり、仕様書に反映させることはよくあることだが、本来こうした手戻り作業は工数を増加させるため抑制する必要がある。また、こうした作業は開発規模が大きくなるほど煩雑化し、工数を増加させるため、手戻りを抑制することは極めて重要である。

図表2 自動車内に実装されるECUとそのネットワーク



出所)ベクター日本の内部資料を安田修正。

この他、コーディング時に発生した単純なタイプミスのようなエラーであれば修正は容易だが、単体テストで検出できず、システム全体の統合テストのような最終段階で検出されるエラーは、システム内部の機能単位間の相互作用などさまざまな要因が複雑に絡み合って発生することが多く、その原因を特定し、修正するには莫大な時間と費用が必要となる。

こうした工程を経て作られた電子制御システムは試作車に組み込まれ、他の機能部品やモジュール部品とともに繰り返し動的振る舞いがチェックされ、品質を熟成させていくという作業が行われてきた。しかしながら、図表2にみられるとおり、近年、自動車を構成する機能部品やモジュール部品の多くが電子化され、多数のECUが搭載されることで、テスト項目は飛躍的に増大している。それに伴い、実機による試行テストを繰り返して品質を熟成させるという方法は費用の観点から限界がある。また、テストの網羅性の観点からも問題がある。

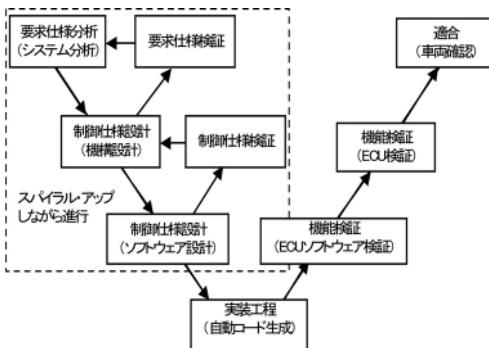
こうした問題を是正し、開発効率や品質の向上、コスト低減を実現しうる手法として自動車業界に普及、浸透している開発プロセスがMBDである⁶。MBDは「一連の開発プロセスの各工程においてモデルを用いて開発を行なうこと」と定義される。ここでいうモデルとは実現したい機能をブロック図や線図を用いて表記した設計図のようなものである。MBDの導入によって、ヒューマンエラーの減少、手戻り作業の抑制、検証作業の短縮化などが実現でき、曖昧な情報に基づくミス・コミュニケーションが抑制され、迅速な設計・評価の実施、設計結果の資産化が可能になる。

MBDは90年代半ばごろから先行開発段階で実験的に利用され始め、2000年代に入り、実用化の目処がつき、2005年前後から徐々に量産段階で利用されつつある。

MBDの開発プロセスは、要求仕様工程、制御仕様工程、コーディング工程、機能検証工程、適合工程からなり、図表3のように描くことができる。

これら一連の工程を効率よく遂行するためにさまざまなツールベンダ

図表3 モデルベース開発における ECU 開発プロセス



出所) 各種資料より安田作成。

Code Generator), 機能検証工程では HILS (Hardware In the Loop Simulation) システムといったツールがよく利用されており、これら一連のツールをいかに適切に結合し、ツールチェーンを構築するかが MBDにおいては重要なとなる。これら開発ツールをどのように連結するのかは当然、企業によって異なるが、これら開発ツールを往来するモデルを記述するソフトウェアには The MathWorks の MATLAB/Simulink というソフトウェアがデファクト標準として利用されている。

以下ツールについて概説する。

III モデルデザインの環境の整備—MATLAB/Simulinkについて

MATLAB/Simulink は 1970 年代後半に開発され、1984 年に米 The MathWorks から販売されたソフトウェア製品で⁷、プログラミング機能、データ解析、モデリング、可視化機能を提供する対話型ソフトウェアである。この製品は自動車、航空宇宙、電気・通信、環境・エネルギー、教育、医療などの幅広い業界で利用されている。

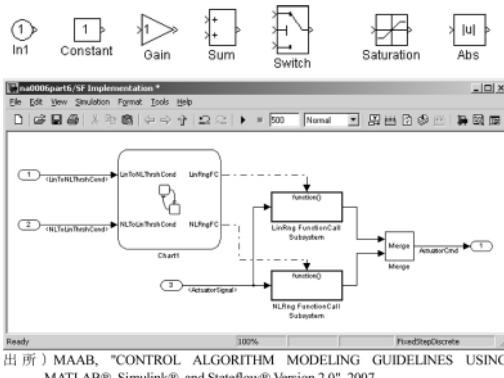
MATLAB/Simulink はアクチュエータやセンサーを制御する ECU の

から数多くの開発ルールが提供されている。このうち要求仕様工程ではモデル設計ツール、制御仕様工程ではラピッドプロトタイピングツール、コーディング工程では自動コード生成ソフトウェア (Auto

モデリングやアルゴリズム（処理手順）開発、制御対象であるアクチュエータやセンサーのデータ解析やモデリング、さらにはセンサー、ECU、アクチュエータで構成される車載システム全体のシミュレーションなどによる可視化機能などを提供する。このうち、MATLABは行列計算やベクトル計算の数値解析、アルゴリズム開発、プログラミング⁸などの機能を提供し、Simulinkは図表4に示した通り、汎用ブロック線図によるモデリングおよびシミュレーション、動作検証などの機能を提供する。とくにSimulinkが提供するブロック線図を用いて描かれたグラフィカルなシミュレーションモデルは実行可能な仕様書として開発の上流から下流までの全ての段階で共有される。その意味でMBDの基礎といえる。

ECUと制御対象はそれぞれがSimulinkによってモデル化され、それぞれを並行開発される。これらモデルはブロック線図の他、状態遷移（ステートチャート）図によっても示すことができ、さらにその挙動は2Dや3Dで表現され、動作確認ができるため、開発の初期段階から直感的に理解しやすい。そのため、各工程間でのミス・コミュニケーションが減少する。このモデルの評価はグラフィカルなシミュレーションを繰り返し実行しながら確認し、徐々に詳細化を行い、モデルそのものの精度を高めていく。こうしたモデルを用いた設計評価作業をMILS（Model In the Loop Simulation）という。従来の設計評価は、高価なハードウェアプロトタイプの作成をし、シミュレーションを行い、

図表4 Simulinkのブロック図とブロック線図



詳細化を行ってきたが、MILSを行うことで設計評価の繰り返し作業が迅速化され、設計結果の資産化が容易になり、作業が容易になる。その結果、かなり時間とコストを抑制することが可能となる。

The MathWorks は主に要求仕様工程から実装工程の間で利用する開発ツールを 80 以上取り揃え、MBD の開発環境を提供している。MATLAB/Simulink の利用を前提に、コントローラ設計で利用する Control System Toolbox, MATLAB で作成した解析結果を状態遷移図を用いてシミュレーションを行うことができる Stateflow, Simulink で作成したブロック線図を用いてコードを自動生成する Real-Time Workshop などその製品群は多岐にわたる。これらの多くがすでに OEM およびサプライヤで利用されている。

実装前のシミュレーション環境の整備—ラピッドプロトタイピングについて

MBD では早い段階で ECU ならびに制御対象であるアクチュエータに対する要求仕様を明確にし、早期に改善作業を行うことで従来開発後期に頻発している仕様変更ができる限り減少させることを目指す。これはプロジェクトがかなり進行してから変更が発生すると、ソフトウェアの各コンポーネント間の依存関係は深くなっているため、小さな変更でも多くの手戻り作業が必要となり時間とコストを増大させるためである。そのため MBD では、ECU とアクチュエータの設計を行った後、ECU のラピッドプロトタイピング (Rapid Prototyping : RP) を実施する。ラピッドプロトタイピングとは外観や性能の評価を行うために簡便な方法で高速 (Rapid) に試作品を作ること (Prototyping) ことをいい、製品開発において用いられる試作手法の一つである⁹。

自動車業界で行われている ECU の RP とは、MATLAB/Simulink を用いて設計した ECU のモデルをリアルタイム処理する RP システムに読み込ませて仮想のプロトタイプ ECU を作り、それに制御対象であるセン

サー、アクチュエータを接続し、実験室あるいはテスト車を用いて稼動させることで開発予定の車載電子制御システムを評価し、仕様をさらに明確化する、あるいは改善を行い、モデルの精度を高めるという手法である。RPを導入することで開発初期段階で多くの課題や問題点を発見することができる。

RPにはフルパス手法とバイパス手法という2つの手法がある。フルパス手法とは、Simulinkモデルで作成したECU全体をRPシステムで置き換える手法をいう。バイパス手法とは既存のECUの特定部分のモデル、あるいは新に付加したモデルだけをRPシステムで置き換える方法をいう。

代表的なRPシステムにはdSPACEのAutoBox¹⁰や、ETASのINTECARIOやASCET-RPなどがある。RPシステムはハードウェア・コンポーネントおよびソフトウェア・コンポーネントからなるが、その構成は目的に応じて異なる。

RPシステムを用いて開発予定の車載電子制御システムを検証し、課題や問題点を発見したら、逐次モデル修正を加え、要求仕様に沿ったモデルが完成したら、コーディングが開始される。

IV コーディング工程の環境の整備－自動コード生成について

一般に、ハンドコーディングはヒューマンエラーを避けることができない。またプログラマの経験による実装効率やコード品質のばらつきも懸念される。エラーが発生するとその修正のために手戻り作業が必要となり、開発期間やコストが増大する。これに対して自動コード生成はヒューマンエラーを排除し、プログラマの経験の差などに起因するばらつきを均質化することができる。さらに開発期間を大幅に短縮化できるという。Delphiでは自動コード生成ソフトウェアを利用した開発により、ハンドコーディングによる開発よりも少なくとも30%以上時間を短縮できてい

るという¹¹。

代表的な自動コード生成ソフトウェア (Auto Code Generator, 以下 ACG) に The MathWorks の Real-Time Workshop Embedded Coder (RTW-EC)¹², dSPACE の TagetLink などがある。これらのソフトウェアはいずれも MATLAB/Simulink のインターフェースと互換性があるため、Simulink で作成したモデルを利用してシームレスでコードを自動生成できる。

既に量産車用ソフトウェア開発において ACG は本格導入されており、dSPACE 日本は 2006 年に Daimler-Chrysler, BMW, GM, Ford, Volvo, 日産などが¹³, The MathWorks 日本は 2007 年にトヨタ, デンソーが量産車用ソフトウェアの開発に自動コード生成ソフトウェアを本格導入しているとアナウンスしている¹⁴。

ACG ではモデルから直接 ANSI 準拠の C 言語コードを生成することができる。従来、自動コード生成されたコードはハンドコーディングされたものと比べると、簡潔性、明瞭性が低く可読性が低い、記述されるコードに冗長性がありコンパクトさや速度で見劣りすると指摘されてきたが¹⁵、ツールベンダの努力によりハンドコーディングとほぼ同等の可読性、コンパクトさを実現できるようになっている。図表 5 は 2007 年時点の dSPACE の提供する ACG で生成されたコードとハンドコードとの性能比較であるが、場合によっては ACG のコードの方がハンドコードよりもよい結果を出せる場合もあるとの報告がある。

ただし、自動コード生成されたコードが全てハンドコードと同じものができるわけではない。コード品質およびコード生成の効率を高めるためには、完成車メーカー、部品メーカー、ツールベンダが共通の作法や手続き、手順でモデルをやり取りする必要がある。そのため、Simulink モデルの記述スタイルの統一、変数の制御方法やファイル分割、関数分割などの方法を取引相手と事前に調整するなどの工夫が必要といえる¹⁶。

図表5 dSPACEにおけるハンドコードとACGの性能比較

単位：倍

ROM	RAM	Stack	Speed
0.96-1.1	0.97-1.2	1.2-1.25	0.75-1.2

出所) 有馬仁志「自動コード生成の量産車への適用と今後の進化」
Automotive Technology Days 2006 autumn, 配布資料。

MISRA (The Motor Industry Software Reliability Association) は 2005 年に ACG WG を立ち上げている¹⁷。これは BMW, Audi, Daimler-Chrysler が主導して立ち上げたもので、ACG 機能を使ったコード生成作業のガイドラインを作成することを目的にしている。この WG は 2006 年に以下の 3 つのガイドライン：MISRA AC SLSF (Simulink および Stateflow を利用するためのモデリングデザインやスタイルガイドライン), MISRA AC TL (TargetLink を利用するためのモデリングデザインやガイドライン), MISRA AGC (自動コード生成の MISRA C との適合性に関するガイドライン) をリリースしている¹⁸。2011 年現在、さらに MISRA AC GMG (ACG に関する基本モデリングデザインやスタイルのガイドライン) を追加しており、4 つのガイドラインを提示している。

Daimler-Chrysler ではモデルをやり取りする際、モデルの構造、モデリングガイドライン、開発ルールごとのガイドライン、モデルベーステストのガイドラインなど総計 200 程度のルールやパターンを決めている¹⁹。

ACG の導入により開発時間を大幅に短縮することを可能にする。それをさらに促すためにコード検証効率、操作性の向上を図る必要があり、環境の整備が進められている²⁰。

V コーディング後のシミュレーション環境の整備 – HILS について

HILS (Hardware In the Loop Simulation) とは開発した ECU の挙動

を検証するリアルタイム・シミュレーション・システムである²¹。HILS では ECU ではなくエンジンやブレーキなどのアクチュエータ、さらには車両そのものをモデル化し、シミュレータによってあたかも実物を動かしているような演算処理を行わせて ECU の不具合などをチェックする。ECU 単体、ネットワークされた複数の ECU セットなどのさまざまなものに利用でき、必要に応じて実際の部品なども接続して ECU を検証することができる。

HILS ではさまざまな道路状況や運転操作状況を想定し、「ある入力に対して期待した正しい出力となっているかどうか」といった各機能の正常動作の確認テストなどを行う他、センサーやアクチュエータの故障や欠陥、バスの断線による通信エラー、通常ではありえないデータを受信した時の ECU の挙動や故障機能の確認など異常動作の確認テストも行うことができる。こうした包括的かつ体系的で再現性のあるテストを担当者の負担を気にすることなく詳細にかつ長時間連続して実施することができる一方で、テスト業務から解放された担当者は不具合解析などに専念できるため、テスト工数をかなり削減できる。また作成する実車プロトタイプの数とテスト走行の回数も減らすことができるため、テストに要する時間とコストを大幅に削減することができる。

HILS の構成はテスト内容と規模に応じて異なるものの、基本は、①さまざまなテストを実行するシミュレーション・ハードウェア、②エンジンや車体などの仮想モデルを提供するシミュレーション・ソフトウェア、③テスト環境を提供する試験用ソフトウェア、さらに、④それらテストを自動実行させるソフトウェアなどから構成される²²。これらに必要に応じて既存の ECU やアクチュエータなどを接続して利用する。HILS システムを提供する代表的なメーカーは dSPACE、National Instruments、富士通テン、エー・アンド・ディ、東芝情報システムズなどがある。

ある完成車メーカーによれば ECU の誤作動の 90% の原因は HILS で

発見でき、キャリブレーション工程前にほとんどすべての誤作動を検出できると述べている²³。2010年現在、HISは検証工程の業界標準の手法として広く浸透し、中でも独dSPACEのHILSは世界のほとんどのOEMおよび大手電装サプライヤで利用され、その出荷数は1,200以上にのぼるという。

2007年にDaimler-Chryslerが販売したCクラスの新モデルでは、その発売前に大規模なHILSが構築された。パワートレイン系制御の検証ためにECU17個、CANバス3本を接続したHILS、ボディ&シャン系制御の検証のためにECU32個、CANバス6本、LINバス12本を接続したHILSを構築し、テストを実施している。同年、三菱が販売したアウトランダーの開発にあたっても、20個のECUを接続したHILSを構築してテストを実施した結果、大幅なテスト期間の短縮の実現できたという。こうした事例は数多くある。

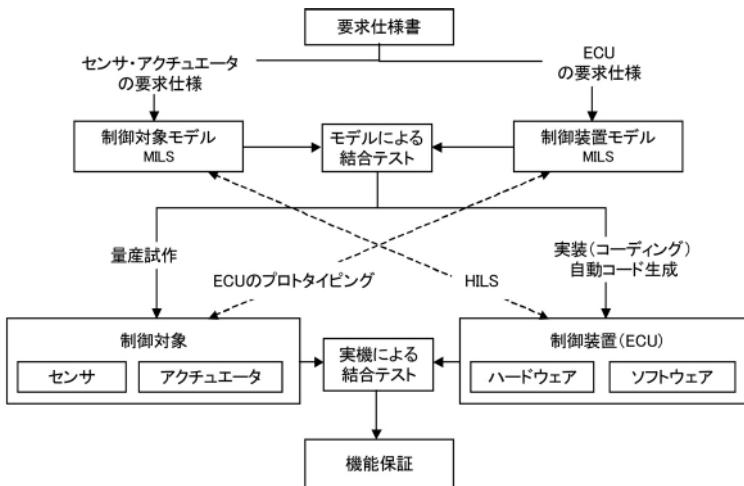
VI MBDを普及・浸透のためのコンソーシアムの必要性

これまで概説してきた各ツールはMBDにおいて図表6のような流れの中で利用される。まず要求仕様書に基づき、MATLAB/SimulinkによってECUとセンサーヤアクチュエータのモデルが作られる。ECUのモデルはセンサーヤアクチュエータの実機を使ったラピッドプロトタイピングによって検証され、センサーヤアクチュエータのモデルはECUの実機を使ったHILSによって検証される。検証されたECUのモデルはACGでコーディングされる一方、センサーヤアクチュエータのモデルは量産試作が行われる。これらは最終的に実機による結合テストにより検証される。こうしたMBDの一連の工程を経ることで車載電子制御システムの開発の不具合は大幅に低減するだけでなく、品質や信頼性も向上する。

一般に、新技術分野の技法やプロセス、ツールといったものは、最初からあるべき姿やひな型などがあるわけではない。一般に、こうした新技術

分野の技法やプロセスなどはユーザーとサプライヤ、ツールベンダが共に協力することで創り上げられる。

図表6 MBD の基本フロー



出所)JMAAB「MTSS 拡足説明 Version1.0」2007年各種資料を基に安田作成。

学術分野において MBD の技術的 possibility はすでに 70 年代後半ごろに指摘されていたが、90 年代初頭から日本ではトヨタ、日産、ホンダ、デンソーなどが MBD に関する R&D を開始していた。同時期に欧州では Bosch や BMW、ダイムラーが実用化を目指して試行錯誤をし始めたといわれる。日系完成車メーカーとシステムサプライヤは各社の開発事情に合わせて MBD 用のツールを内製化していた²⁴。ツールベンダはこれら企業に対しても汎用性の高い MBD 用のツールを提供し、彼らからツールに対するさまざまな課題や要求を収集し、ツールの高機能化ならびに熟成を進めた。

ただし、完成車メーカーごとに開発思想や手法、さらにはサプライヤとの関係などが異なる。そのため、それだからさまざまなニーズならびに

要求が生じるが、相対的に企業規模の小さいツールベンダはこれらすべてに対応することは事実上不可能である。それゆえ、ニーズの多いものから順に解決を図っていくというスタイルにならざるを得ない。その合意を得るための手段としてツールベンダの多くはユーザー会を定期的に開催している。ユーザー会では新機能や将来のロードマップ、ユーザーの適用事例などの情報を提供したり、既存ユーザーからの情報収集などが行われている。

ただし、MBDはツールベンダごとのこうした取り組みだけでMBDを自動車業界全体に普及・浸透させることは容易ではない。なぜなら、完成車メーカー・システムサプライヤは自動車のエレクトロニクス化が急速に進む中で複雑化する自動車そのものやモジュール部品の製品品質ならびに生産性向上のためにMBD導入の必要性を強く意識していたものの、開発規模が小さいため、従来の方法で対応が可能である部品メーカーはMBD導入のインセンティブが低く、ツールベンダの努力だけでは普及が進みにくいためである。

こうした状況を踏まえ、98年、トヨタが音頭をとり、FordとDaimlerの3社でMBDの普及によって業界全体の製品品質、生産性の向上を目指すべくMAABを設立した。また、2001年、トヨタ、日産、ホンダの3社が同様の目的を目指して国内にJMAABを設立した。MAABならびにJMAABはMBDを推進するために必要な手続きや標準を策定し、それらの利用を促進する活動を展開している²⁵。この他にも2009年にPlant Modeling Consortiumが設立され、制御対象であるアクチュエータやセンサーのモデルの標準化を目指し、活動を開始している。

ここで紹介した事実は一部でしかないが、近年、コンソーシアムを設立し、新技術に関連する標準の策定、ならびに新技術や標準の普及・浸透を目指す動きは活発化している。今後、これらコンソーシアムにおいてどのような活動が行われているのかについてさらに考察を深めてまいりたい。

なお、本研究は平成21年度東京富士大学共同研究費助成金「研究課題「ハイテク業界におけるコンソーシアム内の協調活動に関する研究（安田賢憲、隅田浩司）」の助成を得て行った研究である。

(Endnotes)

- 1 飯野浩道『自動車制御システム開発へのモデルベースデザインの適用考察とユーザーコミュニティ』EDN Japan 5月号, 2007年, 118-122頁.
- 2 詳しくは安田賢憲『モデルベース開発が促す車載ソフトウェア開発環境の標準化動向』富士論叢第52巻第2号, 2008年, 20-23頁.
- 3 2005年12月, R社インタビュー.
- 4 小川計介『ステアリング, ブレーキで進むX-by-Wireへの道』日経AutomotiveTechnology2007 Spring, 74-79頁.
- 5 ローランド・ベルガー / オートモーティブ・コンピタンスセンター著『自動車部品産業生き残りへの8つの課題』日経BP社, 2005年, 122-125頁.
- 6 抽著, 前掲書, 23-30頁.
- 7 MATLABは1970年代後半に後にニューメキシコ大学コンピュータサイエンス学科長となるCleve Molerによって開発された。エンジニアであるJohn N. Littleが1983年にMolerを訪ねた際にこれを見せられ、その商用的可能性に気づき、The MathWorks社を1984年に設立した。
- 8 MATLABはMATrix LABoratoryを略したものであり、行列計算、ベクトル演算、グラフ化や3次元表示などの豊富なライブラリを持つ数値解析ソフトである。MATLABを用いると、C言語やFORTRANといった従来のプログラミング言語よりも短時間で容易に科学技術計算を行うことができるという。
- 9 コンピュータ技術の進展に合わせて製品開発サイクルの短期間化し、試作品の製作の期間も短縮することが求められる中、製品の外観内観のデザイン、機構などの設計は3次元CADで行い、そのデータを利用してCAEを実施し、試作品を製造しなくても性能の事前評価を行う、いわゆるラピッドプロトタイピング一般化しつつある。しかしながら、見た目の質感、人間が触った時の感覚など、定量化が難しい項目についてはなかなかコンピュータ上だけでの評価で完結することは困難で、引き続き試作品の製作を必要としている。
- 10 1992年からラピッドコントロールプロトタイピングという名称でRPシ

ステムを提供する dSPACE では、①プロトタイプ ECU として機能するハードウェア（製品名：AutoBox, MicroAutoBox, RapidPro ハードウェアなど）、② MATLAB/Simulink で作成した ECU のモデルを上記のハードウェアにコーディング作業なしに実装するソフトウェア（製品名：Real-Time Interface (RTI)）、③プロトタイプ ECU を稼動させるテスト環境を提供するソフトウェア（製品名：ControlDesk）の 3 つが基本の構成となる。これらを既存の ECU やアクチュエータなどと接続して利用する。

- 11 Ramaswamy, Ashok, “Automotive Electronics Software Technology Trends”, Automotive Technology Days 2006 autumn, 配布資料.
- 12 RTW と RTW-EC はいずれも ANSI 準拠の C コードを生成するものの、利用用途が異なる。前者が RTW はラピッドプロトタイピングや HILS などでの利用を想定し、ベンティアムなどの高性能 CPU などの環境下で稼動するプロトタイピング向けのコードを生成するのに対して、後者は実際の量産車用組込みシステムでの利用を想定し、DSP や 8bit/16bit/32bit 組込みマイコンなどの環境下で稼動する量産車用コードを生成する。サイバネット『モデルベースデザインによる組込みシステム開発（実装編）』2007 年, 配布資料より。
Real Time Workshop はラピッドプロトタイピングをサポートしており、ブロック線図モデリング環境で、グラフィカルに解を概念化する際に利用する。具体的に、初期段階でのシステムの性能評価 - ハードウェアのレイアウト、製品ソフトウェアのコーディングなどを設計を固定する前に行う際に利用する。アルゴリズムの設計とプロトタイピングの間に迅速な繰り返しにより設計を改良する。グラフィカルフロントエンドとして外部モードで Simulink を使用し、リアルタイムモデルが実行している間に、パラメータをチューニングする。
- 13 城所仁『進化する TargetLink』dSPACE ユーザー会 2007, 配布資料より.
- 14 サイバネット, HP より.
- 15 J-MAAC オープンコンファレンス 2003 より.
- 16 Sturmer, Ingo, “Integration of the Code Generation Approach in the Model-Based Development Process by Means of Tool Certification”, Journal of Integrated Design and Process Science, Vol.8 (2), 2004, pp.1-11.
- 17 MISRA は、90 年代初頭に英国政府が実施した『SafeIT』プログラムのプロジェクトに端を発する自動車用の安全性の高い電子システム開発のために信頼性の高いソフトウェア開発を目指してさまざまなガイドラインやベストプラクティスを奨励・普及を目指す組織で、完成車メーカー,

- 部品メーカー、エンジニアなどが参加して活動を行っている。詳しくは下記の HP を参照こと (<http://www.misra.org.uk/>)。
- 18 MISRA newsletter, Vol.6, No.1, January 2007.
 - 19 Sturmer, Ingo & Fey, Ines, “*Quality Assurance Methods for Model-Based Development*”, SAE 2007.
 - 20 車両本体や各電子制御システム、ECUなどの制御モデルを実行可能な仕様としてシミュレートすることを一般的に MILS (Model In the Loop Simulation) と呼ぶ。MILS に対して、車両コントローラをモデルではなく、C 言語などのソフトウェアで実行するシミュレートすることを SILS (Software In the Loop Simulation) と呼ぶ。一般には、このソフトウェアは、MATLAB/Simulink の S-Function に組み込んで動作させる場合が多いが、広義には、ソフトウェア実行環境をこれに限定しているわけではなく、PC ネイティブ (Pentium) コードにコンパイルして、MATLAB/Simulink 上の車両モデルに接続する場合もある。ECU で使用されるプロセッサが内蔵された評価用ボード上で生成されたコードをシミュレートすることを PILS (Processor In the Loop Simulation) と呼ぶ。生成されたコードは適切なターゲットコンパイラにより変換される。
 - 21 宮本雄介、眞田一志『HILS を活用した HST のディジタル制御に関する研究』山梨講演会講演論文集、2004 年、247 頁。
 - 22 例えば、dSPACE で提供する HILS の基本構成は、①シミュレータハードウェア（製品名：PX システム、Mid-Size シミュレータ、Full-Size シミュレータなど）、②シミュレータ・ソフトウェア（製品名：Automotive Simulation Models（通称 ASM））、③テスト環境を提供し操作するソフトウェア（製品名：ControlDesk）、④テストの自動実行環境を提供するソフトウェア（製品名：Automation Desk）の 4 つからなる。
 - 23 dSPACE 2007 年広報資料より。
 - 24 拙稿、前掲書、30-37 頁。
 - 25 MAAB や JMAAB についての概要については拙稿 (2008) を参照のこと。

フクシマ後に考える 原子力発電所の問題点¹

Keywords: 福島第一原子力発電所, 安全神話, 廃棄物問題,
廃炉・解体の諸問題, 環境破壊

藤森大祐

1. はじめに

2011年3月11日は、日本国民にとって忘れられない日となった。この日14時46分に宮城県牡鹿半島の沖、約130kmの海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方から関東地方の広範囲にわたって壊滅的な被害をもたらした。地震の揺れや液状化現象、そしてとりわけ地震後の大津波は我々の想像を絶するものであった。死者・行方不明者は約2万人を数え、その恐怖と悲しみは日本中そして世界中に広がった。

現在、被災地では復興のための戦いが続いているが、そこに暗い影を落としているのが福島第一原子力発電所の大事故である。最も危険な状況は乗り越えたものの、半年たった今でも事態は収まっていない。放射能による汚染は、復興の活動を妨げ、また実害・風評被害ともに数え切れないほどの損害を発生させ、さらには人々の心を底知れぬ不安に陥れた。きっかけは自然災害であるが、ひとたび暴れだすと制御不能になる悪魔のような装置を作ったのは人間である。まさに取り返しのつかない事態を、人間は引き起こしてしまったのである。

このような事故はもう2度と起こしてはならないと強く願うが、それ

は安全性を高めることで叶うのであろうか。原発推進派の人々の言うように、原子力発電所（以下、原発と表記）は、特に日本においてはまだ必要なかも知れない。しかし、原発は今後も本当に継続していくもののかどうか、筆者は大いに疑問を持っている。

筆者はこれまで原発というものを望ましいものではないと思いつつも、無自覚のうちに容認してきた。しかし今、強い自責の念に駆られている。今回の事故を目の当たりにし、企業と環境問題の関わりを扱う研究者として、また一人の日本国民として、原発について責任を持って考える必要があると考えるに至ったのである。

本稿の目的は、現段階で得られる情報と、専門外の者であっても理解可能な範囲において、原発の問題点を考察することである。本来なら、福島第一原発がなぜあれほどの事故にいたったのかということについて、詳細な検討が必要であることは論をまたない。当然これまでも様々な事実が明らかになり、多くの議論がなされてきた。しかし、半年が過ぎた本稿執筆の現段階においても事故は収束されておらず、その全容解明はまだ先のことにならざるを得ない。また、原子力発電の分野は、専門外の者にとっては、技術的にも制度的にも大変わかりにくく、また正確な情報を入手しにくい独特の分野である。その意味では、この分野について専門外の者が論ずることができる範囲は自ずと限られてくる。しかし、我々の生存を脅かす可能性があるような問題については、一部の専門家や政治家などの閉鎖的な社会だけで論じられるべきではない。原発問題については、ごく一般の人々が分かるようなレベルにおいて、情報が共有され、何が問題なのか明確にされた上で、冷静かつ開かれた議論が重ねられていく必要があるだろう。

本稿では、まず原発の立地状況、大地震による影響、原発政策と安全、廃炉・解体を巡る問題、廃棄物問題について検討していく。そして最後に、今後の研究課題を挙げることにする。

2. 日本の原発の立地状況

東日本大震災前まで、日本国内には 54 基の原発が稼働中あるいは定期検査中であった。54 基という数字はアメリカ、フランスに次いで世界第 3 位である。これらの原発の所在地を整理すると表 1 のようになる。

表 1－日本の原子力発電所とその所在地

電力会社名	発電所名	所在地
北海道電力管内	北海道電力	泊原子力発電所 古宇郡泊村
東北電力管内	東北電力	東通原子力発電所 青森県下北郡東通村
	東北電力	女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市
	東京電力	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町および双葉町
	東京電力	福島第二原子力発電所 福島県双葉郡楢葉町および富岡町
	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市および刈羽郡刈羽村
東京電力管内	日本原子力発電	東海発電所 茨城県那珂郡東海村
	日本原子力発電	東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村
中部電力管内	中部電力	浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市
北陸電力管内	日本原子力発電	敦賀発電所 福井県敦賀市
	日本原子力研究開発機構 ふげん	福井県敦賀市
	日本原子力研究開発機構 もんじゅ	福井県敦賀市
	北陸電力	志賀原子力発電所 石川県羽咋郡志賀町
関西電力管内	関西電力	美浜発電所 福井県三方郡美浜町
	関西電力	高浜発電所 福井県大飯郡高浜町
	関西電力	大飯発電所 福井県大飯郡おおい町
中国電力管内	中国電力	島根原子力発電所 島根県松江市
四国電力管内	四国電力	伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町
九州電力管内	九州電力	玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町
	九州電力	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市

(各電力会社のホームページから作成)

これらを眺めてみると、原発のほとんどが都会から離れた過疎地に立地していることを、改めて認識することができる。表にある通り、唯一県庁所在地に立地しているのは島根原発だけである。所在地の鹿島町が松江市と合併したために松江市内になったが、かつては日本で最も県庁所在地に

「近い」原発と言っていた。また、最も大量の電力を必要とする東京電力が持っている原発は、東京電力管内には一つもない。日本最大の原発である柏崎刈羽原発も、現在事故で問題の渦中にある福島第一原発も、立地しているのは東北電力管内である。ただし、日本原電の東海第二原発は東京電力管内唯一の商業用原発で、この30km圏内には100万人弱の人々が住んでおり、もし大事故が発生するとさらに大きな被害になるであろう。

確かに、事故が起きた際のリスクの大きさ、避難体制の難しさなどから考えると、原発を人口密集地の近くに立地することは現実的ではないだろう。しかしそれはあくまでも一方の側の論理でしかない。大惨事を起こす可能性のある危険な施設はどこにあっても危険なことに変わりはない。「原発が安全ならば東京に作ればよい」というのは極論ではあるが、それができないところに原発の本質的な問題があると思われる。

また環境破壊という観点から見れば、人口の少ない所こそ守るべき豊かな自然があることも忘れてはならない。そのような所が、大都会のエネルギー供給のために犠牲になるということであれば、環境不正義や環境差別の観点からも問題であろう。

さて次に、現在ある54基の原発を整理すると表2のようになる。

これを見ると、原発の数もある地域に大きく偏っていることがわかる。東京電力の場合は、日本最大の新潟県柏崎刈羽原発には7基、そして福島県には福島第一原発と第二原発を合わせて10基が集中している。関西電力では福井県に集中しており、そこには合計11基も立ち並んでいる。

原発立地上の最大の問題は、地震や津波や洪水といった自然災害への対処であろうが、一地域にこれだけ多くの原子炉が設置されている状況は、リスク管理の観点が抜け落ちているか、あるいはこうしたリスク以外のことを優先したとしか考えられない。原発が同じ所に次々と増設されてきたのは、その地域の経済的事情と我が国の政策に起因するのだが、少なくとも今回の巨大地震と大津波で一度に4基が大事故を起こし、被害を拡大さ

せてしまったことで、そのリスク管理の脆弱さが露呈してしまったと言つてよいだろう。

3. 東日本大震災による各原発の被害とその影響

ここで、これらの原発が3.11の巨大地震と津波によってどうなったのか、改めて整理しておきたい。これらの原発の状況、特に福島の原発については、地震直後から毎日のように報道されてきた。しかしその報道の在り方が要領を得ないばかりか、後から報道内容が覆されたり、新たな事実が発覚したりといった有様で、正確な情報をつかみにくい。また福島第一原発の事故はいまだ収束していないため、原因究明にはまだまだ時間がかかるものと思われる。そこで、ここでは現段階で明白な事実と認められることに基づいて簡潔に整理しておく。

今回の地震で直接影響を受けたと考えられるのは、東京電力の福島第一原発、福島第二原発、東北電力の東通原発と女川原発、そして日本原電の東海原発である。

まず福島第一原発の事故である。福島第一には計6基の原発があるが、運転中だった1、2、3号機は地震直後に自動停止した。地震発生当時、4、5、6号機は定期検査中で停止していた。しかしその後14～15mの津波が原発施設を襲い、海水面から10mのところにあった主要施設は4～5m水没することになった。原子炉が自動停止したまではよかつたが、電源が地震と津波の被害ですべて喪失してしまった。原発は停止後も長期間にわたって燃料を冷やすために水を循環させる必要がある。何重にも安全策を用意しているから「安全」とされてきたが、現実には非常用電源まで失ってしまった。そして地震翌日の3月12日に1号機が爆発し白煙を上げ、原子炉建屋の上部の外壁を吹き飛ばした。14日には3号機が爆発して建屋上部を吹き飛ばし、不気味な灰色のキノコ雲を吹き上げた。さらに15日には2号機で爆発が起り圧力抑制室が破損し、停止中だった4号

富 士 論 叢

表 2 - 日本の原発一覧

電力会社名	発電所名		電気出力	運転開始	現在の状況(8月末時点)
北海道電力	泊	1号機	57.9万kW	1989.6～	定期検査中
		2号機	57.9万kW	1991.4～	定期検査中
		3号機	91.2万kW	2009.12～	8.17営業運転再開
東北電力	東通	1号機	110.0万kW	2005.12～	定期検査中
		1号機	52.4万kW	1984.6～	定期検査中
		2号機	82.5万kW	1995.7～	定期検査中
		3号機	82.5万kW	2002.1～	定期検査中
東京電力	福島第一	1号機	46.0万kW	1971.3～	事故により停止
		2号機	78.4万kW	1974.7～	事故により停止
		3号機	78.4万kW	1976.3～	事故により停止
		4号機	78.4万kW	1978.10～	事故により停止
		5号機	78.4万kW	1978.4～	停止中
		6号機	110.0万kW	1979.3～	停止中
	福島第二	1号機	110.0万kW	1982.4～	停止中
		2号機	110.0万kW	1984.2～	停止中
		3号機	110.0万kW	1985.6～	停止中
		4号機	110.0万kW	1987.8～	停止中
	柏崎刈羽	1号機	110.0万kW	1985.9～	定期検査中
		2号機	110.0万kW	1990.9～	停止中
		3号機	110.0万kW	1993.8～	停止中
		4号機	110.0万kW	1994.8～	停止中
		5号機	110.0万kW	1990.4～	運転中
		6号機	135.6万kW	1996.11～	運転中
		7号機	135.6万kW	1997.7～	定期検査中
日本原子力発電	東海	1号機	16.6万kW	1966.7～	1998.3.12営業運転終了
		1号機	110.0万kW	1978.11～	定期検査中
	敦賀	1号機	35.7万kW	1970.3～	定期検査中
		2号機	116万kW	1987.2～	定期検査中

電力会社名	発電所名		電気出力	運転開始	現在の状況（8月末時点）
中部電力	浜岡	1号機	54.0万kW	1976.3～	2009.1.30 営業運転終了
		2号機	84.0万kW	1978.11～	2009.1.30 営業運転終了
		3号機	110.0万kW	1987.8～	定期検査中
		4号機	113.7万kW	1993.9～	停止中
		5号機	138.0万kW	2005.1～	停止中
北陸電力	志賀	1号機	54万kW	1993.7～	停止中
		2号機	135万kW	2006.3～	定期検査中
関西電力	美浜	1号機	34.0万kW	1970.11～	定期検査中
		2号機	50.0万kW	1972.7～	運転中
		3号機	82.6万kW	1976.12～	定期検査中
	高浜	1号機	82.6万kW	1974.11～	定期検査中
		2号機	82.6万kW	1975.11～	運転中
		3号機	87.0万kW	1985.1～	運転中
		4号機	87.0万kW	1985.6～	定期検査中
	大飯	1号機	117.5万kW	1979.3～	定期検査中
		2号機	117.5万kW	1979.12～	運転中
		3号機	118.0万kW	1991.12～	定期検査中
		4号機	118.0万kW	1993.2～	定期検査中
中国電力	島根	1号機	46.0万kW	1974.3.29	定期検査中
		2号機	82.0万kW	1989.2.10	運転中
四国電力	伊方	1号機	56.6万kW	1977.9～	運転中
		2号機	56.6万kW	1982.3～	運転中
		3号機	89.0万kW	1994.12～	定期検査中
九州電力	玄海	1号機	55.9万kW	1975.10～	運転中
		2号機	55.9万kW	1981.3～	定期検査中
		3号機	118.0万kW	1994.3～	定期検査中
		4号機	118.0万kW	1997.7～	運転中
川内		1号機	89.0万kW	1984.7～	定期検査中
		2号機	89.0万kW	1985.11～	運転中

(各電力会社のホームページから作成)

機でも爆発が起り、火災が発生した。結局、運転中だった1～3号機すべての原子炉と、停止中だった4号機で大事故が起り、大量の放射性物質をまき散らすことになったのである。ちなみに5、6号機は非常用ディーゼル発電機に切り替える事態にはなったが、その後外部電源が復旧し、冷温停止状態が続いている。1～4号機は廃炉が決定しているが、一部報道によれば、東電は5、6号機の再稼働を考えているという情報もある²。今後の動向が注目されるところであろう。

福島第二原発は地震直後にすべて自動停止したが、1、2、4号機で冷却機能が喪失し、12日には福島第一と同様緊急事態宣言がなされ、蒸気の放出も検討された。14日には1、2号機で冷却システムが回復し、蒸気の放出は取りやめとなり、4号機も15日には安全停止が確認された。第二原発の場合も想定津波5.2mを上回る6.5～14mの津波が押し寄せたが、原子炉建屋など主要施設が海面から12mの高さにあったことで第一原発ほどの深刻な被害にはいたらなかった。その後も4基すべて停止中となっている。

次に、女川原発では地震発生当時、2号機は定期検査中で停止しており、運転中だった1、3号機は緊急停止した。地震直後に1号機のタービン建屋から火災が発生したり、その後の大きな余震で電源の一部が喪失するなどのトラブルはあったが、かろうじて無事に停止した。東北電力の発表によると、女川原発を襲った津波は約13mに達し、想定の9.1mを上回っていた³。8月19日の東北電力の発表では、2、3号機のタービンの羽根7割に損傷が見つかっており、地震の揺れで羽根同士が触れ合ったためと見られている⁴。これらを見ると、女川原発も紙一重の危険な状態であったことがわかる。現在まですべての原子炉が停止している。

東通原発では、地震発生時は1号機（東通は現在1基のみ）が定期検査中のため運転していなかった。地震後に外部電源が停止したが、非常用電源が作動して電源供給が可能であったため、大きな影響はなかった。た

だし、東通では、4月7日に起きた宮城県沖の強い地震で県内全域が停電し、外部電源が止まったため非常用電源で電力を供給した。使用済み核燃料プールへの冷却系が一時自動停止したが1時間後に再開し、影響はなかった。

日本原電の東海第二原発では、運転中だった原子炉は地震により自動停止した。しかし外部電源を失ったため、非常用電源で海水ポンプを動かし冷却を継続した。その後、押し寄せた津波によって非常用電源機1台と海水ポンプ1台が使用不能になった。津波の高さは5.4mと防波壁より低かったが、工事中のため穴が開いており、そこから海水が入ったためである。残った非常用発電機2台と海水ポンプ2台でなんとか冷却に成功したという。日本原電によれば、5.7mの津波を想定し、防波壁を6.1mにしていたが、これを乗り越える津波が来てすべてのポンプが使用不能になったら、福島第一の事態になった可能性は否定できないとしている⁵。

以上のように、東日本大震災によって東北から関東にかけて太平洋沿岸の原発15基（運転中だったもの点検中だったものを含め）が現在止まってしまったままである。これらを見ていくと、大事故に至ったのは福島第一だけであるが、他の原発も一步間違うと同様の大事故になる可能性があったことがわかる。

このことは他の地域の原発の安全性にも疑問を投げかけることになった。例えば、東海地震が心配される中部電力の浜岡原発は、5月6日には菅総理大臣（当時）の要請によって運転中の4、5号機が停止となり、全原子炉が運転停止となった。また、全国的に原発の再稼働は困難な状態になっており、東日本大震災以降、営業運転を再開したのは泊原発3号機だけである。ただし、これは地震の前から定期検査を終えてすでに調整運転に入っていたものが、8月17日に営業運転再開となったものであり、これでさえも運転再開までに激しいやり取りがあった。したがって他の原発が再稼働することはこれよりも難しいものになるはずである。

8月末時点で定期検査中やトラブルで停止している原発は39基にもなる。これらが再稼働するためには、ストレスチェックなどの安全チェックや地域の理解が必要であるし、自治体の中には福島第一原発事故の原因究明を前提としているところもある。それに加え、安全管理の杜撰さを指摘する多くの報道、やらせ問題の発覚、事故後の政府対応の鈍さなど、国民の不信感をつのらせる要因が多くあり、今後の運転再開は相当に困難なものになるであろう。現在稼働しているその他の原発も、これから順次定期検査に入ることを考えると、来春までにほとんどの原発が停止状態に陥ることになる。

その一方で、節電の不便さや経済活動への悪影響から、原発再開を主張する声も聞かれる。本稿では、原発を使わないのでエネルギーをまかなえるかどうかということについては論じない。なぜならこの議論は考え方次第で答えは大きく異なるからである。本稿は、原発が果たして今後も持続的に利用可能なものかどうかを、その根本的な問題点を挙げて整理し、大きな疑問が残るのであれば、電力需給とは無関係に止めるべきであるという立場である。

原発の安全神話については次に述べるが、安全な技術かどうかは今まで述べてきたところでほとんど答えが出てしまうのではないかと思われる。つまり、完全な安全対策は技術的にもコスト的にも不可能なものであり、どこかで「想定」の範囲を限定するしかない。そして、どれほど安全を期してもその「想定」を上回る事態が生じれば事故につながる可能性がある。ここが最も重要と思われるが、福島第一原発は半年経った今も事態を収束できていないし、これから予定通りに進むかどうかも不透明であるという、厳然たる「事実」である。ひとたび事故が起きると制御不能になり、押さえ込むために人命を賭して臨まなければならない技術は、実験の域のものであり、実用に耐えるものとは思えないものである。今後我が国が原発の運転再開にどのような判断をしていくのか、動向を注視していくたい。

4. 日本の原発政策と安全神話

3.11 の巨大地震以後も、東日本を中心に地震が頻発している。多くは 3.11 の地震の余震であろうが、我々日本国民はあらためてこの国が地震国であることを強く認識させられた。このように地震の多く国土の狭い国が、世界で 3 位の 54 基もの原発を設置してきたことは、驚くべきことであり、不思議なことでもある。

経済産業省が地震前の平成 22 年 6 月 18 日に出していた「エネルギー基本計画」によれば、我が国では 2030 年までに原発を 68 基にまで拡大する予定になっていた。より具体的には、2020 年までに新增設 9 基、2030 年までに少なくとも 14 基以上の新增設が計画されていた⁶。もちろん今回の事故を受け、この計画は変更を余儀なくされるであろう。

予定されていた 14 基については明記されていないが、推測されるのは以下のようなどころであろう。

○建設中の原発

電源開発の大間原発（青森県）

東京電力の東通原発 1 号機（青森県）

中国電力の島根原発 3 号機（島根県）

○計画中の原発

東京電力の東通原発 2 号機（青森県）

東北電力の東通原発 2 号機（青森県）

東京電力の福島第一原発 7 号機、8 号機（福島県）

東北電力の浪江・小高原発（福島県）

中部電力の浜岡原発 6 号機（静岡県）

日本原電の敦賀原発 3 号機、4 号機（福井県）

中国電力の上関原発 2 基（山口県）

九州電力の川内原発3号機（鹿児島県）

ちなみに、この他に福井県で建設中の高速増殖炉の原型炉「もんじゅ」や、青森県六ヶ所村の核燃料再処理施設などもある。

現在建設中の中でも、ほぼ完成に近い島根原発のような原発もあれば、まだこれからといった進捗状況のものもある。これらの施設にはすでに多大なコストをかけ、立地地域もあてにしているため、今後どのように扱うかは大きな議論を生むであろう。また計画中のものについても、福島の事故の影響で、現在は事実上凍結されている。これらについての今後の動向に注目していきたい。

ところで、先にあげた54基の原発を運転開始時期で見ていくと、日本では1960年からスタートし、ほぼコンスタントに原発を作り続けていることがわかる。このことは、日本が、1979年のスリーマイル島の事故、1986年の切尔ノブイリの事故の後も、影響を受けず着実に原発を作ってきたことを意味している。原発の大事故が他国で起きたにも関わらず、その後も着々と増設を続けられたのは、そこにどのような判断があったのであろうか。これは国際的に特異なことではないかと思われる。現に切尔ノブイリ事故以降は、世界中で原発の新設数は大きく減少している。原発にとって最大のリスクの一つである地震が頻繁に発生し、津波の経験も多い日本で、なぜ原発を作り続けられたのであろうか。

今回の大震災の後、「原発の安全神話が崩壊した」という言葉を頻繁に耳にしてきた。それはどのような意味での安全神話なのかをここで問い合わせておく必要があると思われる。原発は本来とても危険なものであり、これを否定できる者はいないはずである。だからこそ安全を確保するような仕組みが徹底的に整えられる必要があるのであり、そのような安全管理体制が極めて完全に近い形で実現できてこそ「安全」と呼べるのであろう。実際に「日本の原発は安全」ということはたびたび耳にしてきたが、本当

にそうだったのだろうか。そこで日本における原発のトラブル・事故についてごく簡単に見ておきたい。

大事故としてよく知られているのは、1999年9月30日のウラン加工会社JCOの臨界事故であろう。この際、三人の作業員が大量の被曝をしてそのうち二人が死亡した。さらに駆けつけた消防隊員の三人、付近の住民662人が被曝し、中には未だにその後遺症に悩む人々がいる。

原発そのものの事故でも、1973年3月に美浜原発1号機で起きた燃料棒溶融事故、1978年11月に福島第一原発3号機で起きた日本で最初の臨界事故、1991年2月に美浜原発2号機で起きた蒸気発生器の伝熱管破断による冷却水の漏洩事故（日本初の緊急炉心冷却装置作動）、1995年12月にもんじゅで起きたナトリウム漏洩事故、2007年7月に中越沖地震に伴う柏崎刈羽原発での一連の事故等々、頻繁に事故が発生している。これらは代表的な事故として知られているもの的一部であるが、他にも多くの事故が起きている。実は各地の原発で事故は頻繁に起きていたのであり、我々が無関心であったがゆえに気にとめていなかったのではないだろうか。

ここで注意しておかなければならないことは、これらの事故の中には事故発生時に報告されず隠蔽されていたものも少なくないということである。例えば、73年の美浜原発の事故は後に内部告発で明らかになったものであり、78年の福島の事故は約30年後の2007年3月まで隠蔽されていた。人間の行う事である以上完全はありえないが、だからこそ事故やトラブルについては国や地元に迅速かつ正確に報告し、開かれた議論をして再発防止に全力をあげるべきであろう。事故そのものも問題だが、このような不信感を煽るような対応はさらに問題である。そして残念なことに、こうした事例が原子力の分野には体質的なものとしてあるようである。

隠蔽体質を表す代表的な事件が、2002年に発覚した東京電力トラブル隠し事件である。これは自主点検の作業中にトラブルが見つかったにも

関わらず、意図的に改竄、隠蔽が行われた問題であり、作業を請け負ったGEI社の技術者による通産省（当時）への告発文で明らかになったものである。この問題では、告発から事実が公表されるまでに2年もかかっており、東電だけでなく原子力安全・保安院も無責任と言わざるを得ない。

また、今回の震災後、玄海原発の再稼働が議論されている時、九州電力によるやらせメール問題が発覚した。その後、泊原発3号機のプルサーマル計画についても過去にやらせ問題があったことが発覚し、さらにその他の原発でも類似の問題が次々に明るみに出ている。これらは要するに原発推進のための裏工作である。

このような隠蔽ややらせの事実を目の当たりにすると、原発の安全神話は意図的に作られたものではないかという疑念が生じるのも無理はない。今後は本当の意味での「安全文化」を作り上げていく努力が必要であろう。

5. 廃炉・解体を巡る諸問題

今回の事故によって福島第一原発の1～4号機は廃炉になることが決定しているが、そもそも原発の寿命は何年程なのだろうか。人間の作り出した機械である以上、必ずいつかは何らかの形で使用できなくなるであろうし、放射性物質を扱うという原発に特有の事情から、安全性を可能な限り保てるところで使用を止めるべきであろう。

日本における原発の耐用年数は税法上の機械装置類の耐用年数としては定められているが、耐用年数それ自体の規定はない。つまり何年使ったら寿命という制限はないのである。原発は電気事業法施行規則によって最長13カ月に1回の「定期検査」が義務付けられているが、これに合格すれば次の定期検査までの運転が認可される。法的には様々な検査を繰り返すことで、半永久的に運転を続けていくことができる。しかしそれは常識的にはあり得ないことで、一般には30～40年が運転期間満了とされており、30年を超えるものについては「高経年化対策」が原子炉等規制法で義務

付けられている。

原子力安全基盤機構のHPには、万全の「高経年化対策」が行われていることや、運転年数が長いことでトラブルが増えるとは限らないことなどが述べられている⁷。それにしても、いつかは廃炉になり解体をしなければならない時がくるのであり、具体的には30年を経過すると、それほど遠くない将来に廃炉になると考へるのが自然であろう。

現在、日本にある54基の原発をその運転年数という視点で見てみると、2011年8月末時点では30年を超えていたのが19基、そのうち40年以上運転しているものが3基ある。少なくとも今後20年程の間に19基の原発が次々に「廃止措置」に入る予定だったわけである。ちなみに今回の原発事故と直接関係があるかどうか単純に論じることはできないが、福島第一原発の1～4号機はすべて30年を超えており、1号機は40年である。

原発の運転を停止し廃炉にするということは、その解体の際に放射能汚染を起こさないような処理が必要になるということである。この特殊な事情を持つ原発の解体に、どれほどの時間と費用がかかるのであろうか。以下これについて簡単に見ておきたい。

これまで日本で原発の解体が終了したケースとして、日本原子力研究所（現日本原子力研究開発機構）の動力試験炉（JPDR: Japan Power Demonstration Reactor）がある。これは日本で最初の原子力発電を行った原子炉であり、1963年に臨界、1976年に運転を終了している。そして國の方針により、今後の商業用原子炉の廃止措置に備え、解体・撤去に関する技術開発とその実証のために解体されることになった。解体は1981年から始められ、1996年に完了している。JPDRは出力1万2500kWという現在の商業用原子炉と比較すると超小型の原子炉であるが、それでも解体に15年もの期間を要している。また解体費用については、このような小型の原子炉でも約230億円もの費用がかかった。

原発の「廃止措置」のおおまかなプロセスは、使用済燃料の搬出、除染、

安全貯蔵、解体撤去、廃棄物の処理、跡地利用のための作業、といった手順で行われる。原発の解体に長い年月を要するのは、これらのプロセスに放射能を扱う原発特有のものがあるからである。例えば、除染後の安全貯蔵とは放射能が減衰するのを安全な状態で待つことであり、これに5～10年がかかるという⁸。

先述のように、これから大型の商用原発が次々に「廃止措置」になることは確実であるが、商業用原発の解体にはどれほどの時間と費用がかかるのであろうか。そのモデルになるものとして、日本原電の東海発電所1号機がある。これは現在、商業用の原子炉としては初めて解体作業に入っているものである。東海発電所は日本で最も古い商用原子炉で1966年7月から営業運転を開始し、1998年3月に運転停止するまで約32年間運転した原子炉である。2001年から解体は始まったが、10年が経過した現在も解体作業は続いている。日本原電のHPにはその廃止措置工事スケジュールが公開されているが、終了予定期が2021年3月で、全工期に約20年が予定されている⁹。この間、当然のことであるが、全く電力を生み出さない。

東海原発の場合、解体作業と廃棄物処理で計930億円が見込まれているが、まだ期間の半分が経過した段階であり、最終的にどれほどになるかは不明である。しかし、建設費用がその約半分の465億円であったことから考えると、いわゆる原発のバックエンド費用がどれほど大きなものかがわかる。しかもこれは出力16.6万kWの小型原発であり、現在の100万kW級の大型の原発となると当然これより大きくなる。

2009年1月30日に運転を終了している浜岡原発の1号機および2号機が近いうちに解体作業に入るはずである。また事故によって廃炉が決定している福島第一原発の1～4号機は、通常の廃止措置とは異なる形ではあるが、事故の収束とともに解体作業にはいるだろう。これら6基の原発によって、我が国の54基もの原発の廃炉・解体費用がどれほどのも

のになるか明らかになるであろう。

電気事業連合会が2002年に初めて出した長期試算によれば、原発による放射性廃棄物処分や解体撤去、そして核燃料再処理などのバックエンド費用が2045年までに全国で約30兆円にのぼるとしている¹⁰。この発表から現在すでに10年近くが経過しており、前提としているデータも異なっているが、福島第一の事故処理などを考えると、これをはるかに上回るものになることは確実である。原発のメリットとして発電コストの安さがよくあげられるが、こうしたコストがすべて含まれたものではない。解体のコストは毎年電力会社によって積み立てられているのだが、実際の額はそれを上回るようであり、発電コストにきちんと反映されているかは疑わしい。恣意的な発電コストの計算は改めて、正確な情報を提示すべきであろう。

ところで、これまで述べた中で解体に伴う廃棄物処理の問題が上がったが、放射性廃棄物の問題は極めて重要な課題である。原発は解体の際に放射能で汚染された廃棄物を発生させるが、運転中にも使用済燃料として放射性廃棄物を発生させるからである。次にこの点について述べる。

6. 放射性廃棄物の処理

放射性廃棄物は原発からだけでなく、軍事分野、原子力の研究施設、医療分野、民間産業分野などからも発生するが、ここでは原発関連に限定して見ていく。原発関連の放射性廃棄物は、その放射能濃度によって「高レベル放射性廃棄物」と「低レベル放射性廃棄物」に分類される。

まず高レベル放射性廃棄物は、使用済燃料からウランやプルトニウムを抽出した後に生じる液状の廃棄物で、放射能レベルが高いことからこのように呼ばれる。日本ではこれをガラスと混ぜて固化処理つまり安定した状態にして処分されることになっている。再処理の目的はガラス固化体を作ることではなく、プルトニウムと燃え残りのウランを取り出すことにある。

アメリカのように再処理せずそのまま処分する国では、使用済燃料がそのまま高レベル放射性廃棄物となる。

ちなみに、使用済燃料からプルトニウムとウランを取り出し、再び燃料として使用することを核燃料サイクルと呼び、日本ではこれを原子力政策の基本としている。再び燃料として使うためには再処理工場において再処理というプロセスを経る必要があり、核燃料サイクルが成立するためにはこの再処理工場は大変重要な施設である。現在、日本では青森県六ヶ所村に日本原燃による再処理工場が建設中だが、相次ぐトラブルのため計画は延期され続け、現在も見通しが立っていない。そのため使用済燃料の再処理は大部分がイギリスやフランスの企業に委託されている状態である。

さて、資源エネルギー庁のHPによれば、出力100万kWの原発を1年間運転すると高レベル放射性廃棄物はガラス固化体約30本になり、平成21年12月末までの我が国の原発による高レベル放射性廃棄物はガラス固化体約23100本に相当するという¹¹。問題はこの高レベル放射性廃棄物がどのように最終処分されるかということである。これまでに様々な処分方法が検討されてきており、具体的には海洋底処分や氷床処分、さらには宇宙処分まで検討されたが、環境汚染や技術的な問題などから、地層処分を採用することが国際的な共通認識とされている。日本も同様で、ガラス固化体にした廃棄物を地下300m以上の深さに埋めて封じ込めるということを基本方針としている。ところが、日本ではこの処分場をどこにするか決められていないのである。原発を動かす限り廃棄物は確実に発生していくが、それを最終的に引き受ける先がないままに発電し続けているのである。原発が「トイレのないマンション」と呼ばれるゆえんである。

処分場の確保は原発を所有する国にとっては共通の難題である。地中深くに埋設して保管するにしても、それを喜んで受け入れる地域は通常ないだろう。原発所有国の中には日本と同様に処分場が未定の国があるが、それはむしろ当然と言える。本年フィンランドのドキュメンタリー映画

「100,000年後の安全」が、日本でも公開され、震災後に静かな話題を呼んだ。フィンランドはオルキルオト島にオンカロと呼ばれる高レベル放射性廃棄物の最終処分場を建設中であり、この映画はそれをとりあげたものである。フィンランドでは国内の原発から出る放射性廃棄物を22世紀までここに格納して封鎖し、10万年後まで厳重に保管することを計画している。他国との比較をする余裕はないが、少なくとも放射性廃棄物の処分場を造るということはこのような覚悟が必要だということである。日本は現在、処分場の受け入れについて全国の市町村に公募しているが、大規模な原発事故が起きた今、見通しはますます厳しくなるに違いない。

なお、高レベル放射性廃棄物によるガラス固化体の処分費用もやはり膨大なものである。資源エネルギー庁のHPによれば、平成32年頃までの発電で生じるガラス固化体の本数は約4万本になり、その処分費用は約3兆円と見積もられている¹²。原発の発電コストを論じる際には、こうした廃棄物の処理費用も正確に考慮される必要があるだろう。

次に、低レベル放射性廃棄物であるが、これは高レベル放射性廃棄物と比べると比較的放射能レベルの低い廃棄物である。放射性物質が付着したもの、原子炉付近の部品、中性子を吸収して放射化したものなど、実に多岐にわたる。これらは放射能レベルに応じてそれぞれ適切な処理をすることになっている。例えば、比較的高いレベルのものは「余裕深度処分」という方法になるが、これは一般的な地下利用に対して十分余裕を持った深度で処分するものである。具体的には地下50～100mの地下にコンクリートで建造物を作り埋設する方法で、数100年の管理期間を経て一般的な土地利用が可能になるとされている。また、比較的に低いレベルのものは「浅地中ピット処分」という方法で処理する。これは深度10m程度の地中にコンクリートでピットを作り埋設するもので、管理期間として300～400年程度を考えている。なお、この方法によって平成4年から六ヶ所村の日本原燃の施設で廃棄物の埋設が行われている。最後に放射能レベ

ルの極めて低いものについては「浅地中トレンチ処分」で処理される。コンクリートの人口構造物ではなく浅地中に埋設する方法で、50年程度の管理期間の後、一般的な土地利用が可能とされている。先に述べたJPDRを解体した際の廃棄物についてこの方法が試験的に実施されている。

低レベル放射性廃棄物には、再処理施設などから発生する「TRU廃棄物」と呼ばれるものや、ウラン濃縮・燃料加工施設から発生するウラン廃棄物などもある。これらも同様に放射能レベルに応じて適正な処理方法が適用される。

またその他に、「クリアランスレベル以下の廃棄物」というものがあり、これは原発の運転・解体時などで発生する廃棄物の中で、放射性廃棄物として扱う必要がないとされているものである。放射性廃棄物として扱うかどうかの区分をクリアランスレベルといい、それはクリアランス制度として定められている。放射性廃棄物として扱う必要がないと判断されたものについては、リサイクルして販売することも、通常のように処分することも可能になる。

低レベル放射性廃棄物もやはり問題は処分場問題である。地震の多い日本において気の遠くなるような長期間にわたって厳重な保管体制を維持できるのか、そしてそのような処分場が果たしてこれから安定的に確保できるのか、ということである。

もう一つは、クリアランスレベル以下の廃棄物については通常の廃棄物と同様にリサイクル可能ということだが、これには十分な検討と情報の開示が必要であろう。原発の解体廃棄物の大部分がこれに該当することだが、ひとたびリサイクルされてしまうと原発から発生したものであることは判別不能になる。適正処理をするのは当然であるが、リサイクルまで認めるのは様々な問題を生む危険があるだろう。

ここまで述べてきたように、日本においては高レベル放射性廃棄物の処分場が確保されていない上に、核燃料サイクルの前提となる再処理の施設

に見通しが立っていない。その意味で、現時点では核燃料サイクルの計画は破綻しているといってよい。そうなるとこれまで発生した廃棄物、そしてこれから発生する使用済燃料、解体後の廃棄物の行き場はどうなるのであろうか。また、低レベル放射性廃棄物も同様の問題を抱えているといってよい。現代では、一般的の廃棄物でさえ、その処分場を作ることは容易ではなくなってきているのであり、放射性廃棄物であればなおさらであろう。

7. 今後の課題

ここまで検討によって原発には多くの問題があることをあらためて認識することができた。各論点については繰り返しになるので述べないが、総括すると、原発はトータルなパッケージとしての技術が未だ確立していないということであろう。つまり、いったん大事故が起きた時にそれを抑え込む技術が不十分であることが今回の事故によって明らかになったし、使用済燃料や解体による廃棄物の処理体制も確立していないのである。言い換えれば、今後も安全に継続していけるような技術体系として完結していないということである。

その他にも、指摘すべき問題はいくつもあるが、資料収集に限界があることや、専門外で技術的に理解が不十分なことなどから論じることができなかった。例えば、余剰プルトニウムとプルサーマル計画、高速増殖炉の実現可能性、核燃料サイクル計画、原発作業員の不可避的な被曝、などである。放射能汚染による健康被害や風評被害などは現段階ではまだ論じる段階ではないと考えて、重要ではあるが、あえて取り上げなかった。

原発を続けるべきか否かということで言えば、ここまで議論してきた問題点を考慮するだけで、答えを出すのに十分であると思われる。原発がないとエネルギーが不足するのではないかということについては特に論じなかつたが、本稿で述べたのはそれ以前の問題として無理があるのでないかということである。ただし、研究上の課題としては以下に述べるよう

点を今後の課題として考えていきたいと思う。

まず、我が国において原発がどのような経緯で導入され、そしてどのように日本各地に作られてきたのか、という点である。そこでは国民的議論があったのか、また立地地域をどのように説得したのか、さらには国民に対してどのように説明してきたのか、といったことがあらためて問われなければならない。その中で原発立地上の問題点の背景にあるものも明らかになっていくように考えられる。

次に、原発が与える環境負荷の問題である。原発事故以降、放射能汚染が問題にされているが、それらは人間への健康被害についてであり、自然環境の破壊について論じられるのはほんの一端である。今回の事故は世界につながる水や大気を汚染し、土壌を汚染した。しかし、その事自体に対する反省はほとんど論じられていないのである。さらに、ここで述べる余裕はないが、原発は通常の運転をしている時でも環境破壊をもたらすのである。にもかかわらず、原発の必要性を論じる時には、原発は二酸化炭素を排出せず地球温暖化問題に有効であると言う。当面は人々の健康問題と経済の方が重要ということであろうが、豊かな自然があってこそ人間は生きていくことができるということを前提として考えるべきではないだろうか。原発がもたらす環境負荷および今回の事故による環境への影響について、今後長期的に調査していく必要があるし、企業によるエネルギーのグリーン調達という視点からも研究していきたい。

最後に、国の政策と密接な関わりを持つ大企業が、大きな社会問題を起こした時の企業行動についても考えていきたい。特に企業による環境破壊のケースとして、今回の東京電力の対応は過去に公害問題を起こした企業と共に構図があるのではないかと推測している。大変に大きな問題であるが、今後の課題としていきたい。

<参考文献・資料>

- ・エステル・ゴンスター（今泉みね子訳）『インフォグラフィックス 原発 放射性廃棄物と隠れた原子爆弾』岩波書店, 2011年
 - ・久米三四郎『科学としての反原発』七つ森書館, 2010年
 - ・小出裕章『隠される原子力 核の真実』創史社, 2010年
 - ・佐藤栄佐久『福島原発の真実』平凡社, 2011年
 - ・高木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』岩波書店, 2000年
 - ・反原発運動全国連絡会編『反原発運動マップ』緑風出版, 1997年
 - ・原発反対運動全国連絡会編『原発事故隠しの本質』七つ森書館, 2002年
 - ・リチャード・カーチス／エリザベス・ホーガン（高木仁三郎, 近藤和子, 阿木幸男訳）『原子力 その神話と現実（増補新装版）』紀伊国屋書店, 2011年
-
- ・北海道電力 HP <http://www.hepco.co.jp>
 - ・東北電力 HP <http://www.tohoku-epco.co.jp>
 - ・東京電力 HP [http://www.tepcо.co.jp](http://www.tepcو.co.jp)
 - ・中部電力 HP <http://www.chuden.co.jp>
 - ・北陸電力 HP <http://www.rikuden.co.jp>
 - ・関西電力 HP <http://www.kepco.co.jp>
 - ・中国電力 HP <http://www.energia.co.jp>
 - ・四国電力 HP <http://www.yonden.co.jp>
 - ・九州電力 HP <http://www.kyuden.co.jp>
 - ・日本原子力発電 HP <http://www.japc.co.jp>
 - ・日本原子力研究開発機構 HP <http://www.jaea.go.jp>
 - ・原子力安全基盤機構 HP <http://www.jnes.go.jp>
 - ・資源エネルギー庁 HP <http://www.enecho.meti.go.jp>
 - ・日本原燃 HP <http://www.jnfl.co.jp>
 - ・原子力発電環境整備機構 HP <http://www.numo.or.jp>

(注) (Endnotes)

- 1 ここでは福島第一原子力発電所の事故を「フクシマ」と表記した。今回の事故によって、福島原発はスリーマイルやチエルノブイリと同様に特別の意味を持つようになったと考える。そこであえて「フクシマ」と表記することにした。

- 2 SAPIO 2011.9.14 号
- 3 読売新聞 2011 年 4 月 7 日
- 4 読売新聞 2011 年 8 月 19 日
- 5 朝日新聞 2011 年 4 月 20 日
- 6 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp>
- 7 原子力安全基盤機構 HP <http://www.jnes.go.jp>
- 8 電気事業連合会 HP <http://www.fepc.or.jp>
- 9 日本原子力発電 HP <http://www.japc.co.jp>
- 10 朝日新聞 2002 年 3 月 31 日
- 11 資源エネルギー庁 HP <http://www.enecho.meti.go.jp/rw>
- 12 資源エネルギー庁 HP <http://www.enecho.meti.go.jp/rw>

平成 22 年度研究業績一覧

本業績一覧は、本学専任教員が学長宛に提出した「研究業績リスト」をもとに、編集委員会が再整理したものである。

研究業績などのうち「投稿中」のもの、未発表のものは発表のあった時点を基準に掲載することとし、当該年度中の業績でも本誌の「業績一覧」からは除外した。

研究業績

- (1) 著書（単著／共著、以下同様）、翻訳書
- (2) 論文、研究ノート、書評など
- (3) 学会発表・調査報告書など

それぞれに「タイトル」、「発行所」（発表場所）、発行（発表）年月を記載した。

青山和正

論文

「精解中小企業論」(単著), 同友館, 2011年2月

報告書

「ベトナム刺繡産業の意義と役割」(共著), 名城大学地域産業集積研究所,
2011年3月

網本尚子

論文

「狂言『朝比奈』と閻魔物狂言形成に関する一考察」(単著), 『富士論叢』第
55卷第1号, 東京富士大学, 2010年12月

「夫婦物狂言にこめられた意図—『岡太夫』『髭櫓』を中心として」(単著), 『お
茶の水女子大学国語国文学会 国文』, お茶の水女子大学, 2010年12
月

その他著作

「演目解説」(単著), 「野村狂言座公演プログラム」第50回—第53回, 万作の会,
2010年4月—2011年1月

飯島寛之

著書

『国際通貨体制と世界金融危機』(共著), 日本経済評論社, 2011年2月

井手健二

その他著作

「わが国企業におけるCSR(3) ソニーにおけるCSRの開示例」(単著),
『Monthly Report 現代の会計トレンド』(No.16), MJS税経システム
研究所, 2010年5月

「わが国企業におけるCSR(4) 環境省のCSRに関する調査報告」(単著),
『Monthly Report 現代の会計トレンド』(No.17), MJS税経システム
研究所, 2010年6月

「わが国企業におけるCSR(5)『環境表示ガイドライン』について」(単著),
『Monthly Report 現代の会計トレンド』(No.18), MJS税経システム
研究所, 2010年7月

「資産除去債務の会計(1)」(単著), 『Monthly Report 現代の会計トレンド』
(No.19), MJS税経システム研究所, 2010年8月

「資産除去債務の会計(2)」(単著), 『Monthly Report 現代の会計トレンド』
(No.20), MJS税経システム研究所, 2010年9月

「資産除去債務の会計（3）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.21），MJS 税経システム研究所，2010年10月
「資産除去債務の会計（4）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.22），MJS 税経システム研究所，2010年11月
「資産除去債務の会計（5）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.23），MJS 税経システム研究所，2010年12月
「資産除去債務の会計（6）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.24），MJS 税経システム研究所，2011年1月
「資産除去債務の会計（7）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.25），MJS 税経システム研究所，2011年2月
「資産除去債務の会計（8）」（単著），『Monthly Report 現代の会計トレンド』
（No.26），MJS 税経システム研究所，2011年3月

学会発表

「わが国銀行業における自己資本直入項目の情報価値」（共同），『日本会計研究
学会第 69 回大会研究報告要旨集』，東洋大学，2010 年 9 月

伊 波 和 恵

著書

『化粧セラピー』（共著），日経 BP 社，2010 年 4 月

学会発表

「ワーク・ファミリー関係研究における『家族』概念の導入」（共同），産業・
組織心理学会第 26 回大会，東京富士大学，2010 年 9 月

「中高年者の『お墓』観－成人期後期以降のライフ・イベント（7）－」（共同），
日本心理学会第 74 回大会，大阪大学，2010 年 9 月

「中高年者のライフ・イベント－“お墓”選びの発達段階説的位置づけ－」（共
同），日本発達心理学会第 22 回大会，東京学芸大学，2011 年 3 月

学会発表（その他）

「自主企画ワークショップ『日本の伝統的な文化・芸術の心理的効果について
考える』」（共同），日本応用心理学会第 77 回大会，京都大学，2010 年
9 月

「ライフイベントとしての『お墓』選び」（共同），日本発達心理学会第 22 回大会，
東京学芸大学，2011 年 3 月

岩 田 康 成

著書

『社長になる人のためのマネジメント会計の本』（単著），日本経済新聞出版社，
2011 年 2 月

『社長になる人のための経理の本 第2版』(単著), 日本経済新聞出版社,
2010年9月

浮 谷 秀 一

学会発表

「『血液型性格学』は信頼できるか 第27報I—『追悼論文集』から正比古の
人間像を分析する—」(共同), 日本応用心理学会第77回大会, 京都大
学, 2011年9月

「『血液型性格学』は信頼できるか 第27報II—能見正比古・俊賢をめぐる6
つの謎—」(共同), 日本応用心理学会第77回大会, 京都大学, 2011
年9月

「『血液型性格学』は信頼できるか 第27報III—能見正比古・俊賢の統計資料
の再吟味—」(共同), 日本応用心理学会第77回大会, 京都大学, 2011
年9月

「続・衆議院議員に血液型の特徴が見られるか I—民主党議員についての分析
—」(共同), 日本心理学会第74回大会, 大阪大学, 2011年9月

「続・衆議院議員に血液型の特徴が見られるか II—自民党議員についての分析
—」(共同), 日本心理学会第74回大会, 大阪大学, 2011年9月

「続・衆議院議員に血液型の特徴が見られるか III—O型の議員についての分析
—」(共同), 日本心理学会第74回大会, 大阪大学, 2011年9月

「近畿人はどんな性格か—渡邊徹『旧新人國記』刊行60周年を記念して—第
6報I—」(共同), 日本パーソナリティシンリ学会第19回大会, 慶應
義塾大学, 2011年10月

「北陸人はどんな性格か—渡邊徹『旧新人國記』刊行60周年を記念して—第
6報のII—」(共同), 日本パーソナリティシンリ学会第19回大会, 慶
應義塾大学, 2011年10月

「東海人はどんな性格か—渡邊徹『旧新人國記』刊行60周年を記念して—第
6報のIII—」(共同), 日本パーソナリティシンリ学会第19回大会, 慶
應義塾大学, 2011年10月

学会発表(その他)

「血液型による性格判断を信じる人がなぜ多いのだろうか part III」(共同),
日本応用心理学会第77回大会, 京都大学, 2011年9月

円城寺 敬 浩

学会発表

“Japanese Compassion Management”(共同), Academy of Management (アメ
リカ経営学会), カナダ(モントリオール), 2010年8月

その他著作

「コーポレートレビューションと企業コミュニケーション - 実務家視点のアプローチ -」(共同), 『Fuji Business Review』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011年3月

太 田 さつき

その他著作

「従業員による自発的な変革行動（プロアクティブ行動）の研究」(共著), 『Fuji Business Review』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011年3月

学会発表

「従業員の自主的行動を導く要因—proactive behavior の規定因についての考察—」(共同), 産業・組織心理学会第26回大会, 東京富士大学, 2010年9月

岡 星 竜 美

論文

「都市の新しい civic pride の創造イベント」(単著), 『イベント研究』3号, JEPC イベント総合研究所, 2010年6月

その他著作

「イベントコラム・イベント業界人材育成について」(単著), 『宣伝会議』7月号, ㈱宣伝会議, 2010年6月

「イベント企画の基本構造」(単著), JEPC イベント総合研究所選書, リベルタス・クレオ, 2010年10月

学会発表

「イベントの同時性と参加性の機能の研究」(単独), 実践経営学会第53回全国大会, 県立広島大学, 2010年10月

岡 村 一 成

その他著作

「従業員による自発的な変革行動（プロアクティブ行動）の研究」(共著), 『Fuji Business Review』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011年3月

学会発表

「従業員の自主的行動を導く要因—proactive behavior の規定因についての考察—」(共同), 産業・組織心理学会第26回大会, 東京富士大学, 2010年9月

岡 本 慶 一

論文

「方法としての広告・方法としての文化5・トリックスターと周縁的ネットワーク」(単著),『日経広告研究所報』No.250, 日経広告研究所, 2010年4月

「方法としての広告・方法としての文化6・神話・挑発・文化流行と広告」(単著),『日経広告研究所報』No.251, 日経広告研究所, 2010年6月

「方法としての広告・方法としての文化7・細部への視線・兆候を読むチカラ」(単著),『日経広告研究所報』No.252, 日経広告研究所, 2010年8月

書評

「『ほんもの』(ギルモア&パイン著, 東洋経済新報社)」(単著),『日経広告研究所報』No.250, 日経広告研究所, 2010年4月

「『たねやの心』(山本徳次著, 毎日新聞社)」(単著),『日経広告研究所報』No.251, 日経広告研究所, 2010年6月

「『デザイン思考が世界を変える』(ティム・ブラウン著, 早川書房)」(単著),『日経広告研究所報』No.252, 日経広告研究所, 2010年8月

「『満州国のビジュアル・メディア』(貴志俊彦著, 吉川弘文館)」(単著),『日経広告研究所報』No.253, 日経広告研究所, 2010年10月

「『コトラーのマーケティング3.0』(コトラー他著, 朝日新聞出版)」(単著),『日経広告研究所報』No.254, 日経広告研究所, 2010年12月

「『選択の科学』(シーナ・アイエンガー著, 文芸春秋)」,『日経広告研究所報』No.255, 日経広告研究所, 2011年2月

学会発表

「コンテクスト理解とプランディング手法について～文化記号論的視点からの若干の考察」(単独), 日本商業学会(関東部会), 専修大学, 2010年6月

小 川 達 也

学会発表

「企業組織における反倫理的行動の誘因と経営課題－負の組織学習を抑制するための価値創造モデル－」(単独), 日本経営学会第84回大会, 石巻専修大学, 2010年9月

黒 田 秀 雄

研究ノート

「中小企業のBOPビジネス戦略」(単著),『富士論叢』第55巻第1号, 東京富士大学, 2010年12月

その他著作

「BOP ビジネス研究会実施報告」(単著), 『Fuji Business Review』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011年3月

河野英子

その他著作

「企業間ネットワークが促す技術発展」(単著), SRI, 財団法人静岡総合研究機構, 2010年4月

小坂善治郎

論文

「イベント企画の基本要素 6W2H の意義」(単著), 『実践経営学研究』47号, 実践経営学会, 2010年8月

「イベントは一回生起創造事業」(単著), 『イベント研究』3号, JEPC イベント総合研究所, 2010年9月

報告書

「『介護の日』に関する国民の認識に関する調査報告書」(共著), 介護の日に関する調査研究会(委員長 小坂善治郎, (社)日本介護福祉士会, 2010年4月)

学会発表(その他)

「ニコリグットの生き方」(単著), 垂水文化研究講座, (財)井植記念財団, 2011年3月

「『フッサール現象学』の解釈」(単著), JEPC イベント総合研究所セミナー, シミズオクト・クリエイティブスタジオ, 2011年3月

佐藤恵美

国際学会発表

“The Variance Trend by Personality of The Reaction Time. - Personality Traits of Extraversion-Introversion, Nerves-Toughness -” (共同), International Association for Applied Psychology, International Association for Applied Psychology, Melbourne, 2010年7月

“The Comparison Between the Factor of Paired Personality Trait Terms by the Reaction Times and the Questionnaire; Attempt by Extroversion and Emotional Stability Scales.” (共同), International Association for Applied Psychology, International Association for Applied Psychology, Melbourne, 2010年7月

学会発表

「情緒年齢と達成動機による自己統制感の所在 1—達成動機クラスタと EQ,
自己統制感との関連性について—」(共同), 第 73 会大会日本心理学会
大会発表論文集, 大阪大学, 2010 年 9 月

「情緒年齢と達成動機による自己統制感の所在 2—情緒年齢と達成動機との関
連性—」(共同), 第 73 会大会日本心理学会大会発表論文集, 大阪大学,
2010 年 9 月

塩 谷 由美子

その他著作

「日本語学習者会話データベース」(共著), 国立国語研究所ホームページ『日
本語教育ネットワーク』, 旧国立国語研究所(現大学共同利用機関法人
人間文化研究機構), 2010 年 5 月

「ストラテジーデータ」(共著), 国立国語研究所ホームページ『日本語教育ネッ
トワーク』, 旧国立国語研究所(現大学共同利用機関法人人間文化研究
機構), 2010 年 5 月

「『言語学習の個別性とその対応に関する研究会』報告」(単著), 『津田塾大学
言語文化研究所報』, 津田塾大学言語文化研究所, 2010 年 7 月

篠 崎 香 織

論文

「M&A に伴う企業境界の変化が研究開発に及ぼす影響—『民間企業の研究活
動に関する調査』による概観」(共著), 『日本知財学会誌』日本知財學
会第 7 卷第 1 号, 2010 年

学会発表

「石油化学メーカーにおける部門間知識移転—質問票調査データに基づく死の
谷の要因分析—」(共同), 第 5 回次世代型ポリオレフィン研究会, 東
京大学, 2010 年 8 月

「ワーク・ファミリー関係研究における『家族』概念の導入」(共同), 産業・
組織心理学会第 26 回大会, 東京富士大学, 2010 年 9 月

「技術知識の生成から衰退まで—『民間企業の研究活動に関する調査』による
基礎データの整備—」(共同), 研究技術計画学会第 25 回年次学術大会,
亜細亜大学, 2010 年 10 月

「外部支出研究費の内訳—平成 21 年度民間企業の研究開発に関する調査結果
より—」(共同), 研究技術計画学会第 25 回年次学術大会, 亜細亜大学,
2010 年 10 月

「ライフイベントとしての『お墓』選び」(共同), 日本発達心理学会第 22 回大会,
東京学芸大学, 2011 年 3 月

その他著作

『平成 21 年度民間企業の研究活動に関する調査報告』(第 7 章合併・買収の影響 分担執筆) (単著), NISTEP REPORT NO.143, 文部科学省 科学技術政策研究所, 2010 年 8 月

鈴木 幸毅

論文

「失われた〈2つの10年〉:〈地球環境〉と〈日本経済〉」(単著), 『サステナブルマネジメント』9-2, 環境経営学会, 2010 年 10 月

隅田 浩司

論文

「競争事業者間の提携に対する競争法の適用:プロフェッショナル・スポーツ・リーグと『單一事業体の法理』を題材として」(単著), 『多国籍企業研究』第 3 号 61 頁 (多国籍企業学会), 日本多国籍企業学会, 2010 年 4 月

「交渉力の格差に関する法的分析—経済法と交渉学の視点から」(単著), 『日本知財学会誌』第 7 卷第 2 号 4 頁, 日本知財学会, 2010 年 11 月

その他著作

「受注数量比率の協定」(単著), 別冊ジュリスト 199 号『経済法判例・審決百選』64 頁, 有斐閣, 2010 年 4 月

「バイタルネット課徴金審決取消訴訟判決 - 東京高判平成 22 年 4 月 23 日」(単著), 公正取引 724 号 104 頁, 公正取引協会, 2011 年 2 月

「競争の実質的制限」の有無について経済分析が証拠として提出された事例—モディファイア価格カルテル事件」(単著), ジュリスト 1416 号 90 頁, 有斐閣, 2011 年 2 月

学会報告

「非係争条項と競争法上の評価」(単独), 日本知財学会第 8 回年次学術研究発表会, 東京工科大学, 2010 年 6 月

「交渉学教育の現状と及び課題—交渉学教育成果の効果的測定方法を中心として」(共同), 日本説得交渉学会第 3 回研究大会, 慶應義塾大学, 2010 年 11 月

高石 光一

論文

「従業員による自発的な変革行動(プロアクティブ行動)の研究」(共著), 『Fuji Business Review』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011 年 3 月

学会発表

「従業員の自主的行動を導く要因—proactive behavior の規定因についての考察一」(共同), 産業・組織心理学会第 26 回大会, 東京富士大学, 2010 年 9 月

「中小企業の市場設定とニッチ市場におけるシェア獲得」(共同), 日本中小企業学会第 30 回全国大会, 東洋大学, 2010 年 9 月

高 橋 哲 也

論文

「人的資源管理論におけるコミットメントについて - ベストプラクティス・アプローチとアベグレンのみた終身雇用関係を手がかりに -」(単著), 日本労務学会『第 40 会全国大会研究報告論集』, 日本労務学会, 2010 年 7 月

学会発表 (その他)

「経営哲学学会第 27 回全国大会統一論題シンポジウム『未来を開く文明と経営哲学: 制度・組織を問う』」(単独), 経営哲学学会第 27 回全国大会, 早稲田大学, 2010 年 9 月

学会発表

「人的資源管理論におけるコミットメントについて - ベストプラクティス・アプローチとアベグレンのみた終身雇用関係を手がかりに -」(単独), 日本労務学会第 40 会全国大会, 神戸大学, 2010 年 7 月

田 島 外志美

学会発表

「聴覚障がい卓球選手と健聴卓球選手におけるラリー中の視線の違い-アイマークレコーダーによる視線の分析 -」(共同), 第 17 回スポーツビジョン研究集会, 東京ビックサイト, 2010 年 8 月

その他

日本私立短期大学体育大会委員会 (ソフトテニス競技委員長)

手足の不自由な子どものキャンプ 実行委員会 (実行委員)

チャレンジカップ車いすテニス大会 実行委員会 (実行委員)

第 17 回 全日本クラブソフトテニス選手権大会 団体優勝 (選手)

田 畑 智 章

学会発表

「ワーク・ファミリー関係研究における『家族』概念の導入」(共同), 産業・組織心理学会第 26 回大会, 東京富士大学, 2010 年 9 月

「百貨店における『ついで買い』について」(共同), 日本 OR 学会, コラッセ福島,

2010年9月

「中高年者の『お墓』観－成人期後期以降のライフ・イベント（7）－」（共同），
日本心理学会第74回大会，大阪大学，2010年9月

「消費者購買行動モデルの時間的拡張（1）」（共同），日本経営工学会，福岡工業大学，2010年10月

“A Dynamic Model of Consumer Preference”（共同），The 11th APIEMS Conference，Renaissance Hotel，Malaysia，2010年12月

「ライフ・イベントとしての『お墓』選び」（共同），日本発達心理学会，東京学芸大学，2011年3月

富 岡 次 郎

学会発表

「中高年者の『お墓』観－成人期後期以降のライフ・イベント（7）－」（共同），
日本心理学会第74回大会，大阪大学，2010年9月

その他著作

「中高年者の『お墓』観（3）－成人期後期以降のライフ・イベント－」（共著），『Fuji Business Review』No.3，東京富士大学総合研究所，2010年3月

西 村 卓 二

著書

『指導者バカ』（単著），日本経済新聞出版社，2010年12月

根 岸 瞳 人

論文

「家屋税の研究－戦前期日本の地方税発展の一側面として－」（単著），立教大学
博士學位論文，2011年3月

早 坂 忠 博

論文

「日本におけるデューイ哲学思想の受容と発展」（単著），『日本のデューイ研究
と21世紀の課題－日本デューイ学会創立50周年記念論集』，日本デューイ学会，2010年10月

速 水 昇

著書

『公共経済学と租税』（編著），学文社，2010年4月

廣瀬盛一

著書

『基礎から学べる広告の総合講座』(単著), 日経広告研究所, 2010年12月
論文

“*The Effect of Mobile Coupon Benefits and Privacy Concerns on Attitude and Intention*”
(単著), 9th ICORIA Conference Proceeding, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Exploring QR Code Mobile Promotion*”(共著), 9th ICORIA Conference Proceeding, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Ubiquitous Promotion and Privacy Concerns: a Preliminary Exploration*”(共著),
9th ICORIA Conference Proceeding, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Why Scholarly Advertising Research Differs Among Countries: The Case of Japan*”
(共著), Global Marketing Conference at Tokyo Conference Proceeding, Hotel Ookura, 2010年9月

学会発表

“*The Effect of Mobile Coupon Benefits and Privacy Concerns on Attitude and Intention*”
(単独), 9th ICORIA, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Exploring QR Code Mobile Promotion*”(共同), 9th ICORIA, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Ubiquitous Promotion and Privacy Concerns: a Preliminary Exploration*”(共同),
9th ICORIA, The Universidad Autónoma de Madrid, 2010年6月

“*Why Scholarly Advertising Research Differs Among Countries: The Case of Japan*”(共同),
Global Marketing Conference at Tokyo, Hotel Ookura, 2010年9月

“*Moderating Effect of Ubiquity on Mobile Promotion*”(単独), INFORMS 2010 Annual Meeting, Hilton Austin, 2010年11月

「コーポレート・コミュニケーションの各情報源がコーポレート・リピュテーションに与える影響—永続的関与と消費者意識を考慮して—」(共同),
日本広告学会, 東洋大学, 2010年10月

「コーポレート・コミュニケーションによる獲得イメージがコーポレート・リピュテーションに与える影響」(共同), 日本広報学会, 京都産業大学,
2010年11月

深澤琢也

学会発表

「小売・外食産業の国際展開の現状と課題」（単独），財団法人貿易奨励会主催：
第10回貿易研究会，三井物産本店ビル，2011年3月

深澤伸幸

論文

「リスク・コミュニケーションを通じての職場安全風土醸成に向けた教育プログラムの開発（p.71-74）；人類働態学会編 働態研究の方法」（単著），
人類働態学会，人類働態学会，2010年6月

藤村朋子

論文

“Task Effectiveness in Providing Opportunities for Negotiation of Meaning”（共著），
Temple University Japan Working Papers in Applied Linguistics
vol.23, Temple University Japan, 2010年12月

学会発表

“A Functional Analysis of EFL Students' Discourse in a Social Practice”（共同），The
37th International Systemic Functional Congress (ISFC)，ブリ
ティッシュコロンビア大学，2010年7月

藤森大祐

論文

「日立鉱山煙害問題における森林再生に関する一考察」（単著），『富士論叢』第
55巻第1号，東京富士大学，2010年12月

星野由子

書籍

『英語語彙指導の実践アイディア集－活動例からテスト作成まで』（共著），大
修館書店，2010年11月

論文

“Disambiguation of Homonyms by EFL Readers: The Effect of Primary Meaning and
Context Interpretation”（共著），Annual Review of English Language
Education in Japan, 全国英語教育学会，2010年4月

“Semantic Restructuring of Vocabulary Knowledge: Mapping an L2 Word with Different
L1 Translations”（単著），Annual Review of English Language Education in Japan, 全国英語教育学会，2010年4月

“*The Relationship Between Vocabulary Knowledge and Reading Ability in Vocabulary Tests Employing Contextual Sentences*”（単著），IRICE PLAZA，IRICE 英語教育学会，2010年10月

“*Hot or Gelid? The Influence of L1 Translation Familiarity on the Interference Effects in Foreign Language Vocabulary Learning*”（共著），System: An International Journal of Educational Technology and Applied Linguistics，Elsevier，2010年10月

“*The Categorical Facilitation Effects on L2 Vocabulary Learning in a Classroom Setting*”（単著），RELC Journal，Sage Publications，2010年11月

その他著作

「語彙指導を改善する Q&A 第3回」（単著），『英語教育』6月号，大修館書店，2010年6月

学会発表

「フラッシュバックが日本人EFL学習者の物語文理解に与える影響」（共同），第36回全国英語教育学会大阪研究大会，関西大学，2010年8月

「既知語知識の発達過程：読解中における意味の再構築の検証」（単独），第36回全国英語教育学会大阪研究大会，関西大学，2010年8月

“*Examining the Difficulties in Acquiring Various Meanings of L2 Vocabulary: Core Meaning or Relatedness of L1 Translation?*”（単独），European Second Language Association，University of Modena and Reggio Emilia，2010年9月

「L2多義語習得の困難度の検証：意味の核と訳語同士の関連性の観点から」（単独），JACET英語語彙研究会＆英語辞書研究会合同研究大会，早稲田大学，2010年12月

松 田 岳

学会発表

「世界金融危機後の米国金融システムの行方～不良債権問題を中心に～」（単独），信用理論研究学会，中央大学，2010年6月

松 田 美登子

学会発表

「卒業を目標に関わった境界性パーソナリティの事例－学生相談室における認知行動療法の実践を中心に」（単独），日本学生相談学会第28回大会，岩手大学，2010年5月

「『メンタルヘルス調査』に見るドロップアウト学生の心理的特徴」（単独），日本心理臨床学会第29回大会，東北大学，2010年9月

「大学生の自閉症傾向と時間的信念－精神的健康度との関連性」(単独), 日本
発達心理学会第22回大会, 東京学芸大学, 2011年3月

山 川 悟

論文

「オーディエンスにとっての経験プラットフォーム構築を目指して－能動的な
コンテンツ消費に対応するための一覧点」(単著), 『Fuji Business Re-
view』No.3, 東京富士大学総合研究所, 2011年3月

「プランデッド・コンテントの効果に関する考察－マーケティングにおける
『物語』『作品』『虚構』の役割とは?」(単著), 『日経広告研究所報』
No.252, 日経広告研究所, 2010年8月

執筆者紹介

青山和正 東京富士大学教授
網本尚子 東京富士大学教授
石塚一彌 東京富士大学准教授
岡村一成 東京富士大学教授
佐藤恵美 東京富士大学講師
鈴木幸毅 東京富士大学教授
萩野弘道 東京富士大学短期大学部講師
藤森大祐 東京富士大学教授
安田賢憲 東京富士大学非常勤講師
湯谷成人 東京富士大学教授

編集委員

岡本慶一(委員長) 青山和正
高石光一 根岸睦人
速水昇 藤森大祐
星野由子 山川悟
上田浩 渡邊漸
垣内和弘

富士論叢 第56巻第1号(通巻94号)

平成23年11月1日 発行

編集 東京富士大学富士論叢編集委員会
発行 東京富士大学学術研究会

代表者 岡村一成
東京都新宿区高田馬場3-8-1

☎ 03-3368-2154

印刷者 豊文社印刷所

編集後記

- 本年4月から編集委員会のメンバーほぼ全員が入れ替わり、第56巻第1号は新体制での発刊第1号となりました。慣れない編集作業に戸惑いながらも無事刊行ができましたのは、ご投稿いただいた先生方のご協力と様々にご尽力いただいた関係各位のお陰と、改めて感謝申し上げます。今回の掲載本数は論文、研究ノート等合わせて九本を数え、質・ボリュームとも充実した号になったのではないでしようか。
- また、本学専任教員の2010年度の研究業績も併せて記載しましたので、本学教員の一年間の研究成果もご確認いただければと思います。
- 今年は3月に未曾有の被害を出した東日本大震災と福島原発事故、9月には多数の犠牲者を出した大型台風の襲来、10月には日系企業450社が被災したタイの大洪水と、人知を超えた自然の力を見せつけられ、「想定外」という言葉を其処此處で耳にした年でした。この「想定外」という言葉が免罪符のように使われるのを見聞きする度、慢心による失策の糊塗と責任逃れの胡散臭さを感じた方も多いかったのではないでしょうか。「想像を超える」と「想定外」とは似て非なるものであり、前者が「考えうる限りの可能性を超えた結果」とのイメージがある反面、後者には「自己に都合の良い“条件”をベースに設定した結果」と感知するからかもしれません。
- また、今年はギリシャの財政破綻に端を発するEU金融不安を背景に、記録的円高が進み、閉塞感漂う日本の経済情勢は益々混沌の度合いを深めていますが、この低迷する経済状況を表わす際に、FRB前議長のグリーンスパン氏が述べたと言われる「百年に一度の“不況”」も「想定外」と同じくよく見聞きする言葉です。しかし、実際に彼が述べた言葉は“once-in-a-century credit tsunami.”、「百年に一度くらいの“(深刻な)信用不安”」であり、“不況”とは一言も言っていません。
- 日本ではいつの間にか“信用不安”が“不況”にすり替わり、「百年に一度」の修飾語とともにマスメディアなどで頻繁に露出されることによって、「今の景気低迷は仕方ないもの」とのイメージを作り出した感があります。この言葉もやはり使う側の責任逃れや言い訳に利用されている印象をぬぐえません。
- IT技術やネット情報メディアの著しい進化と浸透により、様々な主張や情報が瞬く間に世界中へ伝わり、一市民のネットメディアでの投稿をきっかけに一国の政治体制を崩壊させてしまう今日、日々伝えられる無数の「事実」や「情報」の中で、どれが「真実」なのかを選別し、事象の「本質」を見極めることの大切さを改めて考えさせられます。

(上田 浩)

天正狂言本。現存最古の狂言台本。

野々村戒三・安藤常次郎編『能楽書林』(一九七四)

「I 中世史劇としての狂言」—中世史劇としての狂言(二)

書五・若草書房・一九九七所収)

〔I、作品研究 第二章 狂言と中世の時代相

弥井書店・二〇〇二所収)

〔III 狂言とその周辺 二狂言と諺 3 狂言への利用〕(『中世史劇としての狂言』所収)

この章以下、たてばなど立花については、次の文献を参考とした。

伊藤ていじ・ドナルド・リチー『いけばな』(日本の伝統1・淡交社・一九六七)

芸能史研究会編『日本の古典芸能第五卷 茶・花・香』(平凡社・一九七〇)

大井ミノブ編『いけばな辞典』(東京堂出版・一九七六)

芸能史研究会編『日本芸能史 第三巻 中世』(法政大学出版局・一九八三)

山根有三『花道史研究』(中央公論美術出版・一九九六)

松岡心平『中世を創った人びと』(新書館・二〇〇一)

五味文彦・佐野みどり・松岡心平『中世文化の美と力』(日本の中世7・中央公論新社・二〇〇一)

中村修也監修『茶道・香道・華道と水墨画 室町時代』(よくわかる伝統文化の歴史②・淡交社・一〇〇六)

熊倉功夫『茶の湯といけばなの歴史 日本の生活文化』(放送大学叢書・左右社・一〇〇九)

小山弘志校注・岩波書店・一九六〇
続群書類從・補遺二『看聞御記』(訂正三版・続群書類從完成会・一九九二)による。

注⑦『中世文化の美と力』

堂本正樹『中世芸能人の思想—世阿弥あとさき—』(角川書店・一九九二)による。

注⑧『日本芸能史 第三巻 中世』による。

江戸時代初期の狂言師大蔵虎明(一五九七~一六六一)著の狂言伝書。

注⑨『中世文化的美と力』

堂本正樹『中世芸能人の思想—世阿弥あとさき—』(角川書店・一九九二)による。

一九七二)

おわりに

狂言には、たてばなについての記述が乏しく、室町時代にたてばなが庶民の間にどの程度浸透し、どのように享受されていたかを狂言から推定しようとするのは困難である。

また、「真奪」を中世における立花流行の証左としてあげている立花の研究書もあるが、十五世紀後期の池坊専慶の頃の話としているもの、十六世紀に入った頃の話としているもの、初代池坊専好の活躍した頃の話としているものなど解釈はまちまちである。「真奪」が背景としている年代については、大まかに、たてばなが一般にも広まり始めた十五世紀後期から、立花成立直前の十六世紀後期と推定することはできるが、さらに範囲を限定することはなかなか難しいと言える。

しかし、中世の芸能や文芸はお互いに密接に連関しながら存在していたと考えられるので、そうしたもののが題材として描かれている曲をより詳細に分析することによって、室町時代の庶民とたてばなどの関わりが浮かび上がる可能性もあるかと思われる。

「真奪」の成立時期に少しでも迫れれば、それによつて「真奪」の作成に関わった人物や成立事情について些かなりとも明らかにできるのではないだろうか。それができれば、狂言の作者としてどのようなグループに属する人物が想定できるかという、狂言の歴史に関わる課題にも何らかの答を見いだせるかもしれない。今後も室町時代の流行が描かれた狂言の調査・分析を続けていきたいと思う。

注

① 小林責監修・油谷光雄編（三省堂・一九九五）

さいわい客がござつて、馳走にいけましてござる」と言つているし、「集成」では、アドの施主が「先日は内客が御座れば、珍しい花を下されて、ざつと客をもてなして御座る」と寺の庭の花をもらつたことに礼を述べている。花の贈答が出てくる曲には他に「若市」^{（にゃくいち）}がある。これは尼僧である若市が、花を手みやげにしようとしていると、それは自分の花壇の花を盗んだ物だと僧から言いがかりをつけられる、という筋である。また、花見の項であげた「花盜人」は、シテが花の枝を盗みに庭へ侵入して捕まるのだが、盗みの目的は、若衆への贈り物にするためなのである。前掲の「千切木」では、当時の連歌の会の座敷には、掛け軸や文台とともに花が生けられていたことのわかる件が見られる。連歌の初心講の仲間外れにされた太郎が、頭の家に押しかけ、飾られた花を、「あれは生けた」というものではない。「悉皆つかみさしじや」（「大系」）、「あれは定めて掴み挿したと言ふ事であらう。あの様な事をして置かうより、藁でくるくると束ねてほり込うで置いたがよい」（「集成」）などと悪態をつくのである。ここでは花を「生けた」「挿した」と表現し、「立てた」とは言つていないので、立花であるかどうかは不明だが、良い花の生け方の概念が太郎の中にあったということを示しており、庶民の間にも、花の良い立て方、生け方に対する関心のあつたことをうかがわせる。

以上が、狂言に登場する花の概観であるが、最も多かつたのは、自然のままの花を楽しむ、という方法である。また、もてなしのために花を生けるという例も見られた。これらは皆、前代までにあった賞翫方法であることは先述のとおりである。花を贈るという行為も、平安時代に貴族が和歌の贈答を行う際、花や木の枝を添えて贈っていることからもわかるように、中世特有の珍しい習慣というわけではない。

このように見ると、「真奪」を除き、狂言で花を描く場合には、中世のたてばなを反映しようという意識はまったく見られないということが、あらためて確認できるのである。

五 狂言に見られる「花」について

室町時代のたて花について主にここまで見てきたが、では、前代まではどのように花を賞翫していたのであるか。

古代の日本人は、花の中に靈力が宿っていることを感じていた。そのため、一種の信仰として花見（桜に限らず、松や榦など神靈が宿る木はすべて花である）が行われ、やがてそれが花を見ながら酒肴を楽しみ、和歌や漢詩を作つて遊んだり、音楽を奏したりする遊興的な花見になつていく。

日本人が自然の中の花を折り取つて飾つたのは、まずは仏に対する供花としてである。また、室内を飾るために花を瓶に挿すこともあつた。紀貫之の歌に

さくらの花のかめにさせりけるが、ちりけるを見て、中務につかはしける

ひさしかれあだにちるなど桜花かめにさせれどうつろひにけり

とあるし、また『伊勢物語』一〇一段には、客のために在原行平が藤の花を瓶に挿してもてなした、という話が出てくる。

中世になると、部屋の中の仏像や仏画の前に花を供えたり、仏画以外の絵の前に花を飾ることもあつた。

さて、狂言に登場する花の中で最も多いのは、桜の花見で、現行曲でも「花争」「花折」「花盗人」「長刀会釈」「八句連歌」「猿座頭」などがある。また、桜以外の花を賞翫するものに、「庵梅」（梅の花見）、「萩大名」（萩の庭見物）、
「茫茫々頭」（菊の花）などがある。

これらは自然のままの花、あるいは庭で育てられた花を、その場へ出かけて觀賞するという設定であるが、一方、来客のもてなしとするために花を部屋に飾るという飾り方の見られる曲もある。「大系」の「布施無經」では、シテの住持が「いつぞやはみごとな菊の花を下されて、かたじけのうござる」「さてもさてもみごとな菊でござる」。

花会には、そのようなゲーム的要素はあったのだろうか。第二章で、立花（りつか）のスタイルを作った人物としてあげた二代目専好は、寛永六（一六二一九）年に、人々の立花に順位をつける点取り立花を行つたという。しかし、これは後水尾院の催した禁中大立花でのことであり、そこに庶民の参加はなかつた。もし、このような点取り立花が流行し、連歌のように人々が熱狂していたなら、狂言に取り入れられてもおかしくなかつたろう。しかし、そのような例は見いだせない。つまり、ゲーム的な要素の強い花会は、流行と呼べるほど庶民の間では行われていなかつたということではないだろうか。

また、第二章で、たてばなが町衆の間にも広がっていく歴史を述べたが、誰もが押し板や違い棚のある家に住めたわけではなく、座敷飾りとして花を立てられた庶民は、それほど多かつたわけではないだろう。六角堂で池坊の立てた花を眺めて楽しむことはできても、自分で立てるとなると、場所を選ばず楽しめる連歌とは違い、なかなか困難な面もあつたのではないか。

もちろん室町時代の庶民の間でも、花を飾ることはあつただろうし、富裕層の間では、花を立て、花瓶とともに観賞する立花の会は行われていたかもしれない。だが、狂言作者の周辺では、さほど身近な遊びではなかつた。それが、たてばな・立花を描く狂言の少なさの原因ではないだろうか。

ただし、真についての知識と、真が重要なものであるという認識は、演能を通じて公家や武家とも関わり、世阿弥らの考えを知る機会も持つっていた狂言作者の中に、十分あつたと思われる。そこで、「太刀奪」の強引で不自然な前半の設定を、より自然なものにするため、形状のよく似た真と太刀とがすり替わるという設定を考え、立花を取り入れてみた、というのが「真奪」の成立事情だったのではないだろうか。

風炉・釜・茶碗・茶入・水さし・水こぼし」（「大系」）という風に出てくることがある。また、「子盗人」で盜人が有徳人の家に侵入し、座敷に置かれた茶道具を見て「ハハア、これはなんじゃ、茶の湯の道具。風炉・釜・茶碗・茶入・水さし・水こぼし、火箸・羽箒。さてもさても結構な道具じゃ。ハハア、あの釜はさだめて芦屋であろう。またこの茶碗は疑いもない高麗と見ゆる。さてまたこの茶入の、姿形のしおらしさ。これは何を一色取つても、いつかどの元手になることじや」（「大系」）と感心する場面もあり、この場合は有徳人の象徴として茶道具が用いられるのである。

「附子」でも太郎冠者と次郎冠者が割るのは台に載せた天目茶碗であるし、牧谿和尚の墨絵の觀音の軸を破つてもいる。茶碗や墨絵は、当然座敷飾りである。

「大系」の「八句連歌」では借金をしている男が貸し主の男の家に行き、普請したばかりの家の中を見て回りながら、「ハハア、これへお床を付けさせられたの」「総じて床などと申すものは、付けにくいものじゃと申しますが、このお座敷では、ここならではほかにお床の付けさせ所はござりませぬ」と世辞を言う。「床」は室町時代の建築の押板と同じ用途で用いられる物で、近世になつて作られるようになつた。この、床を付けたことを誉める件は虎明本はないので、古くからあるセリフかどうかはわからないが、「床」があるということは、当然、そこを飾り付けしているはずで、花が飾られていることも意味しているだろう。つまり、「八句連歌」の貸し主や「附子」の主など、富裕層は座敷飾りをして、花を飾っているという認識が、狂言作者の中にあつたということである。しかし、花瓶は登場せず、花や花瓶に熱中する人々も「真奪」以外に登場しないのは、なぜなのであろう。

中世の人々は連歌には熱狂したが、花会についてはどうだったのだろうか。連歌は点をつけ、賞品を出したりしているので、それも大流行の要因の一つだったようだし、茶の湯についても、人々が楽しんでいたのはいわゆる佗茶ではなく、はじめは茶比べというゲーム性の高い遊びだったのである。

花飾等撤之（同年同月九日条）

会所には絵が飾られ、その前の棚や脇の卓に、人々が花を立てた花瓶を並べている。花だけではなく盆や香台なども並べられ、翌日もそれらの飾りは片付けられなかつた。これは、近隣の人々にも見物させるためであり、すべてを撤収したのは翌々日の九日である。

仙洞でも将軍家でも七夕花合は盛んに行われており、花を飾るだけでなく、花瓶を合わせることも重要な要素であつた。

では、「真奪」で述べられている立花の会とはどのような会なのであろうか。

虎明本⁽⁴⁾には、「此間は立花がはやつて、各のまはり花をなさるるが」^{おのお}というセリフがある。茶道の七事式に花を客が順々に生ける「回り花」というのがあるが、七事式は一七〇〇年代半ばに定められたものなので、ここは七事式の回り花のことではないだろう。

狂言では連歌の会の出てくる曲が多いが、たとえば「千切木」でアドの「あたりの若い衆と寄り合うて、連歌の初心講を取り結んでござれば、すなわち頭に当つてござる」（「大系」）というセリフや、「連歌盜人」でシテが「初心講を結んで、近日連歌の當に當つては御座れども、身上不如意に御座つて、この當を勤めう手段が御座らぬ」（「集成」）というセリフからもわかるように、当時の連歌会では、頭を持ち回りで担当していたようである。これと同じく、虎明本の「まはり花」も、酒宴の準備をしたりする当番や会場の提供を持ち回りでやる花の会、というくらいの意味だったのではないだろうか。したがつて、「真奪」で述べられている立花の会とは、各自の家を持ち回りの会場として、花を立て観賞する会であると推測しておきたい。

『看聞日記』にもあるように、花瓶の觀賞も花会では重要な要素であった。しかし、狂言では花瓶について言及された曲がまったく見られない。茶道具については、「磁石」などの市場の場面で「これはなんじや、茶の湯の道具。

虎明は当然、世阿弥の論を知っていたろうし、その知識はむしろ、世阿弥そのものより、『八帖花伝書』で得たとも考えられる。また、禪鳳が茶の湯、連歌、花など多くの趣味を持ち、それによつて謡の稽古をする町衆たちとのつながりを得ようとしたように、虎明も立花のたしなみがあつたかもしだい。

前章でも述べたように、たてばなは池坊専慶が出た頃から一般の人々の間にも広がつたと考えられている。また、能の伝書中には「真」や「本木」という言葉が早くから用いられていた。以上のことから、狂言関係者にとつても、真はなじみのある言葉であつたと考えてよいだらう。

四 立花の会について

「真奪」では、立花の会が盛んと述べられてゐるが、もともと立花の会といふのは、花合の形で始められた。

先述の『看聞日記』は、七夕の花合について詳しい。

七夕法楽草花召集。先会所常御所。聊飾之。屏風一双立廻。唐絵五幅懸之。其前棚一脚立之。層重々花瓶。色々器物有之。
左右脇卓机等立並。花瓶数瓶盆等置之。北間本尊^{達磨}懸之。其前卓一。氈一枚敷之。飾大概如此。花所進人々。
御自分一瓶。茶碗。草花。瓶胡銅盆。
三位一瓶。草花。瓶胡銅盆。
重有朝臣一瓶。胡銅盆。
長資朝臣一瓶。胡銅。
即成院二瓶。胡銅香台。
退
藏庵一瓶。胡銅蓮華立。
光台寺一瓶。胡銅盆。
玄忠一瓶。胡銅盆。
行光一瓶。胡銅盆。
禪啓一瓶。胡銅香台。
有善一瓶。唐金盆。
宝泉二瓶。胡銅唐盆二。
此外大光明寺。藏光庵。法安寺。下野良有。花許進之。以上十五瓶有之。(応永二十五年)
七月七日条)

花座席未撤（同年同月八日条）

金春禪竹の孫で、役者としても作者としても活躍した金春禪鳳は、連歌・茶の湯・花など、他の芸能との交渉も幅広く持つていたようなのだが、その弟子による聞き書き『禪鳳雜談』^{（まことだん）}の中で「兵法稽古候に、長袴に腰を据などして、笠負うて、刺し合ひの、刀法のと申し候。是が稽古にて候。眞の時、其の用にて斬られ候はず候。花を立てる候も、前より眞や下草を切りなどし候はず候。当座に、結ひたる花を、はらりと切り乱し候心にて候。」^{（まこと）}（傍線筆者）と述べている。

また室町末期の『八帖花伝書』は、編者不明の能楽伝書だが、「太夫を花の心に喻へ、役者を下草に象るなり。太夫は一座の大将、花の心なれば、如何にも如何にも下草より威勢のあるように持成すべし。又、太夫よりは下草へ相応する様に心得べし」^{（まこと）}（傍線筆者）と述べている。

こうした能の伝書と同じく、大蔵虎明『わらんべ草』^{（むらんべぐさ）}六十六段にも、狂言の芸の仕様を、立花の眞と下草にたとえた箇所がある。

万事に序有、風袋有。例へば、猪を捕らんとて、十町も廿町も垣を仕廻し、一所に落ち穴を拵へおけばその穴へおち入。穴ばかり拵へ垣は風袋とてせざらんは、猪は捕られまじ。する所は二三ヶ所ならではなけれども、一番長々とした事をする也。

狂言の仕様は、序破急と心得べし。序は静なり、破は中、詰は急也。其内狂言は二所三所と云は、肝文の所育てん為也。

立花も、眞を立て下草にて彩る也（傍線筆者）

これは六十六段の「二番の中に、狂言は二所三所ならでは有べからず」に補足した部分で、狂言の見せ所は一曲中二三箇所程度でよく、すべてを通して笑わせようとするのではない。立花も眞という重要な枝だけで構成されるわけではなく、下草を合わせて彩ると同じである、と説明している箇所である。

深草は、狂言では東山ほどよく登場する地名ではないが、歌枕であり、鶴や月の名所として知られ、やはり真をはじめとして、草花を探すに適した郊外の土地であると言える。

深草は、現在では京都市伏見区に属する。その伏見に御所を構えていた伏見宮貞成親王は、日記『看聞日記』の中で、知人に七夕花合わせの花を所望され、贈ったとしている。

菊弟仙洞御花合二両瓶可進之由被仰下。草花少々可召賜之由被申。可進之由令申（応永二十五年一四一八年七月五日条）

菊弟へ草花一筒遣之（同年同月六日条）

仙洞御花合自諸方當所花所望。就所縁各遣之。菊弟被所望之間一瓶遣之（応永二十六年一四一九年七月六日条）^⑨

また、松岡心平氏によれば^⑩、『山科家礼記』の文明十八（一四八六）年四月十九日条に、立花の真に使う松や檜を五、六本もらったという記事がある。このような例から見て、郊外の知人から花や枝をもらう、あるいは花を求めて郊外に出向くというのは、当時一般的なことだったと思われる。

では、真について狂言関係者には、どの程度の知識があつたのだろうか。

真すなわち本木（もとぎ）という言葉は、世阿弥の『風姿花伝』にも能の中心素材の意味でしばしば用いられている。「それは本木の人体によりて似合ふべし。漢家・本朝の来歴に従つて、心得分くべし」「よき本木の能を上手のしたらんが、しかも出で來たらんを相応とは申すべし」「いかにも申樂の本木には、幽玄ならん人体、まして心・言葉をも優しからんを、たしなみて書くべし」（以上すべて「第六花修」による。傍線は筆者が付した）などである。

先述の『仙伝抄』や『文阿弥花伝書』にも、まだ分類基準は曖昧ではあるが、真・行・草の分類が出てくる。

『専業伝書』（天文二十（一五五二）年奥書のもの）によると、三具足の花のような「真のたてばな」のときは直立した真が良いが、「行のたてばな」のときは直立していなくてもよいとされる。そして、「真奪」のセリフに出てくる「立花の会」は、「行のたてばな」に区別されるので、まつすぐな真でなくともよかつたということになるのだが、「真奪」では先述のとおり、まつすぐな真を求めていると考えられるので、真は直立しているものという概念が人々の根底に根強くあつたことがうかがわれる。

前掲のとおり「集成」では、「見事な松の真」というセリフがあるのだが、真には松が用いられることが多いかったようである。とくに池坊では三具足の花をすべての花の基本骨法と考え、原則として真は直立した若松を用いている。

池坊のたてばなについては、前章でも述べたように、町衆になじみ深い六角堂を根拠とし、公家や武家だけでなく、広く一般の人々にも浸透していた。「真奪」も、当時の京の人々に受け入れられ、直立の真を重んじた池坊のたてばなの影響下に作られた曲だと推測できるかもしれない。

では、その真を人々はどうのように手に入れていたのであろうか。「真奪」では、主従は東山（大藏流）、深草（和泉流）に真を取りに行くという設定である。また、通行人の男は、

「まかり出でたる者は、このあたりに住まい致す者でござる。某等閑無う致すお方へ、心を進上致そと、お約束致いてござるによつて、持つて参らうと存ずる」（大系）
と言つております、贈答するためには真を持ち歩いているという設定になつてゐる。

東山は、狂言では遊山に出かける場所としてしばしば登場する地名である。清水觀音への参詣という設定も多い。また、花見の名所として出てくることも多く、真を探しに行く場所としてふさわしいと言えるだろう。

「天下治まりめでたい御代でござれば、この間のあなたこなたの立花（りつか）の会はおびただしいことでござる」
（『日本古典文学大系 狂言集上』^⑤ 以下「大系」）
のように「たてばな」とは言わず、「りつか」と言つているが、この曲の時代背景が室町時代であることを考えれば、想定されているのは、たてばなであるとしてよからう。したがつて、多くの役枝を用いて複雑化した専好以降の立花（りつか）ではなく、真を中心として、何種類かの下草で構成される、シンプルなたてばなを立てることを指していると解釈しておきたい。

三 「真」について

次に、題名となつてゐる「真」について若干の考察を試みたい。

真は、たてばなにおいて中心となる枝であることは先述のとおりである。また下草は、真に添えられる草花のこととて、たてばなはこの真と下草との組み合わせで成り立つものである。

「真奪」では、太郎冠者が「あれへ見事な松の真を持つて参ります。貰うて参りませう」（「集成」）と言つたり、主が「ヤイ太郎冠者、あの心を見よ。何とみごとな心ではないか」（「大系」）と言つたりしており、主従は男の持つ真を良い真だと考えているのだが、この場合の良い真とは、まつすぐな枝のことを指すと考えられる。というのも、太刀と真とがすり替わったことに、当初太郎冠者は気づかないものであるから、この真は太刀と形状が類似している、つまり細く、すつとまっすぐに伸びた、長い形状のものということになるからである。

真についての考え方は時代によつて変化しており、必ずしもまつすぐなものが良いというわけではなかつた。花瓶に何種類かの花を立て、しかもそれを真と下草との組み合わせとして考えるのが、もともとのたてばなのだが、やがてたてばなは、用いられる枝の数も増え、複雑化し、他の芸能と同じく真・行・草に分けられるようになる。

このような池坊系の主張は、觀音信仰と太子信仰を通じて池坊の本拠地六角堂とつながりのあつた京の町衆に支持され、広まつたとされる。時代は下るが慶長四（一五九九）年九月には、池坊専好が大雲院の落慶記念に、門弟百人で「百瓶華会」を催し、僧侶、武士、町衆といったさまざまな階級の人々が見物に訪れたという。

元和七（一六二一）年ごろから本格的に活躍を見せる二代目の専好は、たてばなに対して「立花（りつか）」と呼ばれる新しいスタイルを作り上げた。江戸初期になると、投入（生け花）という形式が生まれるのだが、これをたてばなと明瞭に区別するため、「立花（りつか）」と読むようになるのである。立花と投入は別々に伝書が作られ、総称する必要が生じたとき「花道」という呼称が使われ出した。

立花はたてばなよりも用いられる枝数が多く、構成も複雑となる。立花を作り上げた専好よりも前になるが、池坊専栄は『専栄伝書』（天文十四（一五四五）年奥書のもの）の「立花骨法図」の中で、枝の名称を「真一・副二・副請三・真隠四・見越・前置・流枝七」と明記しており、これが後に立花のいわゆる七つ道具と呼ばれる役枝、「真・副（そえ）・受（うけ）・正真・見越・流（ながし）・前置」となっていく。専好の立花は、七つ道具が制定される前の中のだが、やはり七つの役枝で構成されている。真・副（真が高さを表すのに対し、幅や奥行きを出すために用いられる枝）・副請（真の反対側で真を受ける姿の枝）・流（副の反対側の下段に流れ出るような形で用いられる枝）で全体を統一し、「真かくし」（花型のまん中に位置し、真よりも軽量の枝）・「見越」（花型の上段に位置し、上段の奥行きを作る枝）・「前置」（花型正面の下段に位置し、花材と水とが接するところから少し上のあたりまでを引き締めるために用いられる枝）・「控」（花型の副側下段に振り出した枝）を有機的に結びつけ、雄大な形を作り出したものだったという。

さて、狂言「真奪」では

「此のうち方々の立花（りつか）のはやるは夥しい事でござる」（「集成」）

かるとおり、文阿弥は将軍家や武家の座敷飾りに深い関心を寄せていたのだが、そのたてばなは、武家だけではなく、公家からも人気を博していたという。二代目の文阿弥は大永・天文年間に活躍している。

初代文阿弥に相伝され、その加筆によって成立したと考えられる花伝書に『文阿弥花伝書』がある。そこに見られる文阿弥の主張は、花瓶をよく見て、その花瓶にどのように立てればよいかを思案せよ、というもので、真つまり中心となる枝と下草を取り合わせ、それらを花瓶とどう調和させるか、また枝の上下左右への動きや釣り合いをどのように取るなどを考えながら立てることを重要視している。

十五世紀中期から後期には、他にも同朋衆以外のたてばなの専門家が次々に登場する。山科言国や雜掌だった大沢久守や、京の頂法寺六角堂執行の池坊専慶などである。そして、たてばなは公家や武家の間だけではなく、一般の人々の間にも広まり、花会なども行われるようになる。

また十六世紀のはじめ、天文頃になると、いわゆる天文花伝書と呼ばれる多数の花論書が生まれた。著名な物に『仙伝抄』『専応口伝』などがある。『仙伝抄』は、当時のたてばなの流れであった阿弥系（座敷飾り系）、谷川流（多くの木や草花を取り合わせ、馬盥や大飯鉢などを花器として代用するところに特徴がある。大沢久守は専門家谷川入道の弟子であった）、池坊系の三流の教えが一つにまとまつた伝書である。ここでは、将軍家や公家の座敷で唐物とともに飾られてきた初期のたてばなではなく、日本の伝統的な生活や自然を反映させる、いわば和様のたてばなが考案されており、「元服の花の事」「仏事の花」「婿嫁取の花」など、行事や出来事に対応する花の立て方が詳細に記されている。

池坊専応は、先述の二代目文阿弥と同時代に活躍し、池坊発展の基礎を作ったと言われる。池坊系始祖の専慶の主張を継ぎ、自然の花のありのままの姿を学んだ上で花を立てるこを重視しており、彼の著した『専応口伝』は、これまでの花伝書を体系的に総合したもので、室町時代のたてばなの到達点だと言われる。

太刀を奪おうとする設定よりも穩当で、より自然な笑いを生むと考えたのかも知れない。

しかし、このような穩当な形への転換は、曲調が、小さくおとなしくまとまってしまう危険性をも含んでおり、最近「真奪」の上演回数が減っているのは、立花や眞の意味が観客に通じにくくなつたから、ということ以外に、整いすぎていて、爆発的な笑いを期待できない、というところにも原因があるのだろう。

二 「たてばな」と「立花」について^⑦

室町時代になると、前代の寝殿造りが変化発展し、書院造りという建築様式が成立する。書院造りの中心は書院で、ここが対面所となるのだが、書院の主室の上段の間の背後には押板、違棚、付書院などが設けられた。

押板には三幅対の画幅が掛けられ、その前にはお供えするように三具足（香炉・花瓶・燭台）を置き、その左右に一对の花を立てた。また、違棚には上段・中段・下段ごとに、小花瓶を置いたり、口の広い花器を置いたりと、工夫をこらした花の立て方がされたし、付書院には小花瓶を置いたり、釣花瓶や柱花瓶を置いたり、かなり自由に立てていたようである。この中で中心となり、最も重んじられたのは、三具足の花であった。

このようなたてばなを定着させたのは、将軍側近の同朋衆であつたと考えられている。とくに花の名手として名高かつたのは立阿弥^{りょうあみ}で、初代と思われる立阿弥は足利義教（将軍在位期間永享元（一四二五年）から嘉吉元（一四四一年）に仕え、二代と思われる立阿弥は義政（同じく宝徳元（一四四九年）から文明五（一四七三年）に仕えた。同朋衆のたてばなは、将軍家の座敷を唐物の花瓶や書画（工芸品で飾る座敷飾りから生まれたもので、山根有三氏は「座敷飾り系たてばな」と呼んでいる。その座敷飾り系たてばなの専門家に、文阿弥^{もんあみ}がいた。文阿弥も初代と二代があり、初代は永正十四（一五一七年）に没している。永正九（一五一二年）に足利義尹（義稙）が細川高国邸へ赴いたときの記録『細川殿御飴』を、同朋衆で幕府の唐物奉行であつた相阿弥から贈られていることからもわ

橋本氏も永井氏も、太郎冠者の行動を町や道、祭りといった非日常の空間の中で行われたものと考察しているが、それはつまり、太郎冠者の行動がそれだけ異常であるということを示している。確かに、太郎冠者は常識人とはとても言えない行動をとることが多いが、それにしてもいきなり他人の持つ太刀を奪い取ろうというのは、ひじょうに強引な設定という印象を受ける。たとえば「成上り」のように、寝ている間にすり替えられていたという設定の方が自然であり、太郎冠者という登場人物の、ぬかりが多いという特徴とも合致しているように思える。

橋本氏はまた「真奪」と「太刀奪」の関係について「〈真奪〉は冠者が奪おうとするものを立花の真に替えるだけの類曲で、冠者は通りがかりの男から真を奪う代りに太刀をとられ、取り返そうとして同じことになるのだが、これは狂言自体が〈太刀奪〉の変形として形成されたものであろう。」^⑥と述べているが、「太刀奪」は既に「寛正五年糺河原勧進猿樂」に曲名が見え、古い曲であることがわかつてゐるため、「太刀奪」が「真奪」に先行するというのは妥当な見解だろう。

「真奪」の形成過程を考えるに、まずは、太郎冠者が町で脅されて太刀を奪われるという単純な展開の天正本「繩縄盜人」の前半部に、「すっぱ化」した太郎冠者という要素を加味して「太刀奪」が形成された。そこに中世で流行したたてばなを取り入れ、真と太刀がすり替わるという設定で形成されたものが「真奪」だったと考えておきたい。「真奪」形成の際には、強引に相手から物を奪い取ろうとする「太刀奪」の無理な設定を、太刀と真がすり替わるという、「成上り」的な自然な設定に転換したのである。ただし、目的の物を奪おうとした挙げ句の失敗、という展開は「太刀奪」にならつてゐる。「成上り」は、すり替えられた後の言い訳のおもしろさが趣向となつていたが、そのような趣向もなく、ただ油断して太刀と真をすり替えられたというのでは、劇的要素に乏しくなる。良い真を求めて取り合いになるという設定は、たてばな流行の時代において、実際に起こりえたことと考えられるし、また、もともと自然の中に生えていたもので、金銭的な価値の発生しない真を取り合うという設定ならば、高価な

い訳の発想のおもしろさが中心趣向なのであるが、和泉流では後半に縄を綯う趣向が付加されていることは、先ほど確認したとおりである。

これらの曲の中で、太刀を奪われるまでの展開が最も強引だと思われるのは「太刀奪」である。太郎冠者は偶然通りかかった男の持つ太刀を、

「あれへ見事な太刀を持って参る。いて取って参りませう」（『狂言集成』^③以下「集成」と言つており、善良な庶民であるはずの太郎冠者が、犯罪を犯そととする展開になるのである。

この曲については橋本朝生氏の次のような見解がある。^④

路次狼藉を働くのはすっぱに限ったことではない。しばしば見られるのが太郎冠者のそれである。「太刀奪」は主従が太刀も持たずに外出し、通りがかりの男が持った太刀に目をつけ、それを太郎冠者が奪おうとするもので、類曲「真奪」では立花の真を奪おうとする。いずれも太郎冠者がそれに失敗して逆に刀を奪われ、その刀を奪い返そうとして男を捕え、縛ろうとして縄を綯うということになるが、これらはすべて路上で行われるのである。これについて安野真幸氏は「下人と犯罪」（弘前大学教養部『文化紀要』二四、昭和六一・八。『下人論』前掲、収録）で、「主人のお伴をしている太郎冠者はイエの外の道路や市場といった無縁の場において、率先して他人のものを奪おうとする」とし、道路や市場が「盗みを半ば正当化する特殊な法圏」であるとされている。

また、永井猛氏も

狂言「太刀奪」で太郎冠者が、通り合わせた男から太刀を奪おうという異常な行動に出るのも、北野神社の御手水の会という祭礼の場であつたからであろう。^⑤と述べている。

縄が綯えて、盜人を縛ろうとするが、間違つて主を縛つて、転ばしてしまつたもので、なぜ主人と太郎冠者が出かけるのか、どのような方法で太刀が奪われるのか、といった詳細は描かれておらず、やはり後半の、太郎冠者が縄を綯う趣向が最大の見どころだと推測できる。

また、主人と太郎冠者が外出先で太刀をすり替えられる、という部分が類似している曲に「成上り」がある。これは清水寺に参籠していた主従が、寝ている間に、すっぱに太刀と青竹をすり替えられてしまうという筋であるが、見どころは、失態をごまかそうとした太郎冠者が、嫁が妬み成り上がるとか、山芋が鰻に成り上がるなどといったとぼけた成り上がりの例をいろいろとあげて、太刀が青竹に成り上がつたと言いたい訳する場面である。大蔵流ではここまで終わるのだが、和泉流ではその後に、「真奪」「太刀奪」と同じく、盜人を捕らえ、太郎冠者が縄を綯うという展開を付け加えている。

和泉流には「なまくさもの脣物」という類曲があり、これは太郎冠者が蓑苞に包んだ太刀を一人で運ぶ途中、悪者に脅されて盗まれてしまうという筋なのだが、後半、主人とともに盜人を捕らえ縄を綯うという展開が共通している。

さて、これらの類曲には一つの共通部分がある。一つは太刀または刀をすり替えられる、あるいは奪われるという設定である。整理しておくと、「真奪」では男の持つ真を奪おうともみ合ううちに、真と太刀とがすり替わる。「太刀奪」では、太刀を持たずに出かけた主従が、男の太刀を奪おうとして逆に脅され、持っていた刀を奪われる。「成上り」では、寝ているすきに、すっぱに太刀と竹をすり替えられる。「脣物」では、使いの途中の太郎冠者が悪者に目をつけられ、蓑苞に包んだ太刀を脣物だと言い張るもの、太刀だと見破られて奪われる。また天正本「縄綯盜人」では、事情は説明されておらず、太刀が奪われる展開のみが描かれている。

もう一つの共通部分は、盜人を捕らえてから縄を綯うという設定で、この部分がこれらの曲の中心趣向であると言える。ただし、「成上り」に関しては、中世の下克上の世の中を背景とした、青竹が太刀に成り上がるという言

歌の会において、座敷に天神の絵を飾り、その前に花を生ける習慣があつたことをうかがわせる曲などが見られる。つまり、これらの曲は、中世庶民にとつて花が生活に浸透したなじみ深いものであつたことを示すものなのだが、たてばなを題材とした曲は、わずか一曲にすぎないのである。

本稿では、狂言において希少な題材であるたてばなを描いた「真奪」について考察し、あわせて、狂言曲中における花の用いられ方にについて整理してみることとする。

一 狂言「真奪」と類曲

狂言「真奪」のあらすじを、茂山千五郎家の台本「茂山真一本」を底本とする『狂言ハンドブック』^①より以下に記そう。

シテは太郎冠者、アドは主人と通りがかりの男である。主人と太郎冠者は、立花に使う真（中心となる枝）を取りに出かけ、良い真を持った男に路上で偶然出会う。太郎冠者は男の真を奪うが、逆に主人の太刀を奪われてしまう。主従は男を待ち伏せして捕まえるが、太郎冠者は男を縛る縄を悠々と綯い、その上あやまつて主人に縄をかけたので、男は逃げ去ってしまう。見どころは後半の、盗人を目前にしながら、太郎冠者が盗人を縛るための縄を綯うという、「ぬすびとを見て縄をなふ」ということわざを舞台化した趣向にある。

類曲に「太刀奪」^②がある。これは、太刀を持たずに北野神社の祭礼に出かけた太郎冠者と主人が、通りがかりの男の持っていた太刀を奪おうとするが、逆に主人の刀を奪われてしまう、という曲で、後半は「真奪」と同じく、捕られた男を縛る縄を太郎冠者が綯うという展開になる。

これらの曲の原型と考えられるのは天正本^③の「繩綯盜人」である。そのあらすじは、まず主が出て太郎冠者を呼び出し、二人で町へ行くが、太刀を盗られてしまう。盜人を捕らえたものの、太郎冠者は藁を打ち、縄を綯う。

狂言に描かれた花——「真奪」の考察を中心として

キーワード：狂言、「真奪」、立花、真、中世

網本尚子

はじめに

室町時代に生まれた芸能である狂言には、当時のさまざまな流行が反映されている。中でも顕著なのは連歌と茶の湯で、連歌の会に熱中する人々の姿を描いた曲や、日常生活への茶の湯の浸透をうかがわせる曲など、数多くの曲が作られている。

また、道具比べ、宝比べなどの遊びや、祭りの相談・練習など、京都の町衆が寄り合つて楽しんでいた（連歌や茶の湯もそうした遊びの一つである）時代背景に基づく曲も多いのだが、では、同じく室町時代に生まれ、流行していくはずの「花」は、狂言ではどのように描かれているのだろうか。

室町時代において、現在の生け花の源流にあたる立花（たてばな）が流行していたことはよく知られている。しかし、狂言でたてばなを題材とした作品は、実は「真奪」一曲しかない。

もちろん、たてばな以外の花の登場する曲は多い。桜をはじめとして、梅、菊、萩などの名花を観賞したり、連